御宿町告示第８号

御宿町議会第１回定例会を次のとおり招集する。

平成１６年３月１日

御宿町長　井　上　七　郎

記

１．期　　日　　平成１６年３月８日

１．場　　所　　御宿町役場議場

平成１６年第１回御宿町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

平成１６年３月８日（月曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名人の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　選挙第　１号　選挙管理委員の選挙について

日程第　４　選挙第　２号　選挙管理委員補充員の選挙について

日程第　５　推薦第　１号　農業委員会委員の推薦について

日程第　６　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　７　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　８　議案第　１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成１５年度御宿町一般会計補正予算第６号）

日程第　９　議案第　２号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第１０　議案第　３号　御宿町教育委員会委員の任命について

日程第１１　議案第　４号　議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１２　議案第　５号　特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１３　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１４　議案第　７号　御宿町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第　８号　御宿町事務分掌条例の制定について

日程第１６　議案第　９号　御宿町出産育児祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７　議案第１０号　御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第１１号　平成１５年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第１９　議案第１２号　平成１５年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第２号）

日程第２０　議案第１３号　平成１５年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第２１　議案第１４号　平成１５年度御宿町一般会計補正予算（第７号）

日程第２２　議案第１５号　平成１６年度御宿町水道事業会計予算

日程第２３　議案第１６号　平成１６年度御宿町国民健康保険特別会計予算

日程第２４　議案第１７号　平成１６年度御宿町老人保健特別会計予算

日程第２５　議案第１８号　平成１６年度御宿町介護保険特別会計予算

日程第２６　議案第１９号　平成１６年度御宿町一般会計予算（提案理由の説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	石井芳清君	２番	松﨑啓二君
３番	式田善隆君	４番	伊藤博明君
５番	吉野時二君	６番	川城達也君
７番	式田孝夫君	８番	瀧口義雄君
９番	白鳥時忠君	１０番	小川　征君
１１番	中村俊六郎君	１２番	浅野玄航君
１３番	貝塚嘉軼君	１４番	新井　明君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村　實君
総務課長	綱島　勝君	企画財政課長	新藤　研君
教育課長	石田義廣君	税務課長	吉野健夫君
環境整備課長	井上秀樹君	農林水産課長	米本清司君
建設水道課長	藤原　勇君	商工観光課長	氏原憲二君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	田中とよ子君

事務局職員出席者

事 務 局 長　瀧 口 和 廣 君　　主 任 主 事　市 原　茂 君

◎開会の宣告

○議長（伊藤博明君）　おはようございます。

本日、平成16年第１回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成16年３月招集御宿町議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤博明君）　日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

御宿町選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員及び補充員が３月31日をもって任期満了となるため、地方自治法に基づき選挙事由の発生について通知を受けました。

また、町長より、農業委員会委員の任期も３月30日をもって任期満了となるため、委員の推薦依頼がありましたので、本定例会の議案として提出いたしましたのでご審議願います。

監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

◎町長あいさつ

○議長（伊藤博明君）　井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　おはようございます。

本日、ここに平成16年第１回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、本日から18日までの日程で、平成16年度一般会計予算案を初めとする予算案件９件、専決処分の報告１件、固定資産評価審査委員の選任等の人事案件２件、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を初めとする条例案件７件の計19議案を審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、平成16年度一般会計予算概要をベースに新年度の方針について申し述べ、私の所信の一端とさせていただきます。

予算編成の前提となる我が国の経済状況は、かつて経験したことのないデフレ状態が継続し、国民生活に大きな影響を与えています。

こうした中、県の財政状況も極めて厳しく、町を取り巻く財政環境は年々厳しさを増しており、税収等の大幅な落ち込みや、地方交付税の減少など、歳入における明るい兆しは見込めない状況にあります。

しかし、こうした厳しい状況下にあっても取り組まなければならない課題は多く、住民生活に密着している町政を担う役割はますます大きくなってくるものと思われます。このため、平成16年度自主財源の確保を最重要課題と位置づけ、県税務課職員の派遣を要請し、町税の収納率向上対策に積極的に取り組み、滞納税額の縮減を図ります。

また、町行政改革大綱を着実に実行し、事務事業評価の結果をもとに効率的な行政運営に努め、住民の福祉向上を目指してまいらなければならない決意を新たにしているところでございます。

それでは、今議会で審議いたします平成16年度当初予算編成に当たっての基本的な考え方について申し述べさせていただきます。

国・県が本格的な財政構造改革に取り組む中、本町においても施策を総点検し、限られた財源を住民福祉の向上に効果的に配分する財政構造への転換が必要であるとの認識から、予算編制の方式を従来の査定方式を改め、各課一定の予算枠を配分し、その範囲で各課が主体性を持って予算編成に取り組むことができる枠配分方式を導入いたしました。

このことにより、施策内容を最も理解している各課が早い時期から事業の選択や再構築を進め、ゼロベースから事業を組み立てて予算編成を行ったため、当初予算段階では収支不足を生じませんでしたが、その後に示された地方財政計画により予測を上回る交付税等の縮減や三位一体改革による保育所運営費負担金等の一般財源化などにより大幅な歳入減となり、再度従来どおり数回にわたる各課協議を行うという大変厳しい予算編成となりました。

その結果、一般会計の予算額は33億5,300万円で、対前年比14.1%増となったわけですが、平成16年度予算編成は平成７年、８年度減税補てん債の借りかえに伴う償還経費や学校建築事業にかかわる経費を計上しておりますので、それを除いた実質的な予算額は28億2,000万円となり、対前年比3.75%減となりました。

続きまして、平成16年度予算の内容につきましては、新たな施策事業を中心に各分野の主要事業を申し述べさせていただきます。

まず、保健福祉の分野ですが、すべての人に優しいまちづくりを基本理念とし、高齢者や障

害を持つ方などだれもが安心して生きがいを持って生活できるまちづくりを進めていくため、各世代に合わせた健康教育や健康相談・健康診断など、保健事業の一層の充実を図るとともに、高齢者に対する福祉サービスを引き続き実施してまいります。

また、少子化や核家族化が進行する中、次世代育成支援対策推進法が制定されましたが、現在実施しております次世代育成支援に関する調査等をもとに、皆様のご意見を反映した町行動計画を策定し、安心して子供を産み、健やかに育てる環境づくりを推進してまいります。

少子高齢化はさらに進むことが予測され、多様な福祉需要が見込まれますが、限られた財源の中で従来の福祉サービスのあり方を見直し、緊急性や必要性の高い福祉サービスへ組みかえていく必要があると考えます。

次に、教育の分野ですが、中学校の建設につきましては、現御宿高校施設の利用案もありましたが、検討を重ねた結果、当初計画のとおり平成16、17年度で継続費を設定し、実施することといたしました。

また、御宿小学校体育館の一部改修を初め、中学校海外派遣事業や各種親子教室等も引き続き実施するとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、御宿町の特色を生かしたゆとりある教育活動を展開してまいります。

次に、生活環境の整備では、県道バイパス接続路線である町道0106号線の改良工事を初め、他の町道の新設改良工事や維持補修、また町営住宅の整備では居住環境の改善及び利便性の向上を図り、すべての住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、だれもが使いやすい道路や公共施設の環境整備に努めます。

また、災害に強い安全なまちづくりとして、引き続き連携して地域防災訓練を実施し、地域における自主防災組織の育成を図るとともに、新たに防災マップを作成し、全戸配付するなど住民の防災意識を高め、地域ぐるみで防災体制の確立を目指してまいります。

また、環境問題につきましても、清掃センター施設の運営管理を充実し、ダイオキシン対策に万全を期すとともに、生ごみ処理機等購入費や合併浄化槽設置補助を引き続き実施し、生活基盤となる豊かな自然環境を守り、住民の皆様とともに環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

次に、産業振興の分野ですが、長期化する景気低迷の中、地域経済を支える小売業やサービス業を活性化するため、商品券事業への補助や中小企業利子補給などを継続して実施し、経営の安定と商店街の振興に努めます。

また、観光面では、年間を通しての観光客誘致に向け、従来の各種イベントや企画展に加え、

体験型観光の実施を千葉フィルムコミッションによるテレビＣＭ撮影を積極的に誘致するなど、御宿町独自の歴史や文化資源を生かした広域観光ＰＲに努めたいと考えます。

また、農林業につきましては、継続事業の実施はもちろん、有害鳥獣駆除対策や農業基盤整備を目的とした中山間総合整備事業を推進し、水産業では、５カ年計画で岩和田漁港の堤防かさ上げを実施するなど、漁港の整備事業に取り組んでまいります。

次に、行政関係といたしまして、これまで電子自治体を目指して庁内ＬＡＮの構築、住基ネットや総合行政ネットワークへの接続を行い、業務の高度化、効率化に取り組むとともに、ホームページによる住民への情報提供など住民サービスの向上に努めてまいりましたが、今後も利用者の立場に立ってサービス提供を目指しながら、特に個人情報保護やセキュリティシステムの整備を推進してまいります。

また、平成17年３月に合併50周年を迎えることから、記念誌の発行等記念事業の実施も検討しております。

最後に、市町村合併につきまして、３月１日の全員協議会で申し上げましたとおり、夷隅郡５町での任意協への参加をすることとし、全員協議会終了後、１市４町にその旨報告してまいりました。昨年10月31日の夷隅郡市合併協議会解散から今日まで、議会におかれましてはたび重なる勉強会や住民懇談会を開催していただき、深く感謝申し上げます。

市町村合併に伴うメリット・デメリットの形態や規模については、組み合わせによって相違が生じることにはなりますが、御宿町の将来にとってどのようなメリットをもたらすか常に検証し、議会の意見を踏まえた上で最終的な結論を導き出したいと考えます。そのスタートとして、５町での協議開始にご理解をいただきたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、平成16年度を迎えるに当たり所信の一端と予算の概要を申し上げましたが、非常に厳しい財政状況の中、この新年度予算の重みを十分認識し、まちづくりの主役は住民皆様一人一人であることを基本に、より効果的な事業を実施していきたいと考えております。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

まず、２月９日、南房総広域水道企業団運営協議会及び定例会が開催され、平成16年度水道用水供給事業会計予算を初め２議案が原案のとおり可決されました。当町の負担額は、総額2,558万2,000円となっております。

次に、２月18日、夷隅郡環境衛生組合定例会が開催され、平成16年度予算を初め３議案が原案のとおり可決されました。予算総額は歳入歳出それぞれ６億7,527万3,000円で、当町の経常的負担は1,862万737円で、負担率は15.7%となっております。

同じく２月14日、布施学校組合定例会が開催され、平成16年度予算を初め３議案が原案のとおり可決されました。予算総額は歳入歳出それぞれ3,471万1,000円で、当町の負担額は1,812万2,000円となっております。

次に、２月26日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会が開催され、平成16年度予算など３議案が原案のとおり可決されました。予算総額は歳入歳出それぞれ18億8,212万2,000円で、当町の負担額は1,228万9,654円となっております。

次に、３月４日、国吉病院組合議会定例会が開催され、平成16年度予算など、３議案が原案のとおり可決されました。当町の負担額は2,470万4,000円となっております。

以上で諸般のご報告を終わりますが、先に申し上げました19件の議案につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、十分なるご審議を賜りましてご決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

◎会議録署名人の指名について

○議長（伊藤博明君）　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議協議会規則第119条の規定により議長より指名いたします。10番、小川征君、11番、中村俊六郎君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（伊藤博明君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から11日間とし、９日から16日までは議案審査のため休会とし、最終日を３月18日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間とし、９日から16日までは議案審査のため休会とし、最終日は３月18日に決定いたしました。

◎選挙第１号　選挙管理委員の選挙について

○議長（伊藤博明君）　日程第３、選挙第１号　選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決しました。

推薦する方の略歴を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

選挙管理委員会委員には、御宿町新町195番地の１、村田東吉君、御宿町六軒町441番地、水上一夫君、御宿町浜2,163番地の１、渡邉定夫君、御宿町岩和田987番地、加藤惠次君、以上４名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました村田東吉君、水上一夫君、渡邉定夫君、加藤惠次君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

◎選挙第２号　選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（伊藤博明君）　日程第４、選挙第２号　選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決しました。

推薦する方の略歴を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

選挙管理委員会委員補充員には、御宿町上布施1,342番地の１、井上賢一君、御宿町久保1,332番地の２、川名　勲君、御宿町須賀472番地、山口秀雄君、御宿町上布施789番地、櫻井榮子君、以上４名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井上賢一君、川名　勲君、山口秀雄君、櫻井榮子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位について、お諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名した順位にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、補充員の順位はただいま議長が指名した順位に決定いたしました。

◎推薦第１号の上程、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第５、推薦第１号　農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会委員は、平成16年３月30日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関

する法律第12条第１項第２号の規定により推薦するものであります。

お諮りいたします。

推薦の方法はどのようにいたしましょうか。

（「指名推選」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　指名推選にご異議ないようですので、指名推選といたします。

11番、中村俊六郎君。

○１１番（中村俊六郎君）　指名推選ということでありますので、私の方から３人推薦をしたいと思います。

農業委員会委員に、御宿町上布施3,688番地、吉野睦雄氏、御宿町実谷1,092番地、君塚和徳氏、本議会議員であります伊藤博明氏を推薦したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　ただいま農業委員会委員には、御宿町上布施3,688番地、吉野睦雄氏、御宿町実谷1,092番地、君塚和徳氏、私、伊藤博明が指名されました。

お諮りいたします。

農業委員会委員には、御宿町上布施3,688番地、吉野睦雄氏、御宿町実谷1,092番地、君塚和徳氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認め、農業委員会委員には御宿町上布施3,688番地、吉野睦雄氏、御宿町実谷1,092番地、君塚和徳氏を推薦することに決しました。

続きまして、私の件につきましては、議長を副議長と交代させていただきます。

（伊藤博明議長　４番に着席）

○副議長（新井　明君）　これより私が議長を務めます。

４番、伊藤博明君に除斥を求めます。

（伊藤博明君　除斥）

○副議長（新井　明君）　本議会議員である御宿町久保1,885番地１、伊藤博明氏を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新井　明君）　異議なしと認めます。

よって、御宿町農業委員会委員には、御宿町久保1,885番他１、伊藤博明氏を推薦することに決しました。

伊藤博明君の復席を求めます。

（伊藤博明君　４番に着席）

○副議長（新井　明君）　伊藤博明君を農業委員会委員として推薦したことを告知します。

（伊藤博明議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○副議長（新井　明君）　これで伊藤議長と交代いたします。

（新井　明君　14番に着席）

○議長（伊藤博明君）　これより、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時３２分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

◎諮問第１号の上程、説明、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第６、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。平成16年５月31日をもって任期満了となる人権擁護委員、古澤　弘氏を引き続き同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

古澤　弘氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　お諮りいたします。

諮問第１号は適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は適任とすることで答申することに決しました。

◎諮問第２号の上程、説明、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第７、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現在、人権擁護委員を任命されております鈴木　巌氏は今期で勇退されますので、新たに佐藤和己氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

佐藤和己氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　お諮りいたします。

諮問第２号は適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第２号は適任とすることで答申することに決しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第８、議案第１号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第１号　専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、11月29日から30日の豪雨により発生した、上布施地先の農業用水路災害について、耕作準備作業に支障がないよう早急に復旧工事を進める必要があったため、平成16年１月21日、地方自治法第179条第１項の規定により、一般会計補正予算第６号を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに207万6,000円を追加し、補正後の予算総額を30億1,705万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　新藤企画財政課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　それでは、議案第１号、平成16年１月21日に専決処分をいたしました平成15年度一般会計補正予算第６号の内容につきまして、補正予算書に基づきご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ207万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を30億1,705万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、３ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳入ですが、地方交付税で57万6,000円の追加でございます。これは工事を実施するため地方交付税を充当いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、災害復旧費国庫補助金で150万円、これは災害復旧工事に係る国庫補助金でございます。

次に、４ページ、歳出でございます。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費で、需用費６万円、工事請負費201万6,000円でございます。災害復旧工事に係る事務消耗品及び工事請負費でございます。

なお、場所につきましては、上布施新久井地先の農業用水路１カ所でございます。工事につきましては順調に推移しておりまして、３月中に完成の見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第１号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第１号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第９、議案第２号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第２号　固定資産評価委員審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成16年３月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員に、御宿町高山田1,250番地、鈴木保克氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第２号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　挙手全員です。

よって、議案第２号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第10、議案第３号　御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第３号　御宿町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

佐藤寿夫委員が平成16年３月31日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、後任に岡村陽子氏を任命いたしたく同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成16年４月１日より平成20年３月31日までの４年間であります。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第３号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第３号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第11、議案第４号　議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第４号　議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、第５条の費用弁償について、出席するための費用弁償は１日につき1,500円とあるのを１日につき1,000円と改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第４号につきまして説明させていただきます。

本案は、条例第５条に定めてある費用弁償について、１日当たり1,500円とあるのを1,000円として改正するものでございます。

改正理由といたしましては、特別職や職員の費用弁償に相当する旅費の規定が見直されたことにより提案するものでございます。

施行期日は、平成16年４月１日からといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第４号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第12、議案第５号　特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第５号　特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、さきに実施しました人事院及び人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の給与等の改正並びに昨今の社会経済情勢、官民格差等を踏まえ、特別職の職員の給与について改正を行うものです。

なお、本案につきましては、去る２月23日に特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であるとの答申をいただいていることを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第５号につきまして説明させていただきます。

長引く景気の低迷により、地方財政も大変厳しい状況にあり、職員給与面につきましても、民間との格差の是正により人事院も２年連続してマイナス勧告がなされております。特別職につきましても給与を引き下げる必要があるという考えで、町長から報酬等審議会に諮問し、妥当であるという意見をいただいて提案するものでございます。

改正内容につきましては、町長が現行77万5,000円を76万円に、助役が62万1,000円を60万9,000円に、収入役が59万1,000円を57万9,000円に改め、平成16年４月１日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより、質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

本改正によりまして、給与総額として、新旧それぞれ、三役ですね、いかほどになるのかご説明をいただきたいと思います。

それから、提案を見ますと施行年月日が16年４月１ということになっておりますが、先般の職員の給与改定におかれましては、少し趣旨が違うというようなお話もあろうかと思いますが、さかのぼっての給与改定だったというふうに思うわけでありますが、これについてなぜ同じような措置をとらなかったのか。これについてもお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　特別職の給与につきましては、遡及するということを、職員と違うということからですね、また逆に、今までも平成８年から報酬の改定はしておりませんでした。町長については13年に１度やっておりますが、今までも遡及はしておりません。そんなことからですね、４月１日から実施するということでございます。

また、報酬につきまして今回引き下げることによりまして、町長におきましては26万円の減、また助役についても、収入役につきましては20万円の減ということで、また退職手当なり共済費等を含めますと87万9,000円が１年間で減額となるということでございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第５号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第13、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、区長会長並びに区長の月額報酬を改正するものであり、厳しい財政状況を踏まえ、区長会にて協議、検討された結果を受け提案するものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第６号につきまして説明させていただきます。

本案は、区長会で協議し、報酬月額１割を減額し、区長会長の報酬月額４万2,100円を３万7,900円に、また区長の報酬３万9,600円を３万5,600円に改正し、平成16年４月１日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

4,000円近くの減額かと思いますが、区長会ということで、自治会ということでございますが、今後こうしたものについてどのような考えで臨まれるのかお聞かせを願いたいと思います。

自治会におかれましては、各区内でそれぞれ区費などを徴収いたしましてですね、こうした役員の手当に投じるというような自治会もあろうかと思いますが、そうした中でですね、こうした自治会について今後どのような対応を図っていくのか。このままいってゼロにしてしまうのかということだろうと思いますけれども、このままいくと。大変大きな額でありますので、今後どのように自治体として、町として考えるのか、考え方についてお聞かせ願います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　今後、自治会等について区長さん、それから区役員さんの行政援助に対しての体制につきましては、報酬は下げたということからしても変わることはございません。

また、今後もそれぞれの報酬等の見直しにつきましては、またその時期に社会状況等に応じまして考えていきたいと考えております。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第６号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第14、議案第７号　御宿町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第７号　御宿町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、さきにご審議、ご決定いただきました特別職の職員の給与改正と同様、人事院勧告並びに社会経済情勢等を踏まえ、教育委員会教育長の給与について改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第７号につきまして説明させていただきます。

本条例案につきましては、特別職の給与と同様、教育長の給与を現行55万3,000円を54万2,000円に改め、平成16年４月１日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第７号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第15、議案第８号　御宿町事務分掌条例の制定についてを議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第８号　御宿町事務分掌条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の課設置条例を廃止し、新たに事務分掌条例の制定をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第８号について説明させていただきます。

従来、市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部、課を設けることができるとされておりましたが、地方自治体の組織運営の合理化を図る目的で地方自治法の一部が改正され、内部組織の設置及び分掌する事務については条例で定めるものとすると、こういうことに改められまして本条例案を提案するもので、現行の課及び事務分掌と同様の内容でございます。

そして、附則によりまして、公布の日から施行すると。

それと、今までございました御宿町課設置条例を廃止するということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

分掌条例ということでありますが、今ご説明の中で昭和30年３月の第３号ですか。例規集によりますと1,501ページからの条例かと思いますが、これの方はこのとおり廃止でよろしいわけですね。そうしますと、これ照らし合わせてみますと、課の設置条例につきましては１条の１項に収入役室という文言があるわけですが、こちらにはそうしたものがないように思うんですが、それについてはどうでしょう。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　地方自治法でいきますと、町長の権限に属するということで、今回の事務分掌を条例で定めるということでございまして、収入役室については除かれております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

　そうしますとですね、これまでは、全体を見ていないから分かりませんが、収入役室というのは別条で定めてあるわけですか。この課の設置条例はなくなるわけですから、廃止前では定めてあったわけですね、過去は。そうすると何条の規定に定めてあるわけですか。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　これにつきましては、御宿町の行政組織規則により定めてございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

　これより採決を行います。

　この採決は挙手によって行います。

　議案第８号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

　よって、議案第８号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第16、議案第９号　御宿町出産育児祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

　提案の理由の説明を求めます。

　井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第９号　御宿町出産育児祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

　今回提案いたします条例改正につきましては、第３子以降の出生児の養育者に出産育児祝い

金として支給しております金額を90万円から30万円に引き下げるもので、平成17年１月１日から施行させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　田中保健福祉課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　御宿町出産育児祝い金支給条例の一部改正についてご説明いたします。

この条例につきましては、平成３年４月１日から、人口増加対策、次世代を担う児童の確保、児童の健全育成と町の活性化を図るためとして、出産育児祝い金を支給するということで条例制定しまして現在まで実施しております。

当時の条例制定時には、子育て支援の体制が十分でなく、女性の社会進出が進む中にあって、子供を産んで育てる時点では働くことが困難になる、そういう状況がある。仕事と子育ての両立が困難である、そういったことから将来的には１歳児等についても保育所で預かれる体制をとり、出産しても働くことができるような体制を目指すということを考慮した中で、この祝い金の支給をすることになったという経緯があります。

この制度も13年目となりまして、行政改革や事務事業評価等で検討しました結果、実施当時の状況から見ますと、子育て支援状況は徐々にではありますが変わってきております。具体的に申し上げますと、保育体制ではゼロ歳児保育ですとか、時間外保育を開始しています。また、経済的負担の軽減としまして、乳幼児医療費助成の現物給付化、これも今年度から開始をいたしております。それと児童手当ですが、第１子、第２子につきましては月5,000円の支給をしておりましたが、第３子以降につきましては月１万円の支給、そういったことなどが挙げられております。

本案につきましては、これらを検討しました結果、第３子以降の出生児の養育者に対します出産育児祝い金の支給につきましては、継続して実施はしてまいりますが、一部見直しを図り、支給金額、また支給方法についての改正をさせていただくものであります。

改正事項につきましては、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

第３条につきましては、祝い金の金額を90万円から30万円とさせていただくものであります。

第４条ですが、祝い金の支給方法についての改正をするものであります。祝い金の支給につきましては、３年間に３分の１ずつを支給することとしまして、２年目、３年目の支給につきましては、その誕生日から２週間以内に支給をすることとしておりました。この改正によりまして、支給回数については当該年度１回としまして、申請のあった日から30日以内に支給をす

ることとするものであります。

第５条につきましては、３年間の受給資格の執行について規定しておりましたが、第４条により支給回数を１回とすることから、資格についての規定を削除しまして、不正受給の返還についてを新たに規定いたしました。

附則についてですが、この条例は平成17年１月１日から施行するものであります。これにつきましては、住民への周知を図るために、出産までの期間10カ月を考慮いたしました。

また、施行日以前に出生しました者につきましては、従前の例によるものであることを規定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

13番、貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　13番。１つお聞きいたします。

改正趣旨は今課長からお聞きして少しわかりました。しかしですね、この支給条例はやはり少子対策という大きな名分があったというふうに私は記憶しておりますし、またそのような形だったというふうに認識しております。

その中でですね、今回時代が変わりさまざまな制度が施行されるようになって、その意義が問われるというような時代になったということで、条例改正をするということであろうと思いますが、私は、他の町村、あるいは全国的に見てもこのような対策をとって少子化を何とか食いとめ、また子育てをしていこうという例は少くないと思います。御宿町以外にはですね。ですから、非常に御宿町として特徴のある条例じゃなかったかなというふうに認識しております。

よって、私はこの支給がですね、該当者というか、該当児が１年間のうちに何名くらい過去にあったか。それによってどのくらいの財政に影響があったかということと、今後この制度を改めるに当たってどういう影響が出てくるのかなという考えがあるんで、その辺をこれにかわる新たな少子化対策というものが打ち出されて、あるいは考えられているのか、その辺をちょっと二、三点お答え願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　平成３年度からの実績についてですが、３年から14年度までの12年間で出生児数が600人弱です。その中にありまして、第３子以降の出生児が64名ということで、始まりましたときには平成３年に７名、５人、５人と来て、平成10年に10人というと

きがありましたが、それ以降についてはずっと減ってきております。今年度は３名の予定です。そういったことから、14年度までに支給した金額につきましては、5,370万円の支給をしております。

今年度も360万円の支給を予定しておりますが、これからの少子化対策の一環としましては、現在次世代育成支援対策事業のためのアンケート調査を実施しております。それによりまして、子育て環境の支援体制をもっと充実していきたいということが１点です。これにつきましては、平成16年度に行動計画を策定をして、17年度から実施していくということになっておりますので、これが先ほどお話ありましたように少子化と核家族化が進んでいる中にあって、子育てに不安を持っている親御さんがたくさんいらっしゃいます。そういった方に対する支援体制をもっと充実していきたいということを考えているのが１点と、現在、国は不妊治療の補助事業を開始するということでその事業の打ち出しをされましたが、不妊治療の助成については、経済的負担を多少なりとも軽減をしたいということでありますが、現時点で国が実施を予定していますのは、県が事業主体となるものに対しても補助金を交付するということですので、千葉県の動向を見て、今後検討していきたいというふうには考えています。

いずれにしましても、子育てのための全般的な環境を整備をしていくのがこれからの重要な施策だと思っております。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　今の説明を聞いてわかりました。

要するに、産めよ増やせよということよりも、むしろ産んだ子供たちがたとえ１子であろうと２子であろうと健康に育つようにという形の中で、そういった核家族が進む中、制度体制の方にむしろ重きを置いていった方がよろしいというような考えもあるということを聞きました。

まさにたとえ１人であろうと２人であろうと、健康に育ててもらうということがその地域の大きな子育て、教育の重点的なものだというふうには思います。しからばですね、やはりその削られたものに関しては、有効にそういうところに厚く支援されるようにお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　９番、白鳥時忠君。

○９番（白鳥時忠君）　９番。

私は、この条例を改正すること自体に対してではなくて、この施行する日にち、17年１月１日とありますけれども、例えば今、迷っていると。どっちにするか迷っていると。そういった

場合のときに、１月１日だと間に合わないですよね。例えば何でも駆け込み需要とかあると思うんですけれども、この１月１日というこの日付が適当なのか、あとこの１月１日になった経過ですか、それを説明していただけますか。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　駆け込みというお話があったんですが、現時点で妊娠可能な方を対象として、この施行日を決めさせていただきました。確かに一、二カ月は駆け込みということもあり得ますが、ある時点を区切らないとこの制度、なかなか改正は難しいと思うんですね。

当初は９月１日から施行していただこうというふうに考えていました。しかしながら、もう既にこの改正の時点で妊娠されている方もいらっしゃいますので、そういったことも考慮させていただいたということが10カ月間の猶予をいただいた理由です。

○議長（伊藤博明君）　白鳥時忠君。

○９番（白鳥時忠君）　９番。

妊娠している人に対してはわかるんですが、例えばそれ以前の人の話を自分はお聞きしたいんですけれども、例えばこれが１月１日ではなくて半年先に伸ばしていただければ、今からつくろう、その前の前段階の話です。そういう人の需要のことを話しているので、そういうことに対してはどう思われているのか。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　確かに時期は延ばせば延ばすほど、駆け込みで、それが今までの３人目の方を出生した方で、この90万円を当てにして出生したということは伺ってはいません。お話を伺った時点で、この制度があるから３人目以降の方も出生することにしたという話は聞いてはないです。そういったことも考慮して、どこかで日にちを区切らなければいけないだろうということで、この１月１日に決めさせていただきました。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　12番、浅野です。

私は趣旨につきましては、十分了解いたしました。今のお二方の質問で。

手続の面でちょっと伺いたいんですけれども、旧条例の第４条、ここ出産育児祝い金は次により支給する該当者にはと、このように述べております。新しい方の条例でいきますと、出産育児祝い金は申請のあった日からと、これ文言のとらえ方、全く意味が違うと思うんですけれ

ども、この辺はいかように解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○健康福祉課長（田中とよ子君）　第２条のことであると思います。第２条については、受給権を持つ者として解釈しております。この該当する者に対して支給をするということで解釈しておりますので、該当する者については申請をしていただくということでお願いしております。

○議長（伊藤博明君）　12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　今の件と関連してですけれども、１つはですね、これの周知につきましては、どこの段階で、例えば出生届出しますね。出生届出したときに、こういう仕組みがありますよと。あるいはこれが申請書ですからお持ちくださいと、いついっかまでに出してくださいと、そこまでのことは当然やっていらっしゃるとは思うんですけれども、そういうものの漏れ落ちの例、もしこれまでの間にあったとしたら大変なことになると思いますので、そういうことについて１つです。

もう１つは、これは庁内で十分把握ができる問題だと思うんですね。出生届を出した段階で。出生届を出した段階で、庁内の横の連絡が必要かもわかりませんけれども、その段階で十分把握と調整ができるものであろうと思います。そこにさらに、本人あるいは保護者から申請を出させるというのは、町民に対して手続的に１つ余分な手続をさせると、そういうことにもなる。

お金のない中で、いろいろな面で金銭的以外の部分でもサービスというのは非常に大事になってくる時代です。そういうことを考えますと、庁内の横の連絡で済むものでしたらば、町民の皆様の手を煩わせる、そういう仕組みは１つでも省いた方がよろしいんではないかと、そのように私は思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○健康福祉課長（田中とよ子君）　出生届が出ました時点でさまざまな手続が確かに発生しております。例えば児童手当の届け出、乳幼児医療の受給者証の申請、今の第３子の出生祝い金の関係、そういったものにつきましては、住民課で出生届を出した時点で、保健福祉課の方で手続をとるようにということをお話ししまして、一連の申請ということでやっていただいているのが現在の状況です。

現在はあくまでも申請をしていただいて、その中で先ほど話のありました受給権者、第２条についての要件を満たしているかどうかの審査をさせていただき、それで初めて支払いという行為になりますので、申請については漏れ落ちのないように、住民課と連携をとって現在は実施しているところです。

○議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　わかりました。

この件につきましてはここまでにしておきますけれども、ちょっと脱線するかもわかりませんけれども、先ほどお話ししましたように非常に財政が厳しい時代になってきた。要するに、この条例の改正の趣旨につきましても、90万円から30万円になるという趣旨に照らし合わせれば私は賛成ですけれども、金額の面でいくと非常にダウンしたというような受けとり方を当然いたされます。

さらに、これから審議される来年度の一般会計予算も非常に厳しい中で、お金の面、資金の面では、明らかに住民に対してのサービスが低下していくということはすべての面で否めないと思います。でしたらば、お金がかからない部分、今のようないろいろな諸手続的な部分での簡略化、あるいは町民の手を煩わせない、そういうことをどんどん１つでも多く進めていくことが、住民に対してのサービスの財政的に低下した部分を上げていく、そういうもとになるものであろうと、そのように思います。

これはこの例に限らず、田中課長が担当している課に限らず、あらゆる課で言えるんではないかなと思います。ぜひそういう面での検討、これを庁内で進めていただきたい。実現していただきたいと思います。町長にお答え願います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　庁内で十分検討してですね、町民の意思に沿うように努力していきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

参考までにお聞かせ願いたいんですが、これまでに、逆にいいますと、こうした祝い金についてですね、拒否をされた事例というのはあるんでしょうか。

それともう１点、これ経過措置があるわけですが、経過措置が終わった後について、先ほど冒頭に貝塚議員から今後の対応について質疑がありましたが、それまでは、町としての新しいそうした施策、ぜひ考えてもらいたいものだと、そういうふうに思うわけでありますが、その２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　今までに拒否されたということは聞いておりません。ないということです。

それと、今後の事業の展開ということですよね……。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　経過措置があるわけですよね。ですから、経過措置が終わった後までには、新しい御宿町独自の施策をぜひお願いしたいということです。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　すみません。

これにつきましては、先ほどお話ししましたように、現在実施しておりますアンケート結果を踏まえた中で町の行動計画を策定することになっております。その中に反映をさせていきたいということを考えております。よろしいでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第９号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第９号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第17、議案第10号　御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第10号　御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

近年、消防団員の確保が年々厳しくなり、特に農村部で定員割れとなっている現状をかんがみ、全分団配備の消防ポンプ自動車が一律１台となるため、各分団員数一律25名、定数225名と見直す条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、議案第10号について説明させていただきます。

近年、若者の減少により、消防団の団員の確保が年々厳しくなっております。特に農村部の８分団、実谷、七本、また10分団、上布施では、ほかの分団に比べ、小型ポンプ積載車と２台配備したこともありまして定員が10名多くなっております。そういうことからも、定員割れを生じているのが現状でございます。

今年度、第10分団では消防ポンプ自動車１台、小型動力ポンプ積載車１台を統合しまして、消防ポンプ自動車に小型ポンプを積載し１台の配備となりました。これに伴いまして、各分団に消防ポンプ自動車が一律１台配備されることになりますので、各分団員数も一律25名とし、御宿町消防団定数を245名から225名に改正させていただきたく、また平成16年４月１日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

消防団定数を一律25名とする条例の改正ということでありますが、今、提案説明にもありましたが、昨今、消防団員を確保するのは大変厳しい状況になってきているわけであります。そうした中で、装備の合理化を含めましてですね、こうした条例の改正に至ったというふうに私も解釈をしております。

地域防災に関しましてはですね、さらに住民からの要望がより高くなっている状況であろうというふうに思います。そういう中におきまして、今後さらに広域消防、また自主防災組織、こうした組織も含めまして連携強化をして、そうした地域の防災について万全を期していく必要があろうかというふうに思うわけでありますが、今後こうしたものについては、どのような考えを持って進められていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　広域消防につきましても、整備の充実ということで16年度予算においても最新の装備を持った機種を導入するというような計画もございます。また、自主防災組織もまた来年度も実施し、あと残りの区を随時実施し、地域防災の充実を図っていくというような考え方でおります。

○議長（伊藤博明君）　11番、中村俊六郎君。

○１１番（中村俊六郎君）　団員の確保については、今課長の方から述べられたように大変厳しい状態だということで、先日も区長会に団長が見えまして、ぜひ区長会の方にも協力をして

くださいという話がありました。

その中で、団員は人数は確保できるけれども、実際にいざ火事となった場合に、地元にいる人は本当に久保なんか見ても２人か３人で、火事になってもすぐ出て行くにも時間がかかってしまうというような状態の中で、将来的にはなろうかと思いますが、分団の統廃合について考えているのかどうか。それが１点。

それともう一つは、消防をやめた人たちのうちの人たちでの組織をつくられないかどうか。それは自主防災とも関係する面があろうかと思いますが、その辺はどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　分団の統廃合というようなことでございますが、火災のときよりも災害時というか、水害とか、そういう地震とかの防災時のときを考えますと、やはりそれぞれの各自主防災組織とまた各団員の皆さん方にご協力をいただけなければ、そういう大きな災害時になると大変困ります。そんなことから、広域消防も充実していくということながら、やはり自分たちの地域は自分たちで守るというようなことの前提の中で考えなければならないと思います。

そうした中で、統合というようなことも、団員が少ない中でそういったことも今後検討もしなければならないかなというような状況もあろうかと思いますが、今後その辺につきましてはまた検討させていただきたいと、このように考えます。

それと、やはり自主防災組織の中で消防団のＯＢの方々からもご協力をいただき、そういったときには、人手不足を補うというようなことも考えていかなければなりませんので、今後そのような検討をしていきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第18、議案第11号　平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第11号　平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第３号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、補正額1,267万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ８億9,184万3,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、一般被保険者医療費の増額補正及び年度事業が確定したことによる補正が主な内容となっているものです。

なお、本予算につきましては、去る２月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（伊藤博明君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　それでは、国民健康保険特別会計補正予算（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

主な補正内容としましては、一般被保険者と事業確定に伴う補正をお願いするものです。

まず最初に、３ページの歳入事項別明細書からご説明をいたします。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、補正額800万円の減、退職被保険者国民健康保険税、補正額171万5,000円の減。これにつきましては、平成15年度決算見込み調定額から算出した結果、調定額が予算に達しなかったためです。

国庫支出金、療養給付費等負担金補正額380万8,000円の減、高額医療費共同事業負担金78万2,000円の減。国庫支出金の金額が確定したことに伴う減額補正です。

療養給付費等交付金、４ページをお願いいたします。療養給付費等交付金、補正額837万9,000円の増。支払基金より退職被保険者に係る老人保健拠出金交付金額が確定したことに伴う増額補正でございます。

県支出金、高額医療費共同事業負担金78万2,000円の減。負担金の額の確定に伴う減額補正です。

次の共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金の補正額330万5,000円の増。これは70万円以上の医療費が増加したことによる追加補正でございます。

繰入金、一般会計繰入金507万7,000円の増。

次に５ページをお願いいたします。

内訳としまして、保険基盤安定繰入金、軽減分でございますが、146万4,000円の増。これは、平成15年度の４割、６割軽減世帯が確定したことに伴う軽減相当額を一般会計から繰り入れるものです。

職員給与費等繰入金600万1,000円の減、出産育児一時金等繰入金260万円の増。保険基盤安定繰入金、支援分ですが701万4,000円の増です。

財政調整基金繰入金としまして1,000万円の増。これによりまして、財政調整基金保有額は9,842万円となります。

繰越金、その他繰越金99万6,000円の増。

歳入予算総額８億9,184万3,000円とさせていただきます。

次に、６ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、一般管理費、補正額597万4,000円の減。職員１人減によるものです。

運営協議会費、補正額14万3,000円の減。

次の保険給付費、一般被保険者療養給付費、補正額2,197万2,000円の増。２月末現在の予算執行率が88.7%となっておりまして、残り２カ月の支払いに不足が生じることから増額をお願いするものです。

退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更正です。

一般被保険者療養費、補正額110万円の増。２月末現在の予算執行率は100％となっておりまして、残り２カ月の支払いに不足が生じることから増額をお願いするものです。

審査支払手数料、補正額16万6,000円の増。２月末現在の予算執行率が91.2%となっておりまして、残り２カ月の支払いに不足が生じることから増額をお願いするものです。

一般被保険者高額療養費、補正額400万円の増。これにつきましては、２月末現在の予算執行率が100%となっておりまして、残り１カ月の支払いに不足が生じることから増額をお願いするものです。

出産育児一時金につきましては、財源更正です。

老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金、補正額517万3,000円の減。老人保健事務費拠出金、補正額40万2,000円の減。これにつきましては、平成15年度の拠出金が確定したことにより減額

補正するものでございます。

介護納付金、補正額24万8,000円の増。共同事業拠出金、高額医療費拠出金、補正額312万4,000円の減。これにつきましては、平成15年度の支出金額が確定したことに伴う補正でございます。

以上、歳出補正額1,267万円を増額し、歳入歳出予算総額を８億9,184万3,000円とさせていただくものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

歳入面でお伺いいたしますが、３ページ、税のところでありますが、先ほどの説明では調定額が予算に達していないということで、減額をしたいというようなご説明がありましたが、具体的にはどういった内容になるんでしょうか。内容のご説明をいただきたいと思います。

また、収納率に対してはどの程度を予想されているかですね。それについても、あわせてお聞かせ願いたいです。

○議長（伊藤博明君）　吉野税務課長。

○税務課長（吉野健夫君）　国保税の減額分でございますけれども、税を算出するには町県民税、あと固定資産税、さらには均等割、平等割とあるわけでございますけれども、現下の経済状況、さらに固定資産税が今年度は評価替えの年でございまして、税額が落ち込んでございます。そうした関係から、当初想定した額に達しなかったものでございます。

あと、収納率ということでございますけれども、昨年度は92％ということで上げてございます。今年度は、年度中途でございますけれども、その辺を今、職員も外に出まして徴収を行っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　今のご説明では、固定資産税とあと経済状況というお話がありましたが、後段で新年度の方でしょうか、予算の中の説明資料の中に、特に40代、50代ですか、中途退職者が多いような、そういうような資料もあるわけでありますが、そうしますと現状の中では、給与としても下がらざるを得ないのかなというふうに思うわけでありますが、その辺の実態についても、いま一度もう少し詳しいご説明をいただきたいと思います。

それと、５ページでありますが、財政調整基金でありますが1,000万円の積み増しということで本年度5,000万円の積み立てということでありますが、年度末、財政調整基金幾らほどになるのかということですね。これもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　吉野課長。

○税務課長（吉野健夫君）　年齢が30代から40代が非常に多いということでございますけれども、この辺につきましては、私ども税サイドで申し上げますと、リストラとか経済状況等が非常に影響しているのではなかろうかなというふうに想定をしております。

その辺、具体的にうちの方の課では出しているわけではございませんけれども、徴収に出たりなんかしますとですね、その辺が非常に考えられるところでございます。

（石井議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（伊藤博明君）　佐藤課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　保有額はですね、9,842万円でございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第19、議案第12号　平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第12号　平成15年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第２号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、補正額１億1,988万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億7,332万7,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、医療費の増嵩が著しく、今後予算超過が懸念されますことからお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　平成15年度老人保健特別会計補正予算（案）につきまして、ご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算額は１億1,988万円を追加しまして、予算総額を11億7,332万7,000円とさせていただくものでございます。

２ページ、歳入からご説明いたします。

支払基金交付金、医療費交付金、補正額7,810万2,000円。

国庫支出金、医療費負担金、補正額2,785万2,000円。

県支出金、県負担金、補正額696万3,000円。

繰入金、一般会計繰入金、補正額696万3,000円。

以上歳入合計の補正額１億1,988万円を追加します。

歳入予算総額を11億7,332万7,000円とさせていただくものでございます。

次に４ページ、歳出をご説明いたします。

医療諸費、医療給付費、補正額１億1,988万円。２月末現在執行率が93.6％となっており、残り２カ月分の医療費に不足が生じることから、補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計の補正額１億1,988万円を追加しまして、歳出予算額が11億7,332万7,000円とさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第20、議案第13号　平成15年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第13号　平成15年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第３号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は補正額972万2,000円を増額し、予算総額、歳入歳出それぞれ４億6,260万7,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては国・県の負担金の交付額が確定したことによる減額及び保険給付費の増額及び人件費等の減額による補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（伊藤博明君）　田中保健福祉課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　それでは、予算書３ページの事項別明細書でご説明いたします。

初めに歳入ですが、国庫支出金の介護給付費等負担金164万9,000円の減額と、次の県支出金の介護給費等負担金167万円の減額につきましては、保険給付費の国・県それぞれの負担金交付額につきまして内示額が示されたことにより、減額をさせていただくものであります。これにつきましては、翌年度に精算をすることとなっております。

次に、繰入金のその他一般会計繰入金71万5,000円の減額につきましては、事務費、人件費等が減額となることから、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

４ページに移りますが、繰越金の1,361万5,000円の増額につきましては、前年度の繰越金であります。

諸収入の雑入14万1,000円の増額につきましては、過年度に支払い終了しております高額サービス費につきまして、一部返還金が発生したことによるものです。

以上、歳入の補正額972万2,000円を追加しまして、歳入総額を４億6,260万7,000円とさせていただくものです。

次に、５ページの歳出ですが、総務費の71万5,000円の減額につきましては、一般管理費の28

万6,000円の減額につきましては、人件費と電話料などの減額によるものであります。

賦課徴収費の9,000円の減額につきましては、振替手数料が確定したことによる減額分です。介護認定審査会の認定調査等費の38万円の減額は、次ページになりますが臨時職員の確保ができなかったことによりまして、賃金の減額をさせていただくものです。

６ページの運営協議会費の４万円の減額につきましては、協議会におけます委員報償費が確定したことによる減額です。

保険給付費の555万9,000円の増額ですが、介護サービス等諸費の677万1,000円の増額につきましては、居宅サービス利用者の増加とサービスの複数利用者が増えたことなど、居宅介護サービスの給付費が当初見込みより大幅に伸びたことによるもので2,077万1,000円の増額。また、施設介護サービス給付費につきましては、入所者の死亡や入院等によりまして、入所者数が当初見込みより増えなかったこと、また、４月に介護報酬額の改正がありまして、施設サービス給付費等が減額になったことが要因で1,400万円の減額をさせていただくものです。

高額介護サービス費の121万2,000円の減額につきましては、施設入所者数の減と施設介護報酬額の改正によりまして、自己負担額の減額が影響しております。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金487万8,000円につきましては、前年度繰越金、これは介護保険料分ですが、その一部を積み立てさせていただくものであります。

以上、歳出の補正額972万2,000円を追加いたしまして、歳出総額を４億6,260万7,000円とさせていただくものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後１時まで休憩いたします。

（午後１２時０２分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第21、議案第14号　平成15年度御宿町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第14号　平成15年度御宿町一般会計補正予算（案）第７号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに3,402万7,000円を追加し、補正後の予算総額を30億5,108万6,000円とするものです。

主な内容は、県事業に対する負担金や県補助金を受けて行う須賀地先の治山事業、学校建設基金への積み立て、人事院勧告に伴う人件費調整等です。

また、繰越明許費や債務負担行為の設定も計上いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　新藤企画財政課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　それでは、議案第14号　平成15年度一般会計補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3,402万7,000円を追加し、補正後の予算総額を30億5,108万6,000円とするものでございます。

第２条、繰越明許費から第４条、地方債の補正につきましては、７ページからご説明申し上げます。

第２表、繰越明許費でございますが、農林水産費につきましては、須賀地先の治山工事について県補助事業の対象となることが見込まれております。しかしながら、その決定が県議会の日程の関係で３月中旬となってしまうことから、年度内の完成が不可能となるため、繰越明許費を設定するものでございます。繰越額は400万1,000円です。

道路橋梁費につきましては、町同0105号線、役場下の道路改良につきまして、用地購入済み箇所から工事を進めておりましたが、未買収地の購入交渉がまとまり、当初計画どおり改良工事が進められることとなったため、工期を延長いたしまして工事をより進捗させるため、繰越

明許を設定するものでございます。繰越額は972万5,000円でございます。

災害復旧事業費につきましては、８月の災害発生から査定を経まして、12月に補正予算をお願いいたしましたところですが、工事用道路などの用地借り入れ交渉に当たり、農作業期間と重なり難航したことから９月末の完了を予定し、工事を実施するために繰越明許をお願いするものでございます。河川４カ所、道路２カ所の復旧工事費1,545万6,000円でございます。

次に、８ページの債務負担行為でございます。これは中学校改築事業につきまして、その基本設計・実施設計業務について、14、15年度で債務負担行為を計上いたしまして進めてまいりましたが、このうち共同調理場について、校舎から分離をするという検討に当たりまして、一部の実施設計業務が15年度中の完成が困難となりましたために、16年度に向け債務負担行為500万円を設定するものでございます。

次に、第４条、地方債補正でございますが、県事業の急傾斜地崩壊対策分につきまして、新たに一般公共事業債を限度額530万円として追加したほか、事業費の確定等により各地方債の限度額を変更するものでございます。このうち減税補てん債につきましては、恒久減税分について840万円で確定をしたほかに、特別土地保有税の課税停止など平成15年度税制改正に伴う先行減税分として2,510万円の発行が認められたため、あわせて限度額の増額をお願いするものでございます。

次に、10ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに歳入ですが、町税で町民税の個人、現年課税分で900万円の減額。固定資産税、現年課税分で370万円の減額。町たばこ税の現年課税分で250万円の減額でございます。これは、景気の低迷等による個人所得の減収により、町民税を減額いたします。また、土地の大幅な下落等により、固定資産税の減額でございます。また、売上本数の伸び悩み等により、町たばこ税をそれぞれ当初予算における見込み額から減額をお願いするものでございます。

地方譲与税から利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金につきましては、今年度の収入実績から見込まれます増減額を計上しております。

12ページに移りまして、自動車取得税交付金、地方特例交付金につきましても、今年度の収入実績から見込まれる額を計上させていただきました。

地方交付税につきましては、額の確定いたしました普通交付税131万9,000円を計上しております。

分担金及び負担金の負担金で、児童福祉費負担金、保育所運営費負担金で438万4,000円、放

課後児童クラブ負担金で14万4,000円。これは今年度の児童の年齢や保護者の状況などによる現在までの収入済額及び今後の見込まれる収入額を積算いたしまして増額計上をしております。

使用料及び手数料の使用料、商工使用料で月の沙漠記念館使用料は50万円の増額ですが、今年度の入館者の実績から積算いたしております。町営プール入場料につきましては、603万3,000円の減額。これは近年にない冷夏等によりまして入場者が大幅に減少となった実績でございます。使用料の土木使用料、道路使用料で20万8,000円、住宅使用料は61万2,000円の減額。それぞれ実績から見込まれる増減額でございます。

手数料の総務手数料、戸籍住民台帳手数料で６万円の減額。これは、住民基本台帳カード手数料につきまして、当初の見込み件数より希望者数が下回ったため、減額をお願いするものでございます。

14ページ、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金で500万8,000円でございます。これは、軽減分についての国庫負担金が確定したことによる補正でございます。

心身障害者福祉費負担金で2,205万7,000円。これは知的障害者医療から支援費支給事業への組み替え及び支援費支給事業について実績からの見込み額を積算し、国庫補助金から国庫負担金への組み替え計上でございます。保育所運営費負担金で18万7,000円の減額。これは国の負担額が確定したことに伴う減額計上でございます。

災害復旧費国庫負担金、土木施設災害復旧費負担金で78万5,000円の減額でございます。これは、事業費の確定に伴う負担金の額の減額でございます。

国庫補助金の民生費国庫補助金、心身障害者福祉費補助金で2,311万2,000円の減額。これはホームヘルパー派遣事業につきましては実績によるもの。また、支援費支給事業につきましては、実績からの減額見込み及び一部を国庫負担金に組み替えるため減額を計上するものでございます。

土木費の国庫補助金、住宅費補助金で３万7,000円の減額につきましては、家賃対策補助につきまして補助金の確定によるものでございます。

県支出金の県負担金、民生費県負担金で、保険基盤安定負担金につきましては、国同様の理由でございます。

心身障害者福祉費負担金1,105万4,000円につきましても、国庫負担金と同様の理由でございます。保育所運営費負担金９万4,000円につきましても、県の負担額が確定したことに伴う減額計上でございます。

県委譲事務交付金は９万1,000円の減額でございます。これは、事務単価の見直しなどによる交付金の額が確定したことに伴う減額でございます。

次に、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金で40万6,000円。これは母子父子家庭医療及び地域ぐるみ福祉ネットワーク事業について、事業実績や内示額により計上するものでございます。

老人福祉補助金で42万円の減額は、介護保険事業補助金及び在宅介護支援センター運営事業につきまして事業の実績、また基準額改定に伴う減額でございます。

心身障害者福祉費補助金1,187万2,000円の減額につきましては、ホームヘルパー派遣事業、重度障害者医療、日常生活用具給付につきましては実績により、また支援費支給事業について国庫負担金同様、県負担金への組み替えのための減額でございます。

衛生費補助金は、乳幼児医療補助金で386万1,000円の減額。これは事業の実績により減額するものでございます。

16ページで、上水道費補助金で13万9,000円。これは、補助金の確定による補正でございます。

農林水産業費補助金で農業費補助金48万7,000円の減額につきましては、各事業につきまして実績、内示額等により計上しております。水産業費補助金274万1,000円の減額につきましては、合併漁協経営活性化、また漁業構造改善事業について実績及び内示額により計上しております。林業費補助金で300万円。これは今回お願いするもので、須賀地先の治山工事についての補助金でございます。

土木費県補助金、住宅費補助金で２万6,000円の減額。これは、利子補給事業について実績によるものでございます。

県委託金、総務費委託金で選挙費委託金で70万円の減額。県議会議員選挙、衆議院議員選挙につきましては実績により、また海区漁業調整委員会委員選挙につきましては、無投票となったことによる減額でございます。農林水産費委託金、農業費委託金で11万9,000円につきましては、補助金の確定に伴う計上でございます。

財産収入で財産運用収入、利子及び配当金で１万4,000円につきましては、財政調整基金利子について見込まれる追加額でございます。不動産売払収入につきましては2,035万6,000円でございます。これは町有地売却について、実績の計上でございます。

諸収入の雑入で198万4,000円につきましては、それぞれ実績による増減をいたしております。

18ページに移りまして、受託事業収入、民生費受託事業収入で86万円でございます。これは、管外からの受け入れ児童の実績による増額計上でございます。

町債で衛生債、清掃事業債は210万円の減額。これは、灰バンカー設置事業から給水施設整備事業に事業を振りかえたことによる借入額の減額でございます。商工債、土木債につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。土木債は、今回設定をお願いいたしました一般公共事業債530万円でございます。消防債につきましては、消防車購入に係る額の確定に伴う減額でございます。減税補てん債2,650万円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、恒久減税分と先行減税分に係る発行可能額を追加計上したものでございます。災害復旧事業債40万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次に20ページ、歳出でございます。

議会費の給料から共済費につきましては、人事院勧告に基づく期末手当の支給率の改定によります職員人権費の減額、科目ごとの調整でございます。旅費81万4,000円は、まちづくり研修に係る視察旅費を計上しております。委託料18万円の減額につきましては、会議録作成委託について実績を見込みまして、不用額を減額しております。使用料及び賃借料25万円につきましては、まちづくり研修に係るバス借上料でございます。

総務費の一般管理費の給料から共済費につきましては、特別職を含みます職員人件費の調整でございます。需用費につきましては、消耗品で17万円。これは、経費節減により見込まれる消耗品費の減額及び転入者向けの役場業務案内パンフレットの印刷費用を計上しております。役務費30万円の減額と使用料及び賃借料65万円の減額につきましては、郵便料とコピー機使用料について、実績による減額でございます。負担金補助及び交付金の2,494万6,000円は、布施学校組合についての大原町への交付税の配分金及び退職手当負担金でございます。

文書広報費の消耗品費36万円と委託料117万1,000円につきましては、例規集の加除及びデータの加除について不足額を計上しております。

22ページに移りまして、財産管理費の委託料90万円の減額は、庁舎の清掃業務委託につきまして見積もり合わせに伴う減額でございます。

企画費、負担金補助及び交付金で11万7,000円の減額につきましては、広域市町村圏事務組合に係る人件費分の負担金の減額でございます。

諸費の負担金補助及び交付金13万5,000円の減額につきましては、区長会視察補助等について、実績からの減額でございます。

財政調整基金積立金の積立金１万5,000円につきましては、財政調整基金の利子分の積み立てでございます。

徴税費の税務総務費、報酬で６万円の減額につきましては、固定資産評価審査委員報酬の実

績による減額計上でございます。

給料から共済費につきましては、人件費調整です。

賦課徴収費の委託料25万2,000円の減額につきましては、不動産鑑定及び電算システム修正について、実績による減額でございます。負担金補助及び交付金30万円の減額につきましては、自振納税促進補助につきまして、課税額の減による補助金の減額でございます。

戸籍住民台帳費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。役務費の２万9,000円の減額につきましては、個人認証サービスにかかわる電話回線使用料につきまして、ＬＧＷＡＮに切りかえたことにより発生した不用額でございます。委託料の40万9,000円の減額につきましては、住民基本台帳ネットワークに係る電算ソフト保守についての委託内容の見直し、それから基本台帳カードの作成費用について実績により減額するものでございます。

選挙費の県議会議員選挙は、財源更正でございます。

町議会議員選挙の職員手当・郵便料につきましては、実績からの減額計上でございます。

次に、衆議院議員選挙、報酬と職員手当につきましては、実績からの減額でございます。

海区漁業調整委員会委員選挙につきましては、報酬から役務費まで、無投票となったことにより発生した不用額の減額でございます。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。

児童福祉費の児童福祉総務費、委託料で144万円につきましては、来年度から、児童手当の支給対象が小学校３年生までに拡大されることに伴う電算システムの修正に係る委託料でございます。また、次世代育成地域行動計画作成につきましては、契約実績による減額をいたしております。

保育所費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。それから、賃金204万7,000円の減額と役務費３万8,000円の減額につきましては、当初予定しておりました臨時保育士の雇用につきまして、現行職員で定数を満たして対応できることとなったため、賃金と労災保険料を減額するものでございます。委託料の159万8,000円の減額につきましては、管外委託について、年度途中での転出があったため発生した不用額を減額するものでございます。

衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の報酬で33万3,000円の減額ですが、予防接種の年齢見直し、健康教育の内容見直し等により発生した医師報酬の不用額でございます。給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。報償費２万5,000円の減額につきましては、講義内容の変更に伴う講師謝金の不用額でございます。

予防費の需用費でございますが、健康カレンダーの単価見直しや通知の同時発送など、経費削減による不用額でございます。委託料の90万6,000円につきましては、児童及び住民結核検診の実績による減額及び高齢者等のインフルエンザ予防接種に係る不足額でございます。負担金補助及び交付金で100万円の減額につきましては、町社会福祉協議会補助につきまして、人件費や活動費など一般補助の減額を計上するものでございます。扶助費で17万1,000円につきましては、母子父子家庭医療について実績による不足額の計上でございます。

繰出金で507万7,000円は、国民健康保険特別会計繰出金につきまして、軽減分の基盤安定負担金、出産育児一時金の増及び給与費分の減額の積算計上でございます。

老人福祉費の報償費で10万円の減額と役務費で３万6,000円の減額につきましては、家族介護慰労金と介護支援専門員手数料等について、実績からの不用額を減額するものでございます。委託料３万2,000円については、養護委託についての不足額でございます。扶助費の17万3,000円の減額につきましては、介護保険利用者負担対策事業について、実績からの不用額でございます。

繰出金624万8,000円につきましては、老人保健特別会計繰出金につきましては医療費の実績、今後の見通しから不足額を増額計上、また介護保険特別会計繰出金につきましては、人件費の減額及び事務費の節減分を減額するものでございます。

26ページ、心身障害者福祉費の報償費の１万2,000円につきましては、福祉タクシー事業に係る実績からの不足額でございます。委託料で15万円の減額につきましては、ホームヘルプサービスについて実績により減額計上するものでございます。負担金、補助及び交付金で174万9,000円の減額につきましては、ホームヘルプサービス、各支援費支給事業等について実績により見込まれる不足額、減額を積算しております。扶助費で16万2,000円の減額につきましては、日常生活用具給付、重度障害者医療費につきましては、実績から見込まれる不用額を減額いたします。また、補装具、更生医療等につきましては、実績から見込まれる不足分でございます。

保健衛生費の乳幼児医療対策費、役務費で16万1,000円の減額と扶助費で502万3,000円の減額につきましては、実績による減額計上でございます。

保健指導費の給料から共済費につきましては、人件費の調整でございます。

清掃総務費も人件費調整でございます。じん芥処理費につきましては財源更正、上水道費につきましても財源更正でございます。

農林水産費の農業費、農業委員会費につきましては人件費調整でございます。

30ページの農業総務費につきましても、人件費調整でございます。その下の農協振興費、報

償費で10万円の減額につきましては、農業振興経営生産対策委員会議の開催実績による減額計上でございます。需用費で２万2,000円の減額につきましては、中山間地域等直接支払推進に係る事務費を追加し、また水田農業経営確立対策についての県補助金の減額確定に伴う対象経費の縮減額でございます。委託料３万円につきましては、イノシシ処理費用について見込まれる不足額を計上しております。負担金補助及び交付金で24万円の減額につきましては、中山間地域等直接支払交付金などの事業費の確定に伴う増減調整でございます。

林業費の林業振興費で、負担金補助及び交付金16万円の減額につきましては、松くい虫伐採助成について、実績から見込まれる不用額を減額するものでございます。

治山費の工事請負費で432万4,000円につきましては、県補助金を充当し実施する須賀地先の工事費及び浜地先の治山工事に係る残土処分工事費を計上しております。

水産業費の水産業振興費、負担金補助及び交付金で96万4,000円の減額でございますが、アワビ等の種苗放流に係る補助金を計上いたしました。それと、漁業近代化資金利子補給事業、漁獲共済、合併漁協経営活性化、経営構造改善事業などについて、実績から見込まれる不用額を計上しております。

漁港整備費の工事請負費で、15万8,000円の減額につきましては、浜地先の海岸保全施設改良工事について、完了に伴う不用額でございます。

商工費の商工総務費、給料から職員手当につきましては、人件費調整でございます。

商工振興費の報償費で５万4,000円の減額、負担金補助及び交付金で49万円の減額につきましては、消費生活モニターの廃止及び中小企業振興利子補給に係る実績による減額でございます。

観光費の給料から共済費は人件費調整でございます。次に32ページ、需用費の修繕料84万7,000円につきましては、監視員の使用する施設の屋根修繕の経費でございます。

月の沙漠記念館管理運営費の報酬から工事請負費までにつきましては、館長報酬や臨時職員賃金についての増減、また展示作品の実績による保険料の減額、委託料の不用額、空調改修工事に係る額の確定による減額でございます。

町営プール管理運営費につきましては、報酬から工事請負費まで、冷夏の影響を受けまして、また各経費の節減に努めたことなどによる減額計上でございます。

土木費の土木総務費、給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。使用料及び賃借料で12万6,000円の減額につきましては、用地の買収に伴う賃借料の減でございます。

次に34ページ、道路橋梁費の道路新設改良費、委託料で212万8,000円の減額ですが、道路台帳の加除補正につきまして、実績からの減額でございます。負担金補助及び交付金で2,143万

2,000円につきましては、急傾斜地崩壊対策など、県事業に係る負担金でございます。

0109号線道路改良費につきましては、財源更正でございます。

住宅総務費につきましても財源更正でございます。

都市計画総務費につきましては、人件費調整でございます。また、旅費６万4,000円の減額と負担金補助及び交付金３万6,000円の減額につきましては、実績による減額計上でございます。

消防費の常備消防費の負担金補助及び交付金で264万9,000円の減額につきましては、広域消防に係る人件費分の減額でございます。

消防施設費につきましては、財源更正でございます。

教育費、教育総務費の教育委員会費の旅費16万4,000円の減額でございますが、実績から見込まれる不用額でございます。

事務局費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。

36ページ、旅費で42万2,000円の減額につきましては、中学生の海外派遣が中止になったこと等による減額補正でございます。積立金2,500万円につきましては、来年度以降の改築実施に向け、学校建設基金に積み立てを行うものでございます。

小学校費の学校管理費の委託料57万8,000円の減額につきましては、御宿小学校体育館の第１次耐震診断を予定しておりましたが、体育館屋根につきまして来年度に補強工事を行うことといたしまして、今回診断を見送ることとしたための減額でございます。工事請負費43万2,000円の減額につきましては、学校改修につきまして事業の確定による減額でございます。

教育振興費で扶助費の５万1,000円につきましては、就学援助について見込まれる不足額を計上しております。

共同調理場費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。賃金11万5,000円と報償費１万5,000円の減額、負担金補助及び交付金で３万8,000円の減額につきましては、調理場の臨時職員賃金等について実績による増減でございます。

中学校費の学校管理費の給料から共済費につきましても、人件費調整でございます。需用費で30万円の減額、委託料の22万2,000円の減額につきましても、実績による不用額の計上でございます。工事請負費10万6,000円の減額につきましては、予定工事の完了による減額でございます。

教育振興費の扶助費10万6,000円の減額につきましては、実績による減額でございます。

学校建設費の委託料で503万円の減額につきましては、地質調査委託における不用額及び中学校改築に係る実施設計の一部について16年度までとするため、同額を減額するものでございま

す。

次に、38ページ、社会教育総務費ですが、給料から共済費まで人件費調整でございます。需用費２万3,000円の減額につきましては、実績から見込まれる不用額の減額でございます。

公民館費の報酬で、152万3,000円の減額と報償費18万円の減額につきましては、館長報酬及び報償における不用額、また公民館運営審議会開催の実績から見込まれる不用額でございます。需用費の光熱水費30万円の減額と役務費４万円の減額につきましては、実績から見込まれる不用額でございます。

資料館費で賃金４万1,000円につきましては、見込まれる不足分でございます。需用費の29万7,000円につきましては、ガラスや外部汚水管の修繕に必要な経費をお願いするものでございます。委託料27万3,000円につきましては、五倫文庫書籍データベース化に伴う外部検索委託の構築に係る費用でございます。工事請負費16万3,000円につきましては、スロープの改修費用及び正面入り口の歩行者用補助手すり設置に係る経費でございます。

保健体育費の給料から共済費につきましては、人件費調整でございます。

体育施設費の委託料31万8,000円の減額は、実績からの不用額でございます。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、職員手当４万5,000円の減額と、工事請負費111万3,000円の減額につきましては、工事費の確定などによる減額でございます。

40ページ、公債費でございます。

公債費の利子で284万6,000円の減額につきましては、臨時財政対策債の借入予定時期や、14年度許可債の借入利率の差により見込まれる不用額を計上いたしております。

以上、補正額3,402万7,000円の増額補正で、予算総額は30億5,108万6,000円となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

７ページのまず繰越明許費でお伺いいたしますが、土木費ということで972万5,000円、これは0105線関係というようなご説明をいただきました。これについてなんですが、現況どういう場所でどのようにやられるのかですね。

それからこの0105線になりますが、関連になるかもわかりませんが、県道から役場前の既に工事が終わったところでありますが、見ますと一般の住宅が何軒か建っておるわけであります

けれども、それと道路の歩道面との距離が非常にある。数メーターあって、道路があって、歩道があって、またちょっと差があるというような状況があって、それで境界線の杭が打ってあって民家というような形になっているわけでありますけれども、その辺のことについてどのように考えているのか、それもちょっとあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　それでは、まず道路までの民地についてのまず説明をさせていただきます。

当初はですね、この残地に低木、ローズマリー等の植栽をする計画で歩道内のあいている穴にはニセハヤシダかオリーブの木、またはヤシの木等の３種類の樹木を協議して植栽する計画でしたが、供用開始後すぐに住宅が建っていることから、当時の目的と若干の差が出てきており、現在その変化の状況を見守って、その後に対応したいと今現在考えています。

また、今後この住宅の建設が一旦落ち着いた状況を判断し、植栽を行うかどうかもまた判断していきたいと思っています。

また、この当時の計画では歩道の幅員がですね、2.5メートルの計画であったんですが、今の道路構造令だと自歩道を含んで３メートルということで、将来そういう場所としても考えていったらいいのかなということで今考えています。

草の件については、今、議員もご承知のとおり、穴の中にですね、環境整備課の協力のもとに８月の災害で倒木となった木をごみの減容化の中でチップとしたんですが、それを利用して雑草防止として今行っている状況です。

それと、今後の0105号線の計画ですが、御宿台の入り口まで約270メートル近くあるんですが、両方歩道を計画していくこと、起点側、木を切った場所があるんですが、協力はしていただけたということになっていたんですが、なかなか最終的な合意が得られなかったため、今回なかなか工事ができなかったこと。最終的に１月の末にその方の協力が得られましたので、起点側から正規に改良するという形で今進めております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　状況を見ながら整備をするというようなお考えかと思います。

それから役場のおり口からの延伸については、今と同じような形式なんですか。例えば、今、自然石を敷いたような状況でやっていますけれども、それもどうするのかですね。今の状況ですと、ちょうど県道からまっすぐ役場に入ってくると、あれ0105線というよりも役場進入路というふうに見えますけれども、まさにそういう形態になっているわけですけれども、そういう

面では実谷方面、新久井方面から来る方、それから御宿台方向から来る方等含めまして、交差点関係もちょっと不安、安全上、ちょっと問題があるかなというふうに思いますので、そういうことも含めまして、あの整備をしていただきたいというふうに思いますが、ですから、おりてから左折する場合の形状ですね。同じような形、同じような景観で整備されていくのかどうかです。

それから、同じような形で記念館道路を含めまして、植栽については今後やはり考えていかなくてはいけないと思います。きょうここで答弁は求めませんけれども、そうした整合性とか、それから管理問題ですね。特にそういう問題がこれから非常に現実的には厳しくなってくるというふうに思いますので、そういうものを内部でよく調整されて今後施工していただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　役場入り口の件ですが、これは平成５年ですか、今の県道から庁舎までの間と御宿台の入り口までの件については、交差点をその当時、県警と協議しまして、その当時の形で今進めている状況なんですけれども、その内容としてはですね、まず役場からおりてきて、左側から御宿台に抜けるまでの間を両側歩道という形でその交通についての安全を確保したいと。

それと、自然石の件につきましては、当時の景気の状況もありますが、今後それについてはどういうものでやるかは、今後検討していきたいと今は考えています。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。

歳入面でありますけれども、10ページ、11ページの中でたばこ税ございますね。こちらは大分250万円の減額になっているわけでありますが、健康増進法、こうしたものも施行された中で、具体的などのような変遷と申しましょうかね。数字的な把握をされておるのか。本数でいかほどなのか。それから、金額ではたしか値上がったと思いますが、金額としてはどの程度なのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、あわせて11ページの方になりますが、ゴルフ場利用税ということでありますが、これも450万円の減額ということでありますが、本町にはこれに関するゴルフ場は２件あるかと思いますが、具体的な利用者の関係ですね。それから、個々のゴルフ場の関係についてもあわせてご紹介いただければと思います。

それからもう一つ、17ページでありますけれども、財産収入、不動産売買ということであり

ますが、町有地の売り払いということでありますが、これは何件あったのかです。それから面積ですね。そうしたものについてです。

それからここ数年、どのような傾向にあるのかですね。また、今後どうされていくのか、これは一般質問にもこのような名目での質問も出してありますが、それらについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　吉野税務課長。

○税務課長（吉野健夫君）　それでは町のたばこ税でございますけれども、今年度につきましては、対前年度比の98％程度を見込みまして予算を立てたわけでございますけれども、昨年度に冷夏がございまして、観光客が来なかったということも多少の原因があろうかと思います。さらに、７月に価格改定がございまして、これにつきましては若干伸びを期待したところでございますけれども、健康の問題あるいは値上げ等によるものと考えられますけれども、現在まで対前年度比で113万7,000本が減少する結果となってございます。20本入りの箱にしますと５万6,889箱の減少でございます。

税額につきましては、対前年度比で17万8,699円の減でございます。これにつきましては、12月に贈答等の影響があって多少上がってはきたんですけれども、今後１月、２月、３月になりますと、例年、本数はがぐんと減るような状況でございますので250万円の減収を見込んだものでございます。

次に、ゴルフ場利用税でございますけれども、今年度はこれもやはり利用者の減少を見まして、前年度比の95％で積算をしたところでございますけれども、減少幅が現在までに対前年度実績で3,511人が、これ実績でございますけれども減っていると。今年度末に、さらにまた減少幅が広がるんではなかろうかというふうに考えてございます。

さらに、１カ所のゴルフ場の利用税が１回について900円であったものが500円に値下げになりましたことから、ゴルフ場の利用税の引き下げによるものを228万円程度、入場者が減少したことによる減収を113万7,000円程度出るであろうということで、合わせまして450万円程度の減収を見たものでございます。

○議長（伊藤博明君）　新藤課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　それでは17ページの不動産売払収入でございますけれども、契約件数で11件でございます。売渡面積といたしましては2,141.27平方メートルが実績でございます。

また、傾向でございますけれども、基本的には家を建てられて住んでおられる方がほとんど

でございます。

（発言する者あり）

○議長（伊藤博明君）　新藤課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　前年度が登記の関係で15年度へずれている部分がございまして、今年度11件という、非常に対前年度と比べますと伸びております。

　また、来年度につきましても既に10数件の申し込みがございまして、現在測量等に着手を始めているような状況でございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解いたしました。

　歳出面でありますけれども、衛生費の中で28ページでありますが、予防費委託料ということで各種結核検診、また予防接種事業ということで、これは増額の補正がされておりますが、執行状況ですね。特に、お年寄りのインフルエンザに対してはこれはまだ間もない事業でありますので、この推移についても非常に注目をしております。また、それらについてのご説明もいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　田中保健福祉課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　それでは委託料ですが、ここにあります児童結核検診、住民結核検診については減額であります。

　予防接種事業委託につきましては、これは105万円の増額をさせていただきましたが、今ご質問の中にありましたように、インフルエンザの接種者が当初見込み1,000人を大きく上回りまして、現在の状況ですが1,325人の方が接種したということで、不足分を計上させていただきました。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　インフルエンザのみが増額ということでありますけれども、増額した中で受診率と申しましょうか、そうしたものはどうなっておるんでしょうか。

　また、郡市内でのそうした状況ですね、先ほど伸びているということで、あと時期的な問題ですね。

　それからもう１点、このインフルエンザということでは、ちょっとこれは趣旨が違うのかもわかりませんけれども、鳥インフルエンザと、これもまた人への感染もまた大変心配をされて、大変今、社会問題となっているわけでありますが、そうしたものについて、これ関連になるかもわかりませんが、特に農水関係、そうした対応など、どうとられているのかですね。予防面

を含めまして、そのところをご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　受診者の状況ですが、御宿町対象者は2,840人で、接種率につきましては46.7%と非常に高い率を示しました。

近隣の市町村のこれは聞き取りをしましたところ、勝浦市で約33%、大原町で36.5%、岬町で31%、夷隅町32%、大多喜町で43%ということで、御宿町はダントツに接種率が高かったというふうに考えています。

この要因としましては、高齢者のこの受診に対します出張受付をしたことで、出向いて申請を受け付けたということが大きな要因かと思います。

それと時期なんですが、時期につきましては、接種はかかりつけ医によって行うということで、受け付けは10月に入ってからしたんですが、実際にはワクチンの購入ですとか、接種時期が11月、12月が一番適当だろうということでその時期を選びまして、かかりつけ医の判断の中で接種していただいたということで実施いたしました。

また、鳥インフルエンザにつきましては、農水課長の方から答えていただけるかと思いますが、保健所の方で、もしそういったものがあった場合には、至急届け出するようにということで、保健所と連携をするということにはなっております。

○議長（伊藤博明君）　米本農林水産課長。

○農林水産課長（米本清司君）　鳥インフルエンザということで、町の対応ですが、10日の日に広報を通じまして風評被害あるいは間違った知識、そういうものを与えないために広報にての発表、お知らせしたいと考えております。

あとは、明日になるんですが、県庁の方で関係各課集まりまして、広域に対するシミュレーションをやるというお話を伺っております。その中の町がやるべき、今、協力すべき内容は検討はしてくれるんじゃないかと考えております。

いずれにしても、そういうものが発生したときには、例えばニワトリの埋設、そういう関係については移動禁止措置がとられるはずですので、その範囲内で埋設の土地の手はず、そういうものについては町側を通していただかねばいけないんではないかというふうには考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

大変、関心事が高い状態でありますし、個人でもそうした鳥獣類を飼っている状況もありま

すので、十分な対応を、細かい対応をお願いしたいというふうに思います。

それから次に移ります。

31ページでありますが、水産業振興費ということで種苗放流事業がプラスということになっておりますが、これはたしか前回の中でも町の基本的な計画、当初予算に盛り込むべき事業ではないかというようなお話もした経過があるかと思いますが、これについてどのように執行されるのか、されたのかです、もう今３月ですのでね。それについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、あわせまして31ページでありますが、商工振興費ということで、利子補給事業がございますが、これらについて減額になっているんですけれども、借りたくてもなかなか借りられないような状況もあるかに思いますが、現状の扱い状況ですね、事業の執行状況。例えば、件数は何件あるかとか、その単価と申しましょうか、１件に対する貸出状況が増えているのか減っているのか、その辺につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　米本課長。

○農林水産課長（米本清司君）　種苗放流事業につきましては、石井議員から、前にも予算的な措置ということでご指摘は受けております。15年度につきましては、実績というところでこういう対応をとらせていただきました。

また、この後の新年度予算の関係になりますけれども、16年度予算は一応当初予算計上をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　氏原観光課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　それでは、ご説明申し上げます。

今年度の利子補給の申請につきましては、一応28件ということでございます。今回、減額をお願いをするわけでありますけれども、この理由としましては、１件当たりの借り入れの金額、平均しますと360万円と非常に低額の借り入れが多かったということが主な要因でございます。それと、借り入れの利率が金利低下によりまして１％を下回るものが出てきているということでございますので、これらが主な要因となっております。

新規につきましては、一応10件を見込んでおりましたけれども、実質６件ということでございました。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。了解いたしました。

次に移ります。

34ページでありますが、道路橋梁費の中の0109号線ということでありますが、これはこれで終わりかというふうに思うわけでありますが、これまでの経過ですね。前12月議会から補正を組みましたですよね、その後の経過。

それから、今年度中に供用開始をするというようなお話があったかと思いますが、具体的に道が見えている中で、いつから供用開始をするのか、またされたのかですね。それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、同ページで都市計画費でありますが、このことについてでありますが、先般も資料をいただきましたが、現在の状況と今後ですね。

それから、都市計画費には新年度予算も出ておりますが、人件費程度の内容というふうに解しておりますが、これから具体的に都市計画はどういうような事業が見込まれてくるのかですね。ちょっとその辺が見えていないんですけれども、その辺も含めてご説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　0109号の経過についてですが、２月29日地元の25名程度ですが、その席で、供用開始に向けて、各交差点の改修事業区域内一般道の看板等を説明し、供用開始のため先生の目から見た目での要望の依頼も行っています。

それと供用開始の時期ですが、今までの議会の中でもご説明したとおり３月末あるいは４月１日という形で今進めている状況です。それはなぜかというと、警察との協議の中で、再度、供用開始の告示が県警察の方にもございますので、そこら辺を調整して供用開始したいということで考えています。

○議長（伊藤博明君）　新藤課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　都市計画の今後スケジュールでございますけれども、さきに都市計画案の公告縦覧を行いました。その中で意見書が出まして、その結果につきましては、議員さん方にもご報告したかと思いますけれども、一応意見の提出者の了解はいただいております。それを受けまして、町の方の都市計画審議会を３月中に開きましてですね、その後に県の都市計画審議会へお願いをするというような状況でございます。それがおおむね６月から７月でございます。

その後、県の都市計画審議会の決定を受けまして決定告示という手続が伴ってまいります。したがいまして、８月を一応一つの目途として今現在進めております。

今後の事業でございますけれども、さきの実施計画の中でもお話しいたしましたけれども、

まず都市計画図をつくりたいということで、８月の決定告示を受けまして、できますれば９月に都市計画図の作成を予算化をしていきたいと。それと、17年度から御宿台の地区計画の検討作業に入りたいと。それにつきましては、平成20年に御宿台の建築協定の契約が切れるということでございまして、それを受けて地区計画の準備を進めたいということでございます。

事業化につきましては、今後各関係課あるいは関係機関と協議しながらその時期を見定めていきたいと考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解いたしました。

0109号線に関してでありますが、３月末から４月冒頭ということが供用開始ということでございますが、ちなみに国道への進入に関しては、県との協議が既に調ったかと思うんですが、あそこには誘導看板等、道路看板ですね。設置されるんでしょうか。また、それはどのような形、名前ですね。どのような、何というんですか。ちょっと全然わからないんですけれども、何とか向けとかいろいろあるじゃないですか。それはどういうふうなことを考えているのか。それとももう協議が終わっていれば終わったで詳細を。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　国道側の看板で、例えば岩和田地先とか、そういう看板については今は計画の中には乗せておりません。逆に、入り口付近に、この先大型車両、何メートル先幅員減少につき通行できませんという看板は今計画しております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。わかりました。

次に移ります。36ページでありますが、小学校費ということで、学校管理費、耐震調査委託がこれ減額されてるんですね。これちょっとよくわからないんですけれども、減額してどうされるのかですね。それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　お答えします。

これにつきましては、先ほどご説明がございましたが、当初、体育館の第１次の耐震調査費をこのように計上させていただきましたが、その後、新聞報道等でもございましたが、体育館の屋根がですね、ご存じだと思いますけれども、波状の軽量プレキャストコンクリート屋根ということになっておりまして、これが非常に地震に弱いという中で、県の指導もございまして、

早急な補強工事が必要であるということで、この耐震調査をこのままやるということであれば、この次に来るのが２次調査、その次に来るのがその結果による大改造工事ということになるんですが、県の方針で、指導の中で、とにかくこのプレキャストの屋根の補修が第一義的だということで、とりあえずこれを減額させていただきまして、新年度の工事の中に301万8,000円だと思いますが、屋根の耐震補強工事を補正させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

　波形の屋根ということでありますと、たしか布施小学校の体育館も同様な形状だったと思うんですが、これちょっとあれなんでしょうけれども、そちらはどのような考えなんでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　布施小学校の体育館につきましては、昭和57年築で、当御宿小学校の体育館は昭和45年築でございまして、この古いといいますか、県の方の基準がございまして、ある一定年度以降は、57年度以降に建った部分については今回対象になっておりませんで、十分、大丈夫であるということの中で対象になっておりませんので、今回は御宿小学校だけでございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　ちょうど対象から外れたと、安全だということのようですが、わかりました。

　次に移ります。38ページの公民館費でありますが、公民館長報酬費ですね、報償費と減額されておるわけでありますが、これは非常にわかりづらいんですが、今まで民間人を何年か登用しておったかと思います。今また、本年度は役場職員ですね、館長をやっておるようでありますが。その経緯が非常によくわからないんですが、どうしてこのような経過になったのかですね。また、今後どうされていくのかですね。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　これにつきましては、当初、前の公民館長の勇退を受けまして、役場職員で対応をしているということでございますが、資料館も民間の公募の中での資料館長がおるわけでございます。そうした中で、行政側がその維持管理、運営についても、資料館もあわせて見る必要もあるのではないかという中で、職員により小回りのきく対応を図っていき

たいということで、今回職員を館長として任命したところでございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

何年か両方とも民間人を登用した経過がございますよね。その中で、そうした都合が悪い状況が出てきたということでしょうか。

当時の説明においては、当時だと民間人が館長で、補佐クラスの方が公民館の直接的な運営に当たっていたと思うんです。それで予算にかかわる問題等とかは、館長というよりもその補佐がきちんと対応しておったと。また、するということで民間人を登用していた経過ではなかったかと、こういうふうに理解するわけでありますけれども、それで私は、別に不都合は起きないというふうに思うんですけれども、そうしますと、じゃ今後、特に公民館、要するに文化的な、社会的な、特に専門的な、そうした分野での専門的な活動がこれからますます望まれると思うわけでありますけれども、そうした中で一言で言って申しわけありませんけれども、事務方がそうしたものが、そうした公民館運営に当たれるのかどうか。そのために民間活用されたというような経過があったかと思うんですけれども、そうした部分については今後どのように保障と申しましょうかね、されていくのかと。確かに運営審議会というのもあろうかと思いますけれども、それについての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　確かに民間の利用者の立場からの意見、そうしたものを反映していくためにも公運審等の意見を聞き、行政側の方できめ細い対応を図っていきたいと、このように考えております。

（石井議員「はい」と呼ぶ）

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑ありませんか。

12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　12番、浅野です。ほんの短い時間ですので。

私、この時期の補正、いつも注目して、減額補正の方を見させていただいているんですけれども、今回も皆様のご努力で、大変経費の節減ということに努められていらっしゃるんだなということがよくわかる補正予算なんですけれども、ひとつ委託料、いろいろなものの委託料があるわけですけれども、どこへどうということではなくて、支出全体の中でお答え願えればなと思うんですけれども、ざっと見せていただいて、多分これ七、八百万円くらいの減額になっているんじゃないかな、全部トータルすると、と思うんです。ちりも積もればということでし

ょうけれども、当然これは最初の当初予算のときには入札にかかわるとかそういう面がありますので、細かい金額は載っておりませんけれども、どうなんでしょう。この当初予算組むときのこの委託料というのは、かなり余裕を持った形で組むと、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。それとも要らないものをどんどん節約していくと考えたらよろしいんでしょうか。だとすると非常に危険だという気が、先ほど教育課長のお話もちょっと伺って、なるほどなと思っていたんですけれども、石井議員からのことで。その辺、どなたでしょうかね。企画財政課長さんですか。総論で結構ですからお願いできればと思います。

○議長（伊藤博明君）　新藤企画財政課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　確かに、今回委託料の減額が多いというご指摘でございます。確かに数字的に多いわけでございますけれども、当初予算が決して甘かったということではなくて、やはり当初予算も前年度の実績を見ながら計上しているわけでございます。

ただ、入札とか見積もり合わせ、さらには内容の精査によって、かなり落ちている部分がございます。そういったことで、業務委託については、決して当初予算が過大ではなかったという点はご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　あと１つですから。

ありがとうございます。ご努力の結果というふうに承っておきます。

ついでに、ご努力の結果をもう一つお願いします。やはりこれも需用費、役務費の関係でございます。

毎年、毎年予算書を見せていただくと、この数年間、財政の厳しさを反映して、いつもこの部分は前年度よりか減って当初予算が組まれている。これはもうご承知のことだと思いますし、皆さんがお組みになった努力の結果だと思います。

今回、やはり当初予算から見て需用費、役務費が減額されている部分というのは、経費の節減ということではすごいなと思います。例えば一つ見ますと、総務管理費の役務費、郵便料が30万円の減額と。これ30万円って１通80円で割っていくと幾つになるのかなというようなこともちょっと考えたんですけれども、これの需用費、役務費を総体的に節約なさるということは、実際に現場で仕事をしている方たちにとっては大変なご努力と、あるいは大変な苦労と大変な発想と知恵と、これが必要であろうかと思います。

いかがでしょう。参考のために、二、三の課長さんで結構ですので、その辺の苦労話をお聞かせいただけると私たちも大変参考になります。きょうまだご発言なさっていない課長さんあ

たりにひとつお願いします。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　ただいま総務費というようなご指摘もございましたので、ちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、今大変メール等のやりとりがございます。文書の伝達等についても、県への送達、そういったものについてもメールでやりとりしているということで、郵便料の節約になっていると。文書もかなり量が多いとその普通の定形の封筒では行かないということもございまして、そういう面でも節約ができているということが一つございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

これより２時30分まで休憩いたします。

（午後　２時２０分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時３６分）

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第22、議案第15号　平成16年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第15号　平成16年度御宿町水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

平成16年度予算編成に当たっては、厳しい社会状況の中、公共性を重要視し、昨年に引き続

き、老朽化した浄水場機器の改修、鉛給水管の取りかえ等を推進するとともに、良質な水道水の安定供給を考慮しつつ編成いたしました。

なお、本予算につきましては水道運営委員会のご審議を経ておりますので、申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設水道課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　平成16年度御宿町水道会計予算（案）について、ご説明いたします。

まず、第２条の業務の予定量につきましては、給水戸数は前年度より92戸増え3,460戸、年間総給水量につきましては、平成12年度92万4,678立方をピークに、毎年減少傾向となっていることから、平成16年度予算案は過去３カ年の平均値を採用し、87万8,000立方の前年度より６万737立方減の計上となっております。

年間総受水量は、南房総広域水道企業団の協定に基づき、１日平均受水量1,334立方の最低１日申し込み数量1,001立方の12カ月分、36万5,365立方、１日平均給水量は2,405立方。

主な建設改良事業としては、浄水場機器改良事業806万5,000円、配水施設改良事業210万円、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては後でご説明いたします。

２ページの第５条の予定支出の各項目の経費の流用することができる経費は、営業費用と営業外費用の相互、３ページの第６条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与3,071万1,000円、交際費２万円、食糧費２万3,000円。

８ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の部、款の水道事業収益２億4,368万7,000円、前年度より1,145万9,000円の減。

項の営業収益２億2,866万9,000円、前年度より1,141万2,000円の減。内訳は、給水収益、その他営業外収益の指定工事店登録手数料及び開栓手数料です。

項の営業外収益1,501万8,000円、前年度より４万7,000円の減。内訳は、受取利息及び配当金で、郵便局の公社化に伴い限度額以上預け入れができなくなり、千葉銀行の普通預金に変更したための減です。また、他会計補助金及び県補助金につきましては、前年度と同額の一般会計1,000万円、市町村総合対策補助金500万円といたしました。

９ページの支出の部で、款の水道事業費用２億9,732万8,000円、前年度より130万6,000円の減。

項の営業費用２億7,360万3,000円、前年度より73万1,000円の減。目の内訳は、原水及び浄水費１億5,308万円、前年度より253万7,000円の増。増えた主な要因は、水質基準法が改正され、

検査項目が46項目から50項目に変更されたことに伴う増です。目的別費用としては、人件費で率にして6.2%、金額で951万2,000円。物件費で率にして93.8%、金額で１億4,356万1,000円。主な事業としては、修繕費の浄水場機器修理代金420万円、委託料の水質検査及び浄水場警備業務委託代金1,436万1,000円です。10ページの受水費１億1,312万1,000円です。

配水及び給水費2,686万6,000円、前年度より60万9,000円の増。増えた主な要因としては、水質基準法の改正に伴う増及び夏季対策として実施している赤水対策事業の管洗浄区域を旧市街地に区域を拡大するための増です。

目的別費用としては、人件費率で42.3%、金額で1,137万3,000円、物件費で率にして57.7%、金額で1,549万3,000円。主な事業としては、11ページの修繕費の鉛管取り替え及び漏水修理代の640万5,000円、委託料の量水器取り替え222個分と配水管洗浄委託654万4,000円です。

総係費1,697万6,000円、前年度より186万5,000円の減。目的別費用で、人件費で率にして57.8%、金額で981万9,000円、物件費で率にして42.2%、金額で715万7,000円。主な事業としては、12ページの使用料及び賃借料の電算リース料400万円、減価償却費7,668万1,000円、これは前年度より55万円の減です。

営業外費用2,342万5,000円、前年度より203万7,000円の減。内訳は、支払利息と消費税及び地方消費税です。

特別損失は前年度と同額の10万円。

予備費も前年度と同額の20万円。

次に、13ページの資本的収入及び支出の収入の部です。

款の資本的収入は、前年度と同額の514万6,000円。内訳は、新規水道加入代金の納付金です。

14ページの支出の部で、款の資本的支出4,743万円、前年度より421万1,000円の減。

建設改良費1,113万7,000円、前年度より635万9,000円の減。

原水及び浄水費860万5,000円、前年度より91万9,000円の減。配水及び給水費210万円、前年度より420万円の減です。減の主な理由としては、夷隅農業協同組合御宿支所わきの水管橋工事が終了したことに伴う減です。続いて、総係費43万2,000円、前年度より120万円の減。これは水道事業班の自動車購入が昨年あったための減です。

企業債償還金3,629万3,000円、前年度より214万8,000円の増。増の主な要因としては、平成11年度に借り入れた元金償還が始まったための増です。

２ページの第４条に戻りまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4,228万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,228万4,000円で補てんいたしました。

以上で説明を終了いたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

８ページでありますが、給水収益減額としての予算立てということでありますが、経済状況を反映してということでありますが、いま一度詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。

また、その中でですね、今回も赤水対策でありますとか、漏水対策等の事業が盛り込まれておりますけれども、有収率、これはいかほどで予算を計上されているのかです。これもこの間、大分修理も進みまして、検査も終わりまして、大分上がってきたというふうに聞いて報告を受けておりますけれども、それらについてまずお聞かせ願います。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　水の予測ということでお答えしたいと思います。

ここ数年の水の分析をいたしますと、平成12年度をピークにして、平成12年度が92万4,678立方、これが有収量平成15年度が約86万8,463立方で減という形で計画しております。その中でですね、平成15年度は夏季のやはり異常なまでの冷夏により、予想を下回る実情であったこと。その中で各調定月を平成８年から15年度を比較しますと、９月の調定以外は若干の差はあるものの、そんなに変わらなかったという状況の中で、過去３カ年の平均でやったらどうかということで、今回平均の形で有収量を積算しております。

なお、平均的な有収率はですね、大体93%程度だと今考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番、石井。

次に、10ページでありますが、原水及び受水費の中の浄水費の中で、南房総広域水道受水費ということで１億1,312万何がしということで予算化をされておりますが、これは非常に、本町の水道事業における割合というのが大きいというふうに感じておりますけれども、これらについても、これまで広域水道組合の中でいろいろな経費の削減ですね、そうしたものの努力というものが求められるというふうに思いますが、この間、そうしたものについてどのような論議がされてきたのかですね。

それから、あわせて大多喜町に今計画されておりますダムですね。広域の受水のダムがあるかと思います。これの進捗状況について、あわせてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　まず、総水量で申しますと、御宿町は、先ほども申し上げました有収率で93％ということで、その総水量では約94万4,000トンということでございます。そのうち、自己水が約60％、広域の水が約40％という状況です。この１億1,312万円の３条、４条合わせると大体38％ぐらいの構成比率になっておりますので、大体そのような形ではないかと思っております。

続いて、南房総広域水道企業団の関係なんですが、南房総広域水道企業団の今現在の流れとしましては、南房総広域水道連絡協議会と、南房総広域企業団運営委員会、これは財政も含んだ会なんですが、その席上、現在の水道料金は平成12年度に二部制というものになって、その当時約12.1％の引き上げということでございます。

その引き上げの中でですね、今現在約２億円程度の累積欠損金が単年度であるという状況で、この16年度現在で協定がとりあえず終わるような形の中で16年度中に経営状況の診断を県と広域の中で細部を協議していくという形で今進めております。

そういう中で、大多喜ダムの今後の方向性としては、このダムが平成３年度の洪水調整と水道用水を目的とした多目的ダムとして国庫補助事業で認可を受けたことは議員もご承知のとおりです。

そのような状況で、今現在のダムの状況としては、南房総企業団としては長柄ダムの放水量が約４万3,200トン、日ですね。大多喜のダムが１万4,800トンと、合わせまして５万8,000トンの日取水の計画で現在進んでいるんですが、その中で一部未買収地がありまして、これが平成15年３月末現在で必要面積は約55ヘクタールに対して、51ヘクタールの買収となって、その率としては約93％の用地を取得しています。その中で、ダム本体の約４％の部分がですね、これ共有地になりますが、これが未買収ということで今現在交渉に当たっていると。

こういう状況の中で、当初の建設計画では平成17年度を完成目標として進めておったんですが、なかなか進まないと。そういう状況で県の河川海岸課と企業団との交渉の中、とりあえず平成22年度までという延期を今進めている状況です。

また、その一方でですね、今の景気の低迷で、先ほど申し上げました長柄ダムの導入の４万3,200トンで今現在足りているという状況の中で、今年、平成16年度、水道事業開発等整備事業の再評価というシステムがございます。その中で、ダムの休止を含めた問題も協議し、最終的な判断をしたいという状況でございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

わかりました。引き続きですね、水道水源の低減化に向けた努力をしていただくようお願い申したというふうに思います。

次に移ります。

14ページになりますが、原水及び浄水費ということで工事請負費等が載っておりますが、ろ過池ろ材交換、それからフェンス取りかえ工事とありますが、中身は我々ちょっと外目からはわからないわけでありますけれども、フェンス等、大変傷みが激しい状況であります。ですから、浄水場の中の施設においても、当然そういうものが見込まれるというふうに思うわけでありますが、今後どうされていくのかですね。

それから、新年度の事業内容、工事内容、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　まず、浄水場のろ過池の件なんですが、これ実は、昨年15年度の中でもお願いしているんですが、実際は３池あります。そのうちの１池をお願いしたんですが、ろ過材の構成について、再度もうちょっと詰めたいということで、委託先を実際探していたわけです。そういう状況で、この委託についてもなかなかそれなりの単価になってしまうんで、できるだけ安いところということで探していた状況です。それがようやく12月の末に一応、ある程度のめどができまして、再度また１池分ということでお願いしている状況です。

この砂がマンガンをとる砂なもので、立方当たり13万から100万円近くかかるわけです。それで、その大体数量としては１つが５メーター、５メーターの約25平米、その中に約70センチの砂を１層から４層に分け、その粒子の順によって構成していくんですが、その費用が余りにもかかる関係で、再度、もう一度構成を含めた中で、最適な量を調べたいということで、15年度委託の方の関係で処理し、その結果をもちまして16年度で再度１池分を計上したところです。

それと、浄水場のフェンス工事につきましては、約107メートルございます。周りのフェンスが民地の方にも影響していますので、それを優先して整備するほか、当初予算の4,200万円程度の赤字の予算ですので、その中で長期的に影響のない範囲内で少しずつ整備していったらということを考えております。

また、中の機器については、ここ一、二年、平成16、17年度でですね、ある程度その修理箇所の特定件数を考慮した中で、今後の計画を立てていきたいと今考えています。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解でよろしいです。計画的な修繕を図っていただきたいと思いま

す。

最後に同ページにありますが、企業債返還金ということで3,629万3,000円ですか、あるわけでありますが、これ後段に27ページ、資料も添付されておりますが、今後借りかえでありますとか、そうしたものにつきましてどうされていくのかですね。まだかなり高利のものもあろうかと思います。それから、先般借りかえされたものあろうかと思いますが、そうしたものについて、もうちょっと具体的な動きですか、ご説明をいただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　借り換えの件でよろしいかと思いますが、この借りかえは公営企業融資公庫資金、これに対して７％以上の率のものについて該当するということで、このほかに後ろの27ページの大蔵省資金運用部についての高額について該当にならないと。昨年、15年度におきまして、当御宿町の借りかえについては、今の条件では、該当するのはないという状況です。

（石井議員「その中の借り換え残高分、幾ら」と呼ぶ）

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　27ページのですね、15年７月30日、今、借換債現残高の335万6,530円の分が昨年借りかえたものでございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第23、議案第16号　平成16年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第16号　平成16年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

本予算の編成につきましては、国・県の予算編成基準に基づき編成いたしましたが、予算の大半を占める保険給付費につきましては前年度実績をもとに算定し、これに見合う適正な負担を原則に、保険税を確保する健全な予算を目標に編成いたしました。

予算総額８億5,612万3,000円、対前年比1.4％の減となっております。

本年も昨年に引き続き、広報活動、医療費の適正化及び健康づくり推進事業等に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る２月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　それでは、国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

最初に７ページの歳入から目で説明をさせていただきます。なお、予算概要もあわせてご参照いただきたいと思います。

国民健康保険税、３億1,528万4,000円で、前年度比3.7％の減でございます。内訳で、一般被保険者国民健康保険税２億7,769万4,000円、退職被保険者等国民健康保険税3,759万円でございます。

次に、８ページの使用料及び手数料、保険税督促手数料で３万円でございます。

次に、国庫支出金３億370万1,000円で、内訳でございますが、国庫負担金の医療給付費等負担金２億5,980万4,000円、高額医療費共同事業負担金487万9,000円でございます。事務費負担金はございませんので、廃目となります。国庫補助金の財政調整交付金で3,901万8,000円でございます。

９ページの療養給付費等交付金は１億645万1,000円で、支払基金から交付されるものでございます。

次に、県支出金487万9,000円で、高額医療費共同事業負担金でございます。県補助金、保険基盤強化対策補助金は平成16年度からございませんので、廃目となります。

次に、10ページの共同事業交付金1,300万円で、千葉県国保連合会から交付されるものでござ

います。

次に、財産収入としまして2,000円、預金利子でございます。

次に、繰入金でございますが8,882万7,000円、一般会計からの繰り入れが3,882万7,000円、基金からの繰り入れが5,000万円でございます。これによりまして、財政調整基金の保有額は4,842万円となります。

次に、11ページの繰越金でございますが、15年度の繰越金が2,344万3,000円です。

次の諸収入は50万6,000円でございます。

12ページでございますが、以上、歳入合計は８億5,612万3,000円でございます。

13ページの歳出でございますが、総務費は1,124万5,000円で、内訳でございますが、総務管理費で936万1,000円、これにつきましては職員人件費及び事務費でございます。また、対前年度比で48.4％の減となっておりますが、これは職員の人件費の減に伴うものです。14ページの徴税費でございますが46万4,000円、運営協議会費27万4,000円でございます。

次に、保険給付費ですが５億3,017万5,000円、対前年度比で12％の増を見込んでおります。内訳としまして、療養諸費、一般被保険者療養諸費として３億4,783万5,000円、退職被保険者療養給付費として１億1,114万8,000円、一般被保険者療養費473万1,000円、退職被保険者等療養費で123万5,000円、審査支払手数料で162万4,000円でございます。

次の高額療養費でございますが、一般、退職合わせまして5,335万でございます。

移送費は、科目設定の2,000円です。

16ページの出産育児諸費でございますが、12件を見込みまして360万円、葬祭費では95件を見込みまして665万円でございます。

次の老人保健拠出金２億3,374万1,000円で、支払基金に拠出をいたすものでございます。

次に、介護納付金5,739万5,000円で、これは40歳から65歳未満の２号被保険者分として支払基金へ拠出するものでございます。今年度は1,401人を見ております。

17ページの共同事業拠出金は1,951万9,000円でございます。

次の保健事業費154万円は短期人間ドック22件分、１件７万円を見ております。

次に、基金積立金としまして3,000円。

18ページの公債費として1,000円。

諸支出金として50万4,000円。

予備費で200万円でございます。

以上、歳出合計が８億5,612万3,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。11ページの財政調整基金ということで、繰入金ということで5,000万円ということでありますが、先ほどの補正額をそのまま繰り入れたものというふうに解しますが、そうした中で、最終的には総額では対前年度の中で減額の予算ということで提案をされておりますが、これから具体的な税の確定がですね、６月、７月ころですか。ということでありますので、現時点ではなかなか予想しづらいとは思いますが、こうした過去の経過も踏まえまして、できれば現状のままの税率でいければなというふうに思うわけでありますが、それらについての見通しについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　佐藤課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　この予算につきましては、現状でいければよろしいんですけれども、ご存知のとおり、あくまでもこれは住民税の確定後、本算定をします。それによりまして税率については検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。わかりました。

それでは次、17ページでありますが、疾病予防費ということで短期人間ドック費用補助金とございますが、これからやはり高額医療を含めまして、医療費抑制をしていくためには健康づくりが一番基本的なことではないかなというふうに思うわけでありますが、先ほどの補正の中ではなかったように思います。そういう面では今年度中の執行状況ですね。

それからこの16年度、何件を予定されているのか。その他に関しまして、保健事業、これはまた一般会計の方になるかなと思いますが、国保会計の中でそうしたものについてどういうふうに考えているか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　佐藤課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　この短期人間ドックにつきましては、２月末で執行率100％となっております。ですから、３月、何件出てくるかはちょっと予測つきませんけれども、多少不足になるのかな、このように思っております。

また、新年度は、先ほどご説明しましたとおり22件を見ております。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　佐藤課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　今年度の件数はもう既に22件で執行率100%となっております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　そうした中で国保会計として健康づくり事業、どのように考えているか、全体的に。

○議長（伊藤博明君）　佐藤課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　これは保健福祉課といろいろ連携をしまして、基本検査の受診率の向上に、努めていきたい、このように考えております。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第24、議案第17号　平成16年度御宿町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第17号　平成16年度御宿町老人保健特別会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

本予算の編成につきましては、平成14年10月の法改正後の医療費の実績及び直近の医療費動向から編成いたしました。これにより、予算総額10億9,431万1,000円で、対前年度比4.7%の増となり、対象人数を1,920人として算定いたしました。

老人医療は年々増加傾向となっておりますが、今後の医療費の適正な執行に努めてまいります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　それでは、平成16年度御宿町老人保健特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、予算概要に記しておりますのであわせてご参照願いたいと思います。

概要について記してありますけれども、この老人保健会計は平成14年10月に法改正によりまして、歳入をし、法定負担割合について拠出割合を決めてございます。

また、受給者は、加入年齢の引き上げによりまして、当初の加入者は老人保健加入者1,920人、うち１割負担者1,820人、２割負担者100人を見込んでおります。

それでは、最初に５ページの歳入からご説明をさせていただきます。

支払基金交付金６億8,644万3,000円でございます。医療費交付金で６億8,214万9,000円。審査支払手数料交付金で429万4,000円でございます。

次に、国庫支出金、医療費負担金といたしまして２億7,124万2,000円でございます。

次の県支出金でございますが、６ページにまたがります。県負担金としまして6,781万1,000円でございます。繰入金として一般会計繰入金で6,881万1,000円、繰越金1,000円、諸収入3,000円でございます。

以上、歳入合計は10億9,431万1,000円でございます。

次に、８ページの歳出でございますが、医療諸費として10億9,330万7,000円。内訳でございますが、医療給付費として10億7,048万円、医療費支給費として1,853万3,000円、審査支払手数料429万4,000円でございます。諸支出金としまして3,000円、償還金2,000円、繰出金1,000円、公債費を1,000円といずれも科目設定としております。

予備費として100万円を計上してございます。

以上、歳出合計が10億9,431万1,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第25、議案第18号　平成16年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第18号　平成16年度御宿町介護保険特別会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。

本予算案は、平成12年度から15年度までの４カ年の給付実績及び第２期介護保険事業計画をもとに認定者数の伸びや介護サービスの利用状況を考慮し、歳入歳出総額を前年度とほぼ横ばいの４億3,952万9,000円、保険給付費額４億1,745万9,000円といたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　田中保健福祉課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　それでは、ご説明いたします。

介護保険制度ですが、平成15年度からは第２期介護保険事業計画に基づきまして事業を進めているところであります。

最初に予算概要からご説明いたします。

介護保険の状況について申し上げますが、予算概要の８ページの資料、④被保険者数の状況につきまして申し上げますが、第１号被保険者は年々増加の傾向にあります。中でも後期高齢者は、下のグラフをごらんいただいておわかりのように、大きく伸びていることが顕著にあらわれております。その反面、第２号被保険者は微減の状況にあります。

次に、９ページですが、資料⑤の要介護（要支援）認定者の状況ですが、認定者数は増加の傾向にあります。65歳以上の人口から見ました要介護者の出現率は約12％と高い率となっております。下のグラフをごらんいただきますとおわかりかと思いますが、要介護者の中でも、特に要介護度１の対象の方が大きな伸びを示しております。これは県内でも珍しい傾向であります。

10ページの資料⑥のサービス受給者数の状況ですが、居宅介護サービス受給者数は前年度と比較しますと23％と大きく伸びておりますが、施設介護サービス受給者は横ばいの状況にあり

ます。

12ページの資料⑧の居宅・施設サービスの状況の上のグラフをごらんいただけるとわかりやすいかと思いますが、年々居宅介護サービスを利用される方が増えておりまして、今年度は全体の約４分の３の利用状況となっております。また、下のグラフにあります居宅・施設サービス給付費の状況から見ますと、約２分の１を居宅介護サービス費が占めるようになってきております。今後もこの傾向は続いていくものと思われますが、今年の４月からは、近隣の市と町に特別養護老人ホームが新設されることになっております。当町からの入所も見込まれると思われることから、今年度はこれらを踏まえて予算編成に当たっております。

それでは、予算書の７ページ、歳入からご説明いたします。

介護保険料の第１号被保険者保険料は7,620万7,000円を計上いたしました。前年度からの比較では53万8,000円の増額となりますが、第１号被保険者の増加による保険料を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料の保険料督促手数料は8,000円、１件当たり100円で80件分を計上いたしました。

国庫支出金の１億434万6,000円は保険給付費の25%分で、そのうち国庫負担金は介護給付費等負担金で8,347万7,000円。国庫補助金は、８ページに移りますが、財政調整交付金で2,086万9,000円を計上いたしました。事務費交付金につきましては、16年度から一般財源化となることから廃目となります。

支払基金交付金１億3,356万3,000円につきましては、介護給付費等交付金で第２号被保険者の介護納付金が支払基金から交付されるもので、法定負担割合は保険給付費の32%分となります。

県支出金、県負担金の5,217万3,000円は、介護給付費等負担金で、法定負担割合は保険給付費の12.5%分です。

財産収入の1,000円ですが、介護給付費準備基金積立金の利子分です。

９ページの繰入金、一般会計繰入金は7,299万ですが、介護給付費等繰入金は5,217万3,000円で、これは法定負担割合12.5%分です。その他一般会計繰入金としまして2,081万7,000円で、これは職員の人件費、事務費等を計上いたしました。

繰越金は23万5,000円。

また、諸収入の6,000円は預金利子1,000円と第三者負担金1,000円、認定調査等受託事業収入3,000円を計上いたしました。

以上、歳入総額を４億3,952万9,000円とさせていただくものであります。

続いて、11ページの歳出についてご説明いたします。

総務費は2,073万1,000円、前年度比較で48万6,000円の減額といたしました。総務管理費の1,061万8,000円と12ページの徴収費91万2,000円は、担当職員２名分の人件費と事務費等を計上いたしました。介護認定審査会費906万7,000円は、認定調査に係る人件費と事務費、認定審査会共同設置負担金であります。13ページの趣旨普及費３万4,000円は、介護保険の周知を図るための消耗品費、また運営協議会費の10万円は、介護保険運営協議会の委員報償費を計上させていただいております。

保険給付費の４億1,745万9,000円は、介護サービス等諸費で４億1,551万7,000円、14ページのその他諸費64万2,000円、高額介護サービス費130万円を計上いたしました。

保険給付費につきましては、お手数ですが再度予算概要の11ページ、資料⑦の保険給付費の状況をごらんいただきたいと思いますが、この中でもわかりますように介護サービスでは居宅系が大きく伸びておりまして、今後もこの傾向が続くことが予想されます。また、入所施設の開設も考慮いたしまして給付費の予算計上をしております。

たびたび申しわけありません。次に、予算書にまた戻っていただきますが、財政安定化基金拠出金49万2,000円につきましては、国・県・町が３分の１ずつ負担します基金で、拠出金の負担率は３年間の保険給付費見込みの0.1%分を計上いたしております。

15ページの基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で51万2,000円を積み立てるものです。

諸支出金の23万5,000円につきましては、第１号被保険者が過年度に支払った分で還付が発生したものについてを計上してございます。

予備費は10万円を計上いたしました。

以上、歳出総額を４億3,952万9,000円とさせていただくものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。まず最初の概要の方なんですが、対前年度比とかいろいろなご説明いただいたわけでありますが、介護保険は３年間通年の中で運用を図るというようなことになっておろうかと思いますので、そういう面におきましては、計画との整合性はどうなっておるのかということも大変大事な観点かと思いますが、それらについて、計画と現実的な動き

ですね。今年度１年、また新年度ということでありますが、その辺での差異はどのようなものがあるのか、ないのか、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

それからもう１点、概要の中の９ページでありますが、要介護認定者の状況ということで、要介護１が先ほどのご説明の中では伸びていると。確かに多いわけでありますが、これは県内の中では、御宿町は非常に特異な状況であるというようなご説明をいただいたわけでありますが、それらの要因については、町としてはどのような要因と受けとめておるのかですね。それについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　計画値との整合性ですが、出現率について申し上げますと、計画値とほぼ同数というふうに考えています。ということは、要介護者数は確かに330人ということで多いですが、実際に利用者数で見ますと計画値とほぼ同数というふうには考えています。

それと、要介護の認定者数が非常に介護度の低い人が多いという現象なんですが、県内でも62番目に発生率が高い方に所属しています。ということは、要介護度の重い人の率が非常に低いということになっています。御宿町は県内でも２位、２番目に高い人が少ない町ということに、説明の仕方が非常に悪いんですけれども、要介護度の高い人の率は、御宿町は、これは昨年の４月末の状況ですが、そこで見ますと下総町に続いて２番目に低いということ。

そういうことで、介護度が重くならないうちに介護保険の申請をして、早いうちから介護保険を利用していただいているということになるかと思います。それによりまして、給付費は大きく伸びていかないんではないかというふうに。

それと、どうして要介護度１の人が多いかということになりますが、それにつきましては、やはり周知をかなりされてきているかと思います。それと要介護度の低い人については、福祉用具の利用ですとか、住宅改修の利用が徐々に増えていっている状況で、介護保険制度そのものを継続で使わなくてもそれを利用することで、単品で利用することによって介護の重度化を防いでいるのかなというふうには考えております。それと、在宅介護支援センターで早目の対応を勧めているということが大きな原因であると思います。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番。

非常に細かいケアがこうした結果に結びついているということですね。これまでの努力の結果だろうかというふうに思うわけであります。引き続き、広報も含めまして、細かい対応をお願いをしたいと思います。

介護保険は契約でございますので、細かい中身、逆にいえば介護保険に該当しないものをどう支えていくかというのは、今度一般会計の方になろうかと思いますが、その中で１つお聞きしたいのはですね、13ページになりますが、介護認定審査会共同設置負担金ということで載っておりますが、そういう面におきましては、この申請から判定を受けるまでという何か指標がございますか。

例えば、平均何日かかったとかというのが何かわかりやすい数値があればですね、その辺もお示し願います。１カ月以内に審査を終えるというのが、たしかそういう情報だったというふうに思いますが、現実的にはそれが何日、もしくは最低とそれから最長ですか。これは本年度、新年度じゃなくて15年度になるかと思いますけれども、どういったような状況であったのかちょっとお聞かせ願います。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　ほぼ30日以内に結果については出せる状況に持っていきたいというふうには考えておりますが、ここに来て遅延が発生しております。

今年度に入りまして、もう既に58件の遅延という件数が、出ておりますが、これにつきましては、主治医の意見書が間に合わないということで、それが主な原因であります。申請件数はかなり伸びているんですが、その中でも、なかなか病院からの意見書が届かないために、審査会にかけられないという現象が現在起きています。その件数がただいま申し上げましたように２月末で58件というような状況であります。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　じゃ、１カ月以内ということが、強く求められているというのは承知されているかと思います。またそういう中では、主治医の方々も、お医者さんの方々もさまざまな医療を行いながら、介護保険という新たな業務の枠の中でやっていただいているというふうには察するわけではありますが、さっきその前段の質問に答えていただいたとおりかと思いますけれども、確かに結果が出なくても、その段階で出ない前にきちっと対応を受けて、出た段階でさらに補正するというんですか。見直しをするという内容もあろうかと思いますけれども、しかし最初からきちっと出た方がいいわけでありますから、なかなか大変な状況かとは思いますけれども、遅延の発生しないような対応をとっていただきたいというふうにお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

これより３時50分まで休憩します。

（午後　３時３５分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時５３分）

◎議案第１９号の上程、説明

○議長（伊藤博明君）　日程第26、議案第19号　平成16年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第19号　平成16年度御宿町一般会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。

平成16年度一般会計予算は、歳入歳出予算の規模を33億5,300万円とし、平成15年度に比べ４億2,300万円の増、率にして14.4％の増としました。

歳入では、主要な財源である町税が景気低迷や地価の下落等により減少し、また国庫補助負担金、地方交付税においても三位一体の改革の中で廃止や大幅な縮減がなされ、税源移譲の暫定措置である所得譲与税が創設されたものの、新たに取り組んだ一般財源枠配分方式による予算編成も、当初に見込み配分した一般財源が大幅に縮減するなど、大変厳しい財政見通しの中での編成となりました。

国・県も歳出構造の見直しを進める中、町でも平成14年度を初年度とする行政改革大綱の具現化に取り組み、経常経費のさらなる縮減、事務事業の見直しを図るとともに、国の実施した短期間での急激な改革の影響を補い、またそれぞれの目的に充当するため、基金等を繰り入れ、少子高齢化や子育て支援等福祉対策、ダイオキシン基準値の厳守や循環型社会への取り組み、

道路改良等基盤整備、各産業の振興にかかわる経費等を計上しました。

また、基金の積み立て、基本設計・実施設計など計画的に事業を進めてきました中学校改築事業についても、平成16年度、17年度で継続費を設定し、２カ年で校舎建設を実施することとしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（伊藤博明君）　新藤企画財政課長。

○企画財政課長（新藤　研君）　それでは、議案第19号　平成16年度御宿町一般会計予算（案）につきまして、ご説明いたします。

平成16年度の御宿町一般会計予算の総額は33億5,300万円で、対前年度比14.4%の伸びとなりました。

なお、16年度は平成７年度、８年度の減税補てん債の一括償還の年度であり、借り換えによる一括償還額１億1,600万円を除きますと、伸び率は10.5%となります。

次に、第２条継続費、第３条債務負担行為、第４条地方債は９ページからの表でご説明申し上げます。

第２表継続費でございますが、16、17年度の２カ年継続で中学校の校舎建設を行うための継続費設定でございます。事業費の総額を10億6,400万円といたしまして、各年度の事業費割は、16年度が40％相当になります４億2,560万円、17年度が60％相当になります６億3,840万円として設定いたします。

次に10ページ、債務負担行為は、土地評価資料作成、市街地宅地評価修正業務委託につきまして、16年度から18年度までの３カ年で限度額1,360万6,000円以内で行うものでございます。

第４表地方債は、16年度に借り入れを予定しております地方債につきまして、目的、借入限度額、借り入れの方法、利率、償還方法を定めたものであります。合計で６億5,340万円と多額となっておりますが、このうち減税補てん債3,100万円と、同じく減税補てん債の借換債１億1,600万円、さらには普通交付税からの振替措置であります臨時財政対策債が２億900万円と、全体の55%、額にいたしまして３億5,600万円が国の制度による借り入れとなっております。

観光施設につきましては、月の沙漠記念館の空調改修、道路整備につきましては排水整備と町道0106号線の道路改良、公営住宅は岩和田団地の外壁等の改修、中学校建設は校舎建設の今年度事業費に充てるものでございます。

次に、14ページの事項別明細書でご説明いたします。

初めに歳入ですが、町税は９億4,921万3,000円を計上いたしました。歳入全体の28.3%を占めておりますが、前年度に比べますと2,919万7,000円の減額計上となっております。

町民税につきましては、均等割が制度改正で引き上げられましたが、景気低迷による総所得額が落ち込み、所得割の減収が見込まれること、また地価の下落に伴う固定資産税の大幅な減少によるものでございます。

次に、地方譲与税は6,200万円を計上いたしました。前年度に比べ1,300万円の増額計上となっておりますが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税に加えまして、16ページになりますが、三位一体の税源移譲の当面の措置として所得譲与税が創設されたことによるものでございます。

次の配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、15年度の税制改正により創設された県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割の一部が市町村に交付されるもので、いずれも県の試算値を参考に予算計上をしております。

地方消費税交付金から18ページの自動車取得税交付金につきましても、県税収入として収入された一定割合を市町村に交付するものでありますが、15年度決算見込みや県の推計値により計上しております。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、利用者数の減及び利用税の引き下げ等により、前年度当初比で34%の減といたしました。地方特例交付金は、恒久的な減税実施による地方税減収の補てん措置でありまして2,000万円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせまして６億5,300万円を計上いたしましたが、前年度と比べますと5,500万円の減額計上となっております。三位一体改革による交付税総額の縮減に加えまして、小規模市町村に対する段階補正の見直し、公債費の事業費補正算入率の縮減あるいは廃止を見込みまして、前年度に比べ7.8%の減としております。

分担金及び負担金は、２億5,065万3,000円を計上いたしました。前年度と比べ15.5%増となっております。これは、大原町からのごみ処理負担金である衛生費負担金及び漁港整備事業に対する農林水産業費分担金によるものでございます。

20ページの使用料及び手数料は、6,206万6,000円を計上いたしました。各種施設の利用状況を勘案し、前年度比4.3%の増としております。

21ページの一番下でございますが、国庫支出金、前年度に比べ101.6%増の１億8,005万5,000円を計上しております。国レベルで、16年度約１兆円の国庫補助負担金が削減される中、大きな伸びとなっておりますが、23ページの教育費国庫負担金6,710万1,000円と24ページの教育費補助金のうち中学校建設事業に対する1,711万3,000円を合わせまして、中学校建設事業に

対する国からの負担金、補助金8,421万4,000円を見込んだこと、あるいは国の補助を受けまして実施する道路改良事業の土木費国庫補助金の伸び、また支給対象が拡大された児童手当に係る国庫負担金の伸びによるものでございます。その一方で、三位一体改革による国庫補助負担金の削減もございまして、公立保育所運営費負担金や児童手当事務取扱交付金が廃止となっております。

24ページの県支出金は１億3,514万円を計上いたしました。児童手当負担金や選挙事務に対する県委託金が伸びた一方で、国庫金同様に県からの公立保育所運営費負担金が、国が廃止したことによりまして、県の当初予算には計上しないこととなったためゼロ計上としております。

29ページに移りまして、財産収入ですが、3,966万1,000円を計上いたしました。このうち、財産売払収入につきましては、既に買い受け希望があるものを計上してございます。

30ページの繰入金は１億3,005万円を計上いたしました。特別会計からの繰入金のほか、学校建設基金繰入金5,700万円など基金からの繰入金で１億2,900万円を計上しております。

繰越金は、決算見込み等を考慮いたしまして6,500万円を計上しております。

諸収入は、2,576万円を計上しております。

33ページ、町債につきましては、第４表地方債でご説明したとおり６億5,340万円を計上いたしました。

以上、歳入合計は33億5,300万円となります。

次に、歳出ですけれども、議会費は7,777万6,000円を計上いたしました。議会運営経費や議員活動経費、議会だより発行経費等でございます。

36ページからの総務費につきましては、歳出全体の17.5％を占める５億8,494万2,000円を計上しました。主な内容は、電算機器の使用料、庁舎管理経費を初めといたします事務管理経費のほか、広報紙の発行、町有財産の管理経費、行政区の運営経費や選挙執行経費、各種防災対策経費などでございます。

合併50周年関連につきましては、委員会を組織し、事業内容を協議することといたしまして、本予算には記念誌発行経費を計上しております。また、自主防災組織育成事業を継続実施するとともに、防災マップの作成、全戸配付、防災備蓄品の補充などを予定しております。

次に、43ページから45ページにかけての徴税費でございますが、賦課徴収費の中で、平成18年度の固定資産評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定業務や、16年度から18年度までの債務負担行為を設定いたします土地評価資料作成、市街地宅地評価業務などの経費を計上いたしました。戸籍住民台帳費につきましては、住民基本台帳ネットワーク事業として、機器使用料や住

民基本台帳カードの作成費等を計上しております。

46ページからの選挙費ですが、16年度中に執行予定の参議院議員選挙、県知事選挙、町長選挙の執行経費を計上いたしました。

50ページ下からの民生費でございます。民生費は、歳出全体の16.2%を占める５億4,221万3,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計への繰出金のほか、施設入所措置、生活管理指導員派遣、日常生活用具等の給付など、高齢者や障害者の福祉充実を図るための経費、あるいは時間外延長保育や放課後児童クラブなど子育て支援のための経費を計上しております。

社会福祉費のうち、51ページの職員給与費を含む社会福祉総務費は前年度を下回りましたが、52ページの老人福祉費につきましては、老人保健特別会計における町負担割合の拡大や医療給付費の伸び、また介護保険特別会計への国からの事務費交付金の廃止に伴う繰出金の増により、前年度を上回る予算計上となっております。54ページの心身障害者福祉費につきましても、支援費制度の利用者やサービス支給量の増加により増額計上としております。児童福祉費につきましても、支給対象が小学校３年生まで拡大されました児童手当の伸び等により増額計上といたしました。

また、国の補助負担金廃止の対象となりました保育所費でございますが、56ページにありますとおり、予算額１億4,048万9,000円に対しまして、財源内訳は国・県補助金がゼロ計上となったため保育料3,610万3,000円のほかは１億438万6,000円が一般財源となり、町負担の増加が顕著となっております。

次に、58ページからの衛生費でございます。衛生費は４億9,317万7,000円を計上いたしました。全体の14.7%を占めております。主な内容は、老人保健や母子保健など、町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防、乳幼児医療にかかわる経費、また64ページになりますが、じん芥処理費のうち、清掃センター管理運営につきまして設備の一部改修、可燃ごみ焼却処理における医薬材料や焼却灰処理委託など、年間実績に基づいた増額計上となっております。

なお、大原町への火葬業務負担金の減、小型合併浄化槽設置補助について、国・県の見直しに合わせたことにより、衛生費全体では前年度に比べ0.9%の減となっております。

次に、66ページからの農林水産業費でございます。農林水産業費は8,630万円を計上いたしまして、農業委員会の運営費や水稲共同防除、林道整備、畜産振興、水産振興、各種利子補給など、基幹産業の振興のための経費を計上いたしました。16年度の取り組みといたしましては、

68ページの農業振興費として、イノシシ被害対策として、おりやヒモワナの追加購入や捕獲後の処理委託費のほか、中山間地域等直接支払事業の経費を計上いたしました。

71ページからの水産業費でございますが、漁協合併に伴う県補助金を活用し、引き続き営漁指導員の配置による経営安定の支援、また５カ年計画で岩和田漁港の堤防かさ上げや消波ブロックの設置を実施いたします。

72ページ、商工費でございます。商工費は１億1,432万4,000円を計上いたしました。中小企業利子補給や商工業振興経費のほか、町営プールや海水浴場の運営経費、イベントやキャンペーンなどの企画作成費を初めとする観光振興経費などを盛り込みました。

また、月の沙漠記念館管理運営費につきましては、前年度に引き続きまして空調施設の改修を行うほか、加藤まさをの作品購入等を計上いたしまして、所蔵作品、展示内容の充実を図ってまいります。

77ページの土木費でございます。土木費につきましては、１億3,603万6,000円を計上いたしました。町道0109号線道路改良事業や都市計画決定業務が完了したため減額計上となりましたが、79ページ一番下になりますが、県道勝浦布施大原線バイパスへの取りつけ道路となります町道0106号線の道路改良に国庫補助金を受けて着手するほか、住宅費につきましては岩和田団地の外壁改修、矢田団地の屋根防水補修などを予定しております。

82ページに移りまして、消防費でございます。消防費は１億8,931万1,000円を計上いたしました。常備消防費は、広域消防による高規格救急車や水槽車購入に伴いまして、広域常備消防の負担金が増加しております。しかしながら、16年度は町消防団の車両更新時期ではないため前年度に比べ6.7％の減となっております。

84ページ、教育費でございます。教育費は６億4,715万4,000円を計上し、歳出全体の19.3%を占めております。このうち、93ページの学校建設費でございます。学校建設費につきましては、継続費で設定をお願いいたします中学校校舎建設事業の16年度の年割額４億2,560万円と、16年度までの債務負担行為を設定いたしました共同調理場の実施設計業務500万円を合わせた４億3,060万円を計上しております。この財源につきましては、国の負担金、補助金で8,421万4,000円、地方債が２億7,200万円、学校建設基金からの繰り入れが5,700万円、一般財源が1,738万6,000円となります。

また、御宿小学校体育館の屋根の改修など各学校の修繕費のほか、中学校海外派遣事業の継続実施や中学校のインターネット利用環境の向上にも取り組んでまいります。

社会教育につきましては、学校の週休２日制に伴うさまざまな親子・子供教室なども引き続

き実施いたしますほか、利用者が増加しております体育施設の補修経費も計上しております。

101ページの災害復旧費につきましては、科目設定でございます。

公債費につきましては、４億7,876万6,000円を計上いたしましたが、このうち１億1,600万円につきましては、平成７年、８年度に借り入れた減税補てん債を借り換えによります一括償還をするというものでありまして、これは16年度限りの特殊要因でございます。したがいまして、この１億1,600万円を除いた公債費については３億6,276万6,000円となりまして、前年度に比べ約4,000万円の増加となっております。

増加の要因につきましては、清掃センター改造事業における元金償還の開始、あるいは臨時財政対策債等の償還金の増によるものでございます。

102ページ、予備費は300万円を計上し、予算総額を33億5,300万円とするものでございます。

なお、主要事業、あるいは性質別経費の分析等につきましては、別添の一般会計予算概要で示しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤博明君）　企画財政課長より詳細な説明がありましたが、これより16日まで議案審査のため休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（伊藤博明君）　以上で、本日の日程はこれをもって終了いたします。

次の本会議は３月17日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

平成１６年第１回御宿町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

平成１６年３月１７日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第１９号　平成１６年度御宿町一般会計予算

日程第　２　発議第　１号　地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書について

日程第　３　発議第　２号　夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会の設置を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	石井芳清君	２番	松﨑啓二君
３番	式田善隆君	４番	伊藤博明君
５番	吉野時二君	６番	川城達也君
７番	式田孝夫君	８番	瀧口義雄君
９番	白鳥時忠君	１０番	小川　征君
１１番	中村俊六郎君	１２番	浅野玄航君
１３番	貝塚嘉軼君	１４番	新井　明君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村　實君
総務課長	綱島　勝君	教育課長	石田義廣君
税務課長	吉野健夫君	環境整備課長	井上秀樹君
農林水産課長	米本清司君	建設水道課長	藤原　勇君

商工観光課長　氏原憲二君　　住民課長　佐藤良雄君
保健福祉課長　田中とよ子君

事務局職員出席者

事務局長　瀧口和廣君　　主任主事　市原　茂君

◎開議の宣告

○議長（伊藤博明君）　おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程によりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

新藤企画財政課長は病気療養のため、本日と明日は出席できないとの報告がありました。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤博明君）　諸般の報告をいたします。

３月11日に夷隅郡５町の町長及び議会正副議長会議が開催されました。この会議の内容は、合併に関する任意協議会として５町の町長、正副議長で組織する夷隅郡合併推進協議会の設置について協議し、合意いたしました。規約については、お手元に配付されているとおりです。

その席で、第１回の夷隅郡合併推進協議会を開催し、会長に大多喜町長、副会長に大原町長、夷隅町議長、幹事に岬町長、御宿町議長が選任されました。また、規約第11条により、顧問として千葉県議会議員斉藤万祐氏、山口　登氏を選任いたしました。

合併推進協議会の16年度事業計画及び予算について提案され、原案のとおり承認されました。

以上で諸般の報告といたします。

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第１、議案第19号　平成16年度一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、去る３月８日に提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

13番、貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　予算の質疑ということで二、三お伺いしたいと思います。

まず、平成16年度の予算編成に当たって、昨年11月に企画財政課長より、編成方法を変更されたことの説明を受けました。要するに従来どおりの査定方式から一般財源枠配分方式に改めて16年度予算を編成しましたということで、町長からも説明が先般の議会でありました。

その中で私がお尋ねしたいことは、所信で観光施策面では、町長さんから、各種イベントに加え体験型観光の実施とありました。そういう中で予算を見ますと、商工観光費が昨年度予算から比較すると1,200万円の減額とあり、減額率にすると土木費に次ぐ２番目に高い率である。我が町は、今まで観光を中心として営んできたと言っても過言ではないと思っております。

その中で、今年度予算の編成方法が変わったとはいえ、やはり町の財源を大きく左右するこの観光費について昨年度より減額となった、そういう理由。これはそれにかわるもの、要するに減額した分、別のところから地域経済の活性化策が施されているというふうに解釈して予算を見ましたところ、どう見ても、その地域活性化対策がなされているような予算編成がされていない。昨年度より実質予算にすれば減額になっているわけです。

それは、財政的に非常に厳しい折から当然だとは思いますけれども、そういう中において、学校建設が行われるとして建設費が計上されて、本年度実施されるというふうなことも踏まえて、総体的には昨年度より予算が膨らんではおりますけれども、実質はマイナスであるというご説明も受け、また予算内容を見ますと、まさに今申し上げたとおり、町の財政を支えている大きな柱の一つ、観光産業については、今申し上げたような高い率での減額である。これについて私は、予算編成の枠配分方式がよかったのか、あるいは従来どおりの査定方式の方がよかったのか、よくわかりません。

そこで町長にお尋ねします。最終的には町長さんがお決めになったんだろうと思いますので、その辺をいま一度ご説明願いたい。この16年度予算について、総体的にもう少しわかりやすく説明いただきたいと思います。まず、１点目にそれだけお願いします。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは私の方から、枠配分方式ということからご説明させていただきたいと思います。

この枠配分方式の導入につきましては、予算の質的転換、またこれは議員さんが常におっしゃるように行政改革大綱の推進、経常経費の縮減、事務事業の評価等による見直し、そういったことと、また施策と予算の一体性の確保ということから、新たな事業の展開を目指しまして、施策内容を最も理解している各課が、厳しい財政状況の中、創意工夫でゼロベースからの主体的な予算編成ができるように新たに試みたものでございます。

町長の施策的な事業や、重点でかつ緊急性の高い事業につきましては、当初の枠配分額の枠にとらわれず、枠外事業として別途町長に協議を行い、計上することとしたわけでございます。

産業の育成につきましては、ほかの目的経費と同様に経常経費の圧縮に取り組みましたけれども、事業段階におきましては、厳しい財政状況にある中で内容の一部見直しや経費の配分の工夫などによりまして、これまでの施策の内容を後退させることのないように、引き続き産業振興が図れるよう予算を計上させていただいております。その内容につきましては、予算の概要のとおりでございます。

私の方から、枠配分についての考え方を説明させていただきました。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　それでは商工観光課長にお尋ねいたします。

ゼロベースからの予算組みにおいて、県の事業、国の援助等がある中で体験型観光をこれから進めていくんだという中で、町として、その事業推進に当たっての予算はどのぐらい計上されたのかお聞きしたい。ひとつそれを商工観光課長にお答え願います。

○議長（伊藤博明君）　氏原商工観光課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　それでは、体験観光につきましてこの予算に反映されているかというご質問についてお答えさせていただきます。

体験観光の推進につきましては、15年度、国土交通省の委託事業が夷隅地域で採択されておりまして、さまざまな事業が実施されております。先月末に小中学生の教員や旅行会社の修学旅行事業担当者など16名を対象にしたモニターツアーが実施されたところであります。昨年11月から、夷隅郡市でどのような体験ができるのか各市町で検討し、幾つかのモデルコースを設定いたしましたが、今回は御宿町の体験を主体とした案が取り入れられ、１泊２日で実施されたところであります。

議員にもご尽力いただきましたが、その様子は今月号の広報でお知らせする予定であります。漁業船での遊覧、ひらきづくりなど参加者から高い評価をいただき、今年から数校を連れてきたい、パートナーシップとして今後やっていきたいという意見をいただいたところでございます。

有志交流会で検討いただき、海と山の子交流会をベースに18種類の体験メニューを提案いたしましたが、旅行会社からは、雨天でもできるメニューの充実、町内で団体が使用可能な施設のリスト、メニューの詳細説明など要望を受けたところであります。

今回は職員の手づくりにより体験プログラムを作成いたしましたが、このモニターツアーで

の意見を参考に、新年度に内容を詰めていきたいと考えております。完全な形にまとまり次第、印刷経費などを予算計上させていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　もう１点、商工観光課長にお聞きいたします。

今年度のイベント委託ということで予算計上されております。その中に従来どおりのお魚ウィークス、また花火大会あるいは渚の火祭り等については、住民の中には、昨年の花火大会において暴力ざたがあったということで、今年はできないんじゃないか、中止じゃないかというようなお話をされている方がおりました。それについて、この予算で見ると、委託費の中に含まれておって詳しいことはわかりません。その予算配分、また実施するかしないか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　氏原課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　イベントにつきましては、対前年100万円の減額となっておるところでありますが、昨年度実施したイベントについては、すべて継続で実施をする予定でおります。既に観光協会の企画委員会におきまして、16年度イベントの重点項目につきまして検討していただき、予算の配分をさせていただいております。

減額の内容につきましては、これまで無料配布という形ですべてやってきたものについて部分的に見直しをしていただく。使い分けをしていただきまして、適正な価格で販売するものも内容に加えていただくということで、予算の捻出をさせていただいたものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　今度はちょっと内容が違いますけれども、環境整備課長に二、三お尋ねしたいと思います。

まず予算書の64ページ、区分の13番委託料の中に粗大ごみの処理委託というふうに書かれております。これについては細かい予算が載っておりませんけれども、今年も粗大ごみの収集を昨年と同じ方法でやるのか、また別な方法でやるのかお聞かせ願いたい。また、いつごろそれを実施するのかお聞きしたい。

もう一つ、15番の工事請負費にリサイクル施設設置、施設補修工事というふうなことがありますけれども、これが1,165万円。これは新しく設置するのか、あるいは修理する場所は何カ所で、どこなのかということをお聞きしたい。

続いて、19番の負担金補助及交付金の中で、生ごみ減量化補助事業が計上されております。

これについては、昨年度何件ぐらいご支援申し上げたのか、また今年度は何基ぐらいを予定してこの62万1,000円の予算計上をしたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上環境整備課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　それでは、まず粗大ごみの収集ということの内容ですが、これについては、以前に実施した内容としては個別収集ということで、特にその予算計上については、清掃センターに集まった粗大ごみをどう処理するかという部分です。毎年実際に実施している内容としては、何とかその予算内で粗大ごみの収集を実施していますが、その手法については今後、実施するしない、その方法、また以前の方法の内容でほかのご意見があればそれも検討しながら、この予算の範囲内で新しい衛生委員さん等の中で協議しながら進めていきたい。その必要性の有無について確認しながら進めて行きたいと考えております。

次に、工事の内容ということですが、この工事内容についてはご存知のとおり、13、14年度の継続事業としてダイオキシン対策工事をやったわけですが、その工事そのものは何とか数年はもつだろうというふうな中でやってきた部分で、その当時、完全に入れかえをしなかったレンガがあります。その部分の補修です。

それから、15年度では灰バンカーの補修ということで、最後の炉の下から出てくる灰をためておいたものをトラック等でまた運ぶんですが、その下の受けそのものが非常に老朽化しておりまして、その部分をやるということですが、実際には昨年、水の補給ができないというようなことでその部分を変えたので、灰バンカーをもう一度計上させてさせてもらっていると。補修内容としては、今の炉の工事と灰バンカーの補修等、工事関係についてはそういう内容を計上してございます。

それから、生ごみの減量化補助の状況ですが、15年度２月末現在ですが、コンポストが５基と生ごみ処理機が16基出ております。今年度の計上の状況としては、生ごみ処理機が20基、コンポストが７基ということで予算計上させていただいております。

それから、リサイクル施設ということですが、これについては以前ご質問が出ておりまして、今後リサイクル施設をどのように扱っていくのかという中で、毎年地区等を決めながらやっていきますというふうなことですが、今回、まだ位置指定はしてございません。ただし、１カ所分ということで計上させていただいて、今後協議をしながら場所を決めていくというふうなことで計上させていただいております。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　予算上には載っていないんですけれども、センターの煙突がありま

すね。それが非常に危険だということで何回か審議されていると思うんですけれども、それの撤去というものは16年度には考えていなかったということですか。非常に危険だということで私なども監査で視察して見ておるんですけれども、その辺は今年度予算に載っていないんですけれども、まだ危険度については１年見れば猶予があるというふうにお考えのもとに予算計上されていないのかどうか、ちょっとその辺を聞かせていただきたい。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　これにつきましては、確かに何度かお話が出てございました。この予算の64ページの一番下の13委託料の中に精密機能検査委託というのがございます。今までは、わざわざそれに経費をかけてやっているんならば、その分で撤去した方がよろしいだろうということがいろいろ検討されてはいたんですが、法律上、炉の全体の精密機能検査をやらなければならないというふうな時期が来ております。その中で、総体的な位置づけがどのような位置にあるのかということを検査していくということで、その結果を見て、どのようにするかという対応をしたいと考えております。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　きょうは新藤課長が欠席ということで、総務課長にお聞きしたい。

　１つは、12ページの総括の中で歳入の８番目に掲げてありますゴルフ場利用税交付金、これがかなりの減額を見込んで予算計上されております。これについて総体的には、御宿町がかかわっている２つのゴルフ場の１カ所の利用税が減額になったということで、それらも響いておるというふうに説明は受けております。

　私は、このゴルフ場利用税交付金については昨年も質問しております。地元のゴルフ場において毎年町民大会も行って、御宿ゴルフ場あるいは大原御宿ゴルフ場クラブ等を交互にお使いになって、町民ができるだけ多く利用して、利用した利用税が町の収入になるようにということで何らかの対策を講じたらいかがですかと。

　そのときに一つ提案したのは、その２カ所のゴルフ場を利用したときにスタンプ方式で、私はゴルフをやりますという申し出をしてスタンプを町からいただいて、それを持って利用したときにゴルフ場からスタンプを押してもらって、それが20回なら20回がいっぱいになったら町として補助金を出してあげるというような、そういう考えはいかがですかと申し上げた記憶があります。

　それについて、ただただ経済の不況続きの中で利用する人は年々減ってきているということで、ゴルフ場利用税もままならない、そういうことですという説明がありましたけれども、私

はやはり地元の産業を育成して、やっぱり共存共栄、地域を挙げて地域の企業を後押しする。それによって、固定資産税あるいは町に納めていただく税金を滞納することなく納めていただくということが、歳入面においての財源確保には欠かせない一つの施策じゃないかというふうに思っておるんです。それにもかかわらず、ただいただくもので、これは自然の流れだという考えは私はちょっとどうかなと。

よって、たばこ税もそうでしょうけれども、御宿町は観光で夏になるとかなりの人が出入りして、やはりたばこも御宿町で購入してくれる。そういう中で、昨年度は天候不順のため海水浴客も少なく、そういう税金も少ないという中で、今後できるだけ財源確保のための施策を。ですから、先ほど私が申し上げた地域活性化対策としてこの予算がどこに組まれているか、そういうものを見たときに非常に難しいなと。一体どこにあるんだろうと私も何日も目を通しましたけれども、見当たりません。ですから、このゴルフ場利用税交付金については、やはりゴルフをやる人がかなり御宿町にもいると思うんです。ですから、そういう施策をやって、ひとつそういうところからの財源確保も必要じゃないか。

また、行政改革でも私は質問しました。そういう中で、これは予算とは関係ないかもわかりませんけれども、財源確保のためにやはり議員定数の削減も考えましょうと議会にも提案しました。審議もしましたけれども、行政側から、議員のことであるから議員で決めてください、そういうような態度が見受けられて、全く議会に対してのお願いとかあるいは状況説明、皆さんに行革の一端としてお世話になりたいという姿勢がなかったかのように私は思われます。

よって、今年、特別職の皆さん、町長さんを初め三役の方たちの減給とか議員の一部報酬カットとかいろいろ出されてきましたけれども、この予算の中に、やはり行革の中でこうしたんだよというものが全く受けとめられません。この辺について、もう一度ご説明願いたい。総務課長、ひとつその辺をよろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　地場産業の育成というようなことかと思います。ゴルフ場利用税、またたばこ消費税も、観光客等町に訪れる人の交流人口によって増加していくというような状況が考えられるわけでございます。また、地元の住民だけがゴルフ場を利用するというようなこと、またそれぞれ地域が地域の地場産業を育成していくという意味では、貝塚議員のおっしゃるように産業育成のためにも、そういう活性化できるような施策を講じることも必要だと思います。

そういう中で行政改革大綱も進めているわけでございますが、とかくこういう経済状況の中

でございます。大変厳しい状況の中で、今現在の産業が衰退しないように維持していくというのが現状の財政状況でございます。当然、今後の地域の活性化については、住民と協働のもとに進めていかなければならないというような財政状況にあろうかと思います。

今、貝塚議員のおっしゃるようなことも踏まえまして今後の財政運営に当たっていきたい、このように考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　もう一点だけお聞きします。

12ページの22番の町債費、これを昨年度と比較するとかなりの増額になっております。本年度予算の中の19.5%を占めております。全体の中でも２番目、３番目の比率を占めているわけです。この町債費の増額についてご説明願います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　起債ということであると思いますが、今回の起債につきましては当初説明もあったかと思いますが、減税補てん債は平成７年、８年に借りた部分でございます。これを一括償還せねばならないということで借りかえがございます。そういった中で、１億1,600万円の起債が増加しているというのが状況でございます。

それとあわせまして、学校建設事業についての起債、これは通常補助裏という交付税に算入される有利な起債、またそれに対して補助裏以外の単独事業に対する起債、そういった中学校建設事業に対しての起債の増加というものが上げてあるわけでございます。

こうした中で公債費につきまして、今までの清掃センターについての公債費等も償還に入ってくるという中で、公債費比率、公債費の制限比率等についても状況を見ながら今回の予算計上をしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博明君）　貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　最後に一つ教育長にお聞きいたします。

実は再三、私も昨年の12月議会において質問させていただきましたけれども、中学校建設について２月７日に、行政側は町長も出席されて、一般住民に建設についてのご説明がありました。その中で、私は、12月とその２月７日の２回にわたって行政の考えを十分お聞きしております。建設やむを得ずという気持ちもわかります。

そういう中で再度お聞きしたいのは、要はあそこの高校跡地についての教育長のお考え、利用方法をいかようにしたら住民の方たちあるいは町行政のためによろしいかという考えもあっただろうと思うんです。この問題の一連の中でいろいろと質問されて説明した中で、個人的な

考えで結構ですが、ひとつ教育長として、個人的にあの跡地をどういう利用をしたらいいかという考えを持ったとしたら、それを差し支えなければ回答していただきたい、お話ししていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　岩村教育長。

○教育長（岩村　實君）　中学校の改修事業につきまして、皆さん方、住民の方々のさまざまな声があるというふうなことで、私ども、建設委員会を含めまして、今まで積み重ねてきた内容について十分に理解していただかなければならないということで、さきに御宿中学校の校舎建設事業説明会を開催したところであります。皆さん方に100%の理解が得られたかどうかはわかりませんけれども、私たちとしては最大限の説明責任を果たすという立場の中で、そういう場をつくりまして、結果的には、いろんな署名等をいただいた方々の代表者の方々からも、町あるいは建設委員会の考え方がわかったよというような声も寄せていただいたということで、この会場の設定については、私の立場からはよかったかなと思っております。

　さて、高等学校の跡地利用等の問題でありますが、今までの経緯の中でご説明したように、さまざまな物理的な条件から見て中学校をあそこに持っていくことは非常に厳しい状況であるということについては、皆さん方からご理解いただいているんだろうと思います。細かいことは申し上げませんけれども、この町場から中学生全体をあそこへ移動させる事、あの十分でない敷地の中で本当に教育活動ができるかということについては、大変不安があるということは本音でございまして、何とか現状の中学校のところに新たな学校をつくっていただいて、子供たちを含めて、住民から祝福されながらこれからの教育活動を進めていきたいというふうに願っております。

　さて、高校の跡地でありますけれども、ご承知のようにまだ県の方で方針を出しておりません。多分これは、これからは想像の問題でありますが、４月１年生が入学して３年たてば大体卒業するわけですけれども、そういうことはまずないんですけれども、制度の上では、例えばその生徒に健康管理にちょっと不安があったということで若干延びるようになるということはあり得ないわけじゃない。ですから、公式に、跡地をこういうふうにしますよという呼びかけは、完全に今の１年生が卒業の見通しができたときだろうと思っているんです。これは私の想像です。

　ですから、そういうわけで呼びかけてなおかつこれが18年度の３年生が卒業する見通しができたころが一番の時点かなと。それまで県の中でいろいろ検討を重ねて、まず教育委員会の中で検討して、次に知事部局で検討して、まず教育施設として可能かどうか。次には町の方に

呼びかけといいますか、そういうふうないい案ができるのかどうかというようなことも声が出てくるんではないかと思います。したがって、早くて18年度の後半、あるいはずれるかもしれませんね。ほかの条件もちょっとというようなことは、私の個人的な推測であります。

さて、そういう中でこの跡地につきましては、さまざま説明会の中でありましたように、今はこの過疎地、人口が減っている中で何とかやはり公的な施設、そういうものが県の力で持ってこれれば最大のいいことではないかなと思いますが、さまざまなこれからの経過の中で、そういう働きかけといいますか、そういうものが必要になってくるんではないか。

具体的にこういうものがいいということは申し上げられませんが、御宿町の将来展望を考えたときに人口的な増加を減らさないような、そういうふうな面のいい案を皆さんの英知をいただきながら考えながら、みんなでそういうふうな要請行動をしていくことが重要ではないか。十分深い関心を持って私たちも臨んでいきたい、こういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　歳入歳出それぞれについて何点かお伺いいたします。

まず歳入面ですけれども、15ページの町たばこ税。私もたばこ税には協力させていただいているところでございますけれども、先日出ました15年度補正の場面で、たしか250万円の減額補正がなされた部分だと思います。16年度につきましては、15年度当初予算に比べまして103万円の減額ということで、結果的に増収を見込んでおる予算になると思いますけれども、自分がたばこを吸っていてこんなことを言うのは非常にとがめるんですけれども、たばこは体に悪いんだよというキャンペーンが一般的に行われている中で、15年度より増額した予算を計上したということにつきまして、これは増収になるんで結構なんですけれども、何か見通し的なものがあるのか、あるいはどんどんたばこを吸ってくださいと、そういうキャンペーンをこれから町ぐるみでやっていこうというようなお考えなのか。もしそういうことであれば、私も健康に注意しながら、安全を保障していただいてたばこは減らしていきたいと思っておりますけれども、その辺が一点ですね。

それと、同じく歳入の部分の29ページです。不動産売払収入の中で、過日の企画財政課長のご説明によりますと、町有地の売り払いだと。これは見込みといいますか、あれなんでしょうけれども1,974万円。希望のある方には極力払い下げていきたいというようなことでございましたけれども、これは多分、町有地を使ってくださっている住宅を対象にしたものだろうと

思うんです。先日のお知らせ版でも六軒町の方の町有地等もあれが出ておりました。私自身、時価がどうかということはよくわからないんですけれども、平米当たりでもいいですし坪単価でも結構ですけれども、どれぐらいのもくろみで、どれぐらいの広さのものをこの中に計上してくださっているのか。

歳入についてこの２つ伺いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　吉野税務課長。

○税務課長（吉野健夫君）　たばこの税額でございますけれども、補正で250万円の減額をさせていただいたわけでございますけれども、これにつきましては、昨年の夏に冷夏が続いたということで、私どもの考え方としては、観光客による収入が非常に大きかったというふうに考えてございます。それで、７月１日から料金改定がございまして本数は確かに減ってはいるんですけれども、税収の方はそんなに減少は続いていないということから見ますと、昨年の冷夏が非常に大きかったんではなかろうかということで、私どもは、この4,648万円ということで今年度は見込ませていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　町有地の売り払い収入ということでございますが、本年度６件の売り払いを見込んでございます。そうした中で、面積といたしましては約300坪ぐらいでございます。300坪ちょっとありますね。その中で、４万円から６万円ぐらいの単価というようなことで、今年度の予算に計上させていただいてございます。

○議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　それでは、それに関連すると言えばするんですけれども、歳出の方で80ページで、町道0106号線の道路改良費の用地購入費1,150万円というのがございます。今度これは用地を買う方であると思いますけれども、こちらの方はどんな形状で、どれぐらいの単価でということを考えていらっしゃるのか。その辺をお知らせいただくと町有地に関する考え方がよくわかるんではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。この件につきましては、後でお答えいただければ結構ですので、入れておいていただきたいと思います。

続きまして、私、前々から都市計画につきましての質問を毎回させていただいているんですけれども、81ページ。都市計画費、都市計画総務費を見て非常に不思議だなと。不思議に思う私がおかしいのかどうかわからないんですけれども、本年度予算2,028万4,000円という予算がついております。ほとんどが人件費関係でここへ入っておるわけですけれども、これをず

っと見ていきますと、ほとんど事業関係のようなものは今年ないわけでございます。私の読み間違えでしたらおわび申し上げますけれども、この辺はどのように解釈したらよろしいですか。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　今回ご指摘のように、都市計画費の中身はほとんど人件費だけでございます。都市計画につきましては、この３月に御宿町の都市計画審議委員会の審議を得まして、７月を目標に作業を進めております。そうした中で、今後、決定後に地域用途や防火地域、都市計画の道路等が定められますので、そうした中から開発行為、また今後の建築等を計画的に規制また誘導するというようなことになろうかと思います。また、建物の用途、建ぺい率、容積率、計画道路を表示しました都市計画図の作成ということで、これは決定後に対応していくということでございます。

　また、御宿台の建築協定が期限満了を控えてございます。そうした中で、今後、継続して環境を維持していくためにも、ここは都市計画が決定された後に地域計画の導入作業を進めなければならないというような状況でございます。そのほかにこの都市計画で事務を行っているものについては、自然公園とか国土利用計画、また屋外広告物、宅地開発とか、また建築確認などの事務を行っているところでございまして、事業費がなくても、今後そういったようなことから、当然職員を置いて進めていく必要があるということでございます。

○議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　事業がなくても仕事があるというのは当然のことだろうと思いますけれども、お金がない中でいろいろなことをやっていく。この間もちょっと私は申し上げましたけれども、各課の連携とか皆さんの仕事の量と質の問題とか、そういうものがあると思います。あまり課とか係とかにとらわれずに、うまく人員配置をして、仕事を効率的に、また横の連絡をとりながらやっていくということは非常に大事なことであろうかと思います。これは、また後でちょっと触れさせていただきますけれども、その辺をお願いいたします。

　次に92ページ、93ページの教育費の関係でございます。先ほど貝塚議員からも学校建設についてお話がございました。それに関連いたしまして、私も学校建設につきましては、いろいろな案がある中で、ぜひ今年度から進めていかなければならないと強く思う一人でございます。

　そうした中で、現在の中学校の老朽化の現状は私もある程度は承知しておるつもりでございます。92ページの15番の工事請負費５万9,000円という金額がここへ載っております。今年の何月からか新しい施行に入るんだと思いますけれども、２年後に解体する校舎に対しては、手を入れないで済むところはできるだけ入れないでいこうという考えはよくわかりますけれども、

この５万9,000円というのはどうやって使うのかなと、ぱっと見て単純に不思議に思いました。

小学校の方を見てみますと、小学校は何校かあるわけでございますけれども、350万円の計上がなされております。それに比べて幾らつくるからといっても、この５万9,000円の工事請負費は単に校舎改修工事と書いてありますけれども、差し支えなければこの辺の内容についてお話いただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　ご説明申し上げます。

この５万9,000円の内容でございますが、実はパソコンに関しますＡＤＳＬの設置工事ということで、現在、御宿中学校におきましては、校内ＬＡＮということで無線でパソコン等を行っております。あそこに40台近くのパソコンがございますが、生徒が授業をするに際して非常につながりが遅いということで時間がかかると。これは当初予想した以上に時間がかかっておりまして、そういうことで、直接電話回線を利用したＡＤＳＬの工事を５万9,000円で行わせていただきたい。既設の校内ＬＡＮについては、教職員室のパソコン等も当然今までどおり活用していきますが、そういうことでこの工事費を計上させていただきました。

○議長（伊藤博明君）　浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　そうしますと、今聞いて驚いたんですけれども、ますますおかしな話になってまいりました。振興費は別ですから、これは管理費の方ですので、そうしますと今のは改修というよりどちらかというと利便性を保つための工事でございますので、現在の御宿中学校の校舎の悪いところを直すという部分のものはないわけです。今悪いところがなければいいんですけれども、今のようなお答えが返ってこようとは私は夢にも思っておりませんでしたので伺いますが、やはり強くお願いいたします。

この中には何かのとき、あるいは今これを直したいからここをやろうというものは一銭も入っていないということになると思いますので、今後出てきた場合、何とか工面して補正していただきながらやっていくということは、これは必ず必要になってくる場面が出てくるんではなかろうかと思いますので、そのときには教育委員会事務局といたしましても極力耳を傾けて、子供たちの学習環境を保つためにご配慮いただければと、そのように強くお願いいたします。

ここまでにしておきます。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設水道課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　大変遅くなりまして申しわけございません。

内容としては、用地面積が約1,915平米、これは田んぼです。単価としては、平米当たり約

6,000円ということで計画しております。

○議長（伊藤博明君）　これより11時10分まで休憩いたします。

（午前１０時５５分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１０分）

○議長（伊藤博明君）　質疑はありませんか。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　既に多くの議員から質疑されているところでありますが、全体的な当初予算の問題で貝塚議員も質問されておりましたが、従来方式の予算積み上げ方式から枠配分方式に変えたということでありますが、私まだその中身がよくわかりづらいですので、いま一度説明を願いたいというふうに思います。

まず、その枠組みでありますけれども、そもそもその枠組みを対前年度いかほどの額ですか、総枠ですか、課として例えば100％なのか200％なのか50％なのかよくわかりませんけれども、その辺がまずあろうかと思います。それでどうされたのかという根本的な問題がちょっと欠けておりますので、どういうことか。

それから、その後２月に国の編成方針の中で再度調整を行ったと。先日の冒頭のあいさつの中では、「再度従来どおり数回にわたる各課協議を行う」と、「従来どおり」という言葉が入っていますが、これは結局、枠方式にしたんだけれども積み上げ方式になったんだよということなんでしょうか。どうもこの辺の推移がわかりかねます。

それと、先般、当初予算の説明もいただき、その中の説明にもあったかと思いますが、今回の国及び県の交付金・補助金などの本町との関係、具体的に入り込みと減った方、それから新規の分ですね、改めてその辺のところもご説明いただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　予算編成の中で、枠組み方式ということで試みたということでございますが、当然15年度の当初予算に比べまして、それぞれの課に一般財源の枠を配分しているということで、通常実施している事業、それ以外に新たに緊急を要する事業、また町長の施策的な事業、そういったものは財源枠から枠を別にしておいたということでございます。その中で、15年度決算見込みも含めまして、一般財源の枠をそれぞれ各課に配分したというこ

とで、優先事業という中では中学校建設事業等については枠外に、当初から配分は各課にしていないというようなことでございます。

また、再三、枠配分のほかに協議が必要になったというようなことは、今、議員からおっしゃったように国の三位一体の改革等によって、当初予定していた国・県の補助金の減額によりまして、また交付税の削減等によりまして、当然余儀なくされてきたというような状況でございます。

また、三位一体についての御宿町への影響というようなことでございますが、これにつきましては、国庫負担金が地方財政計画では16年度は約１兆円の廃止・縮減をもたらすというような予定でございました。そうした中で、公立保育所の運営費が1,549万9,000円、本来ですと15年度ベースで見ていたわけでございますが、また介護保険の事務交付金が約287万9,000円とか、児童手当の事務費の交付金等が減ってきております。そうした中で、所得税にこれを移譲するというようなことから、これについては、国勢調査の人口でもって試算しますと、御宿町においては1,300万円程度ということで16年度当初予算に計上させていただいたわけでございます。そうした中で、差し引きますと約50％の減額になるというのが現状でございます。

また、三位一体の中での交付税の見直し、これも地方財政計画では6.5％の減額ということと、また地方交付税に対しての臨時財政特例債、これは交付税の不足するものを補うものでございますが、これについても28.5％の減額。全国ベースでは交付税額と合わせますと約12％の減額が予定されたと。なおかつ御宿町は人口１万人未満の規模でございますので、そういった中で段階補正があるということからそれを加味しまして、全体的に交付税が約15％の減額を見たということでございます。その中で、約１億5,958万円の影響額が出たというのが現状でございます。

そうした中で、枠配分した中でも財源がなかなか確保できないというような状況から、何回か町長との、また各課とのヒアリングをさせていただいてございます。また、そのヒアリングの中でも各課の優先的な取り組み事業、それから枠配分外の事業等についても細かく予算協議の中で行ってきたというのが現状でございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　その枠について15年度ベースなのかどうか。要するに、例えば15年度ベースについて100％の枠外なのか、150％なのか50％なのかよくわからないんですけれども、それは基本的には幾らということでしょうか。それがわからないとつかみどころがないということなんです。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　15年度の当初予算、また16年度の歳入の見込みをもって、当然主要事業等を枠外に除いた以外のもので配分していったということです。ですから、それ以外に配分した額が積み上げてきた中で財源不足するものについては、また新たに協議を進めたというようなことでございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　その主要事業とかを幾つか省くというのはわかるんです。それが例えば15年度として何％なのかということです。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　一般財源の枠ということだけでございますから、主要事業を除きますと約80％ぐらいは計上の中で枠は配分していると思います。

○１番（石井芳清君）　８割ということですね。了解いたしました。それを最初に言っていただければわかりやすいと思うんです。そうしますと、先ほど何人かの議員が質問されていると思いますが、どうしてこういう予算が出てきたのかというのがわかるかと思うんです。その辺のところは、先般の補正の中でもご苦労いただいた中で、例えば契約方法などで努力した中で実質的なものを予算計上していくというようなお話もあったと思いますが、そうした苦労があったのかなというふうに思います。

それで、中学校改築事業でありますが、９ページに10億円強ということで継続費として載せられておりますけれども、先般の説明会などでは、中学校改築総事業費として22億5,000万円規模というようなご説明もあったかと思います。何度も私は本会議でも質問をしておりますが、別枠であるならばどうしてこの15年度末になってこうした額が示されるのか、大変不思議だと思うんです。これは町の当面の最大の事業であると私も理解しております。そうした中で中学校建設については、例えば20億円か10億円か30億円かわかりませんけれども、この中でやるんだということで本来であれば15年度当初予算に計上していく、それこそ計画的な執行になるんじゃないでしょうか。これがわからないままで、たしか先般12月議会でもこれについては明確な答弁はなかったというふうに思います。

そうした中で、これだけ厳しくなってくるというのはかなり予想されていたわけです。現実はそれを上回ったということであるというふうに思うんですが、私は余りにも甘い財政推計、計画執行ではなかったかというふうに思うんです。今、16年度は枠配分方式で８割でやるんだとおっしゃいましたけれども、もともと財源は有限なわけでありますから、中学校建設につ

いても、当然これはもっともっと早い段階でその総額が示される。その中で御宿町としてこうした中学校をつくっていくということが必要だったんじゃないかというふうに思うんですが、それを含めまして、15年、16年という中でこの予算のつくり方をもう一度、特に中学校建設についてですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　確かに枠配分外に中学校建設というようなことでございますが、これにつきましては当然、学校建設基金という目的基金を設けてございます。そうした目的基金の取り崩し等を含めまして実施しているわけでございます。学校建築については16年度に予算計上いたしましたけれども、既にその前から検討もされているわけで、そういう中で国の補助金、また起債、それと基金の充当、それと一般財源、こういったものを複合的に勘案しまして、それでもって予算計上をさせていただいたわけでございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　私は、中学校を建設するなということを言っているわけではないんですね、もともと。じゃもう一度、これは町長にお聞きいたしましょうか。町長としては、22億円ということが最終的には示されましたが、そもそも合併協議会の中でも、中学校建設費については協議として財政推計は出されていたというふうに思うわけでありますけれども、町長とすると、御宿中学校はいかほどのものを建てたいというふうに思っていたわけでしょうか。考え方、規模についてお伺いします。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　実施設計が今年の３月いっぱいということでありましたので、その点がありましたので、最初から枠が決められなかったということが現実でございます。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。実施設計を終えていないという中で、私ならば最初に総額の中でその予算を指示して、その中での実施設計ということが考えられたのではないかと。これは過去のことですから、そうした政治姿勢ということで承っておきたいと思います。それでは、またそれについては一般質問でもございますので、そちらの方に譲りたいと思います。

　次に移りますが、歳入の面でありますが、20ページの商工使用料、教育使用料、それから21ページでは持ち込み手数料、この辺のところが昨年から比べまして増額予算となっているというふうに思います。この中身についてご説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　氏原商工観光課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　商工使用料についてのお尋ねでございますので、説明させていただきます。

まず、月の沙漠記念館の入館料につきましては、過去３カ年の平均数値をもって算定しております。さらに平成15年度の途中経過、12月末の実績段階で比べまして、13％ほど対前年で伸びております。この理由としましては竹久夢二展等が好評であったということで、５月には22％、６月には35％と大幅な増となっておるわけでありますが、これをすべて見てしまいますと歳入欠陥が予想されますので、若干下目の数字で算定させていただいたところであります。

また、町営プールの入場料等につきましては、ご承知のとおり、昨年の冷夏の数値は算定に用いず、平成13年度、14年度の平均数値で計上させていただいたところであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　井上環境整備課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　持ち込み手数料の関係の増額ということですが、これにつきましては、ご存知のとおり、大原町と御宿町が現在、御宿町の施設を使って焼却処分しているということで、その中の実際の持ち込み件数の想定あるいは持ち込み量のもともとのデータの考え方が明確にわからないまま、15年度分はほぼ２カ月分で12カ月に近い状況のデータをとりながら予算計上し、16年度分は、14年12月１日から大原町の搬入が始まりまして、15年11月までのデータが、いわゆる想定件数からどのようになるのかというようなことで想定させていただいた。

その比率につきましては、ごみ量については御宿町は40％、大原町は60％ということでもともと協議してきました。その比率については変わらないんですが、その中の持ち込み比率というのが非常にわかりづらかったところでございます。それについては、ごみ量にほぼ変化はないけれども、持ち込み比率の件数のとらえ方が違っていた、そのように違いがあったので明確にしたということで、その想定に基づく増額ということです。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　教育施設の関係の使用料につきましてご説明申し上げます。

この中で、平成15年度と比較いたしまして伸びておりますのがパークゴルフ場の使用料でございます。具体的に数字を申し上げますと、14年度、15年度との比較でございますが、利用者数につきまして、既に本年度は現時点で8,967名、昨年は３月末の締めで7,640名ということで1,327名の増、率にしまして11.7％伸びております。

また、この利用料の関係でございますが、やはり同じように18.5％、額にいたしまして54

万5,300円の増になっておりまして、１７、８％の伸びを示しておりますが、予算計上におきましては、ほぼ10％程度の伸びで計上させていただいております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　まず、ごみの関係ですけれども、昨年度はなかなかわからないということで、そういう面では見込みということでの予算計上であったというようなご説明だと思います。そのとき私も委員でいろいろ懸念していた問題があるわけですけれども、一つは量的な問題ですね、回数も含めて。これは全体にどうなんでしょうか、予測よりも増えている、減っていると。内容についてもどうなんでしょうか。その辺にご説明いただきたいと思います。

それから、パークゴルフ場でありますけれども、これは非常に大きな伸びを迎えているということで、これは当初、私ども大変これについて懸念しておりましたが、予想以上に利用者が増えているということで、大変これはうれしいことだろうと思います。

これについてでありますけれども、いま一つは、歳出の方では芝関係の管理費がたしか減額されていたように思うわけであります。これだけ増えてくると、また新年度も増えるという予測の中で、パークゴルフ場の管理を減額するというのは、逆に言うと管理に非常に心配な面があるわけでありますけれども、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか。

また、この利用方ですけれども、大変増えているということでありますが、町内・町外といたしましてはどうなんでしょうか。それについても資料があればお示し願いたいと思います。

また、最近の中では小学生などにも開放してやっているというようなお話もありますが、これはたしか少人数でできる、そういうものだったろうというふうに思います。最近、大変子供の数も少なくなってきているという中で、団体競技の成立が非常に難しくなっているというふうなお話も聞いておりますけれども、せっかく御宿町にこうした施設があるわけでありますから、小学校、中学校の児童生徒などにできればこうしたクラブが１つぐらいあってもいいのかなというふうに思うわけであります。

そういう面におきまして、例えば教職員の皆さんなどもよそから参られる方も多いわけでありますので、なかなか町内の施設について理解も難しいかと思いますが、そうした先生方の体験なども通しまして、ぜひこのパークゴルフを子供たちの間に、スポーツの一環として根づかせていくということは必要な施策ではないかというふうに私は思うわけでありますが、その辺のところについて答弁を願いたいと思います。

それから、逆になりましたが月の沙漠記念館でありますけれども、これもプラスということでありますが、最近、団体利用者も大分増えているというふうに聞いておりますが、これにつ

いては駐車場の関係も、たしか賃貸で借りているというようなお話もあったかというふうに思います。聞くところによりますと、休館日の対応もあるやに聞いておりますが、その休館日はどのように対応されているのか。先般も補正の中で、たしか館長がプラスということであったかと思いますが、本来であれば、そこの席に座っていただくだけでもいいぐらいのたしか給与実態だろうと思います。それがやはり予定を超えて出ているという実態もありますし、そういう面では、一線を一度退いた方でございますので、できればゆっくりと気長にやっていただきたいというふうにも思っておりますので、そういう待遇面も含めましてちょっと心配でございますので、どのような対応をされているのか、あわせてご回答いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　それでは、先ほどのごみ量という状況ですが、これにつきましては、当初、14年12月当時受け入れのときに協議した４割・６割という比率は、ほぼそれを守っております。ただ、御宿町の場合には、単独で町としていろいろ粗大ごみの収集をしたり、その中で発生したごみ量は0.5%ほど比率が増えております。トータルとしては、当初想定したとおりのごみ量であるというふうに認識しております。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　パークゴルフ場の内容につきまして申し上げます。

初めに管理等でございますが、現在、パークゴルフ場は２名の臨時職員、このうち１名は御宿台テニス場も兼ねておりますが、それで勤務しております。Ｂ＆Ｇセンターに配置されている職員１名が担当者として動いておりますが、そういう中で非常に一生懸命やっていただいておりましてこのように数字が伸びてきております。

先ほどご指摘いただきました歳出の方の草刈り業務委託につきましては、今まで年間４回の草刈り業務を行っておりましたが、１回回数を減らしまして３回行うような形で今回は予算の計上をさせていただいております。現場で携わっている臨時職員が一生懸命やっているということで、それでできるという中で、歳出については少し減らさせていただいております。

また、町内・町外の関係でございますが、幾分か町外の方々の利用が多くて、大体町外が６割、町内の方が４割ほどでございます。また、大人と子供の割合でございますが、先ほど申し上げました利用者数のうち、ほぼ１割、10%ほどが子供の利用になっております。

また、今後のパークゴルフに関するクラブ化といいますか、部活動化といいますか、そういうことでございますが、この点につきましては、ご意見をいただきましたが、今後、現場の先生方のご意見も伺って協議してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　氏原課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　月の沙漠記念館についてご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、水曜日が休館日となっておりますけれども、エージェントを通じて予約がある場合は受け入れの対応をさせていただいております。これにつきましては、館長の負担にならないように、商工観光課の職員で対応している状況であります。特に２月、３月につきましては、ほとんど毎週と言っていいほど団体の予約が入っている状況であります。これとあわせまして、町内のホテルに宿泊して早く出発したいというお客さんなどもございまして、開館時間を30分早め、商工観光課の職員により現在対応させていただいているという状況でございます。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。

次に移ります。40ページでありますが、財産管理費の中で13節委託料、これが昨年度は2,300万円強でありましたか、今年度は1,800万円何がしということで昨年度と比べまして、減額計上されているわけでありますが、この減額の主な内容についてご説明いただきたいと思います。

特に清掃業務委託についてでありますが、これはたしかかなり前から本庁舎と公民館とを週の中で分けてやっていただいているというふうに思うわけであります。これについては、先般の合併問題の懇談会のときも、住民の皆さん方から、清掃などについてのご意見も賜ったところでございますが、委託して清掃する部分と職員が日常業務の中でされている部分は今どのような線引きがされているのか、それについてもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　委託料の減額につきましては、清掃業務委託が15年度に入札をやった結果、約100万円ぐらいの減額になったというようなものが主な理由でございます。

また、清掃業務の委託の範囲ということでございますが、各事務室等については職員でやるということと、あと廊下とか会議室、またロビーとかそういうところについては業務委託を行っています。それと、窓の清掃等についても業務委託で行っております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。

それから、公民館の関係はどうですか。要するに、公民館と町との清掃委託関係はもうやっ

ていないんですか。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　公民館も清掃をやっております。一応各出先、Ｂ＆Ｇ等、清掃関係は一括して入札等を行っていただいております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　いや、そうじゃなくて、どこまでやっているかというのも大事ですけれども、どういう配分でされているのかですね。それから、今、本庁舎の方は例えば事務室等は職員の中でやっているというようなお話も聞きましたが、その辺は公民館の関係はどのような形で、公民館と申しましょうか他の出先の施設はどのような方法ですか。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　一応、施設の中の中会議室、大会議室、各部屋あるいは大ホール、ロビー等は清掃をお願いしております。トイレもそうですけれども、ただトイレの場合は当然、毎日職員がやっております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。

　次に移ります。41ページでありますが、18節備品購入費というのがありますね、これについてのご説明を願いたいと思います。

　また、42ページでありますが、防災諸費の中で、委託料ということで全部で152万円ですか、防災マップ作成委託ということで、無線の保守も含めて計上されておりますが、いかほどの予算になっておるのか。また、具体的にどのようなものを、そしていつごろまでにつくられるのか、あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　備品購入ということでございますが、この備品購入につきましては、自主防災組織の立ち上げということで、今現在、実谷・七本の方を予定しておりますが、ここに配置するメガホンとかトランシーバー、それから救急箱とか土のうとか強力ライト、そういうように自主防災活動で必要とするものの備品を計上させていただいています。

　それと、防災マップということでございますが、防災マップにつきましてはＡ１サイズでカラー刷りで考えておりまして、内容については等高線とか急傾斜地、また避難所とか、そういったような内容のものを織り込んで、全戸に配付する予定で考えております。予算額につきましては35万3,000円ぐらいの予定でございます。防災の日が９月にございますから、大体それ

に合わせながら配付できればというふうに考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解いたしました。

防災マップにつきましては、特に津波の問題でありますとか避難場所ですね。それから、この間はたしか耐震貯水槽ですか、そうしたものも設置されているというふうに思います。そうしたものも当然盛り込まれるだろうと思いますが、きめ細かな対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、自主防災組織でありますが、実谷・七本区を今年予定しているということでありますが、あとどこが残っておるんでしょうか。それから、町としては全区に防災組織を立ち上げていくおつもりでしょうか。それについてお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　今回、実谷・七本を実施させていただければ、これで８地区の自主防災組織が完了します。あと残っているのが２地区、高山田と御宿台でございます。一応、町といたしましては、全区を対象にさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　先般も消防団員数の減がありました。そうした中で、消防団ＯＢの再度の活躍という場とか、いろいろな協議がされてあるやに聞きますが、ぜひそうした面で、本町の特徴であります町民挙げての防災のまちづくり、先般の広報にもかなり細かいことが書かれておりましたが、そうした面できめ細かな対応を引き続きお願いしたいというふうに思います。

また、前回も申し上げましたが、一度立ち上げた中で、今後どのように継続していくかということも大変大事だろうと思います。立ち上げっ放しということでは、なかなか区の方も大変だろうというふうに思いますので、その辺のところも十分協議していただきながら進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。53ページの老人福祉費関係でありますが、これはたしかこの間の中では、ヤクルトを取りやめたいというようなお話がありました。そうした中で今後、安否確認と申しましょうかそうしたものにどのように対応されていくのか。

それから委託料ですね、総額で2,122万円ということで、これも対前年度比では100万円近くの増額計上されておるように思いますが、この中で重立った内容についてあわせてご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　田中保健福祉課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　それでは、ヤクルト配付につきましてですが、この制度につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対します安否確認を目的に実施しておりました。これにつきましては、最近地域差が出てまいりまして、ヤクルト配付を毎日配付しているところと１週間に１回もしくは２回のところとあって、本来の安否確認の目的がされていないのではないかという話等が出ておりました。

そういった中で、安否確認の目的については、事業内容の検討により別の事業で対応していきたいということで検討しました結果、この中にあります生活管理指導員派遣事業の中で対応していきたいというふうに考えました。これは社会福祉協議会と委託契約をいたしまして、ひとり暮らしの高齢者に対しまして原則週１回、実際に家庭訪問をしまして、ひとり暮らしの方の生活の状況、体の状況、そういったものを把握して、日常生活の確認、安否確認をしていくということで実施していきたいというふうに考えております。

それと、委託料の主なものですが、この中で特に事業費として増やしましたのは養護委託ですね。養護老人ホームに入所している方の負担が25万円ほど増えております。それと在宅介護支援センターにつきまして、人件費分が多少伸びているということで、大きな伸びはないというふうにとらえております。大きなものは、老人医療の関係の通知事務等についてということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　これより午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５５分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（伊藤博明君）　１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　先ほどの質疑の続きで、老人福祉費の中の委託料ということでありますが、ご説明はわかりましたが、一つは安否確認ですね。それが具体的に予算はどのように措置されているのかということについてご説明いただきたいと思います。

町長から本会議の冒頭で、すべての人に優しいまちづくりを基本理念として予算を策定されたというようなお話をいただいております。そうした中で、今回の予算には載っておりませんが、今後といたしまして、例えば歯科または接骨、理容などについての訪問診療、また訪問で

のそうした事業内容、こうしたものについての補助事業をこれから町として考えていく必要があるのではないか。先般行われました合併協議会におきましても、近隣の市町村ではこうした事業を既に実施されて大変喜ばれている、効果が上がっているというふうなお話も聞いております。それについて再度お答えいただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　田中課長。

○保健福祉課長（田中とよ子君）　今回の委託費の中で、生活管理指導の分で増えた分といたしましては54万円の計上をさせていただいております。今回新たに始めます事業が54万円ということですが、今お話にありましたいろいろな現物支給的なサービスですね。訪問歯科のことだと思いますが、訪問歯科事業とか理容・美容の関係とか、そういった具体的な現物給付についての対応については、現在のところは検討しておりません。できますれば、これからひとり暮らし高齢者というのはどんどん増えていく状況にありますので、ソフト面で地域の見守りですか、そういった体制の強化をしていく必要があるのではないかというふうに考えています。現在、そういう現物で給付するということは検討しておりません。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解しました。ソフト面での対応は考えていかれるということでありますが、今後、ぜひそうしたものを検討課題にしていただければというふうに思います。

次に61ページでありますが、環境衛生関係で幾つかお伺いしたいと思います。

一つは、７節賃金ですね。環境整備員ということでありますが、これは昨年度の予算より減額計上されておりますが、これについての説明。それから、ビーチクリーナーを導入いたしましたが、その運用について、新年度はどのように対応されていくのか。これについては一般質問などでも議論があった経過もございますが、新年度について改めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから報償費であります。ミヤコタナゴ保護委員ということでありますが、たしか今年度中に基本計画の策定を終えるというふうに思いますが、もう今年度も残りわずかとなってきております。しかし、まだ議会の方にはそのような報告はされておりませんが、いつごろまでに計画策定が終わるのか。それから、策定をそろそろ終えるんだろうと思いますけれども、その主な骨子ですね、どういうような形のまとめ方をされたのか。それに基づいて新年度の中でどのような事業執行をされていくのか。本来ならば、基本計画はもう既にテーブルの上に乗せていただいて、我々もその中身を見た中で新年度の事業についていろいろ質疑を行いたいところ

ではございますが、まだ出されておりません。もう既に大方のところはできているというふうに思います。最終調整の段階に入っているかと思いますが、それについての今質問した内容への答弁を願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上環境整備課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　まず、環境整備員の賃金ということですが、これにつきましては、現在５名おりますが、16年度からは４名で実施ということです。これにつきましては、その後のビーチクリーナーの利用と多少関連がございますが、今現在、海岸清掃については基本的にはビーチクリーナー、あと隅々については人為的な作業ということでやっておりますが、これについての両方のそれぞれの整合性を考慮した人員確保とし、そのようなことで１名減の中で対応したいという格好で、ビーチクリーナーの運用につきましては、現在、15年度においては観光協会に委託でその対応を図っております。16年度についてはまだその確定はしてございませんが、今後の手法については、また再度検討していきたいというふうに考えております。

それから、ミヤコタナゴの保護委員会の視察、それから今現在の基本構想の状況ということですが、この保護委員会の委員報酬との絡みの中で、基本構想を現在15年度で策定している内容につきましては、ミヤコタナゴの今までの生息域あるいは現在の状況等を大前提にまとめまして、今後の保護をどのようにしたらいいのかというような流れの、大まかな考え方の基本計画でございます。その策定につきましては、現在、最終的な委員会をこの月末にやりたいというふうなことで考えております。

それと、その基本構想にまつわる今後の流れということですが、それにつきましては、保護委員会等の視察を含めた中で、それを基本とした中でいろいろな施策を考えた上で、今後、地域の住民あるいは地権者等のご意見を聞きながら実施計画を策定していきたい、そのように考えております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　ビーチクリーナー関係は、再度新年度協議されるということでございますので、なかなか複雑な関係になっておりましたので、シンプルな形でわかりやすい事業運営をしていただきたいと思います。それと、間違いのない運営ということで、あわせてお願いしたいというふうに思います。

それから、ミヤコタナゴでありますけれども、どうも説明がよくわからないんです。今月末に再度委員会を開くようなお話でありますが、全面的にここで基本計画の中身について質問し

ているわけではないのです。どういう形でミヤコタナゴを守っていくのかという、何と申しましょうか、全然物を見ていないのでわからないんですけれども、例えばその地域内全部が、例えば稜線から町道ですね。どこまでかかるかわかりませんけれども、通常それまでが区域というようなとらえ方を当初されていると思うんですけれども、それとその中の特に土地利用ですね、どのような形にしていくのか。案として固まっていないところを今月中にまとめるということはとても無理だろうと思うんです。基本計画の継続はたしかされてなかったというふうに思いますので、今月中にまとめ切るというふうに思います。ですから、どういう形にしていくのか。どういう具体的な形で残していくのか。

その担保をどこに置いていくのかというところが、今のでは一般論で全然わからないんですよ。一般論でわからないものを実施計画と言ってもさらにわからない話ですので、その辺のところがきちんと説明されないと、ただ漠然としている中ではそれが基本計画だろうと思いますので、その辺をもう一度、もう少し細かい話をしていただきたいと思います。今の話では、これまでの話のとおりですので全くわからないです。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　まず、基本計画そのものの位置といいますか、今現在やっていることは、昭和30年代からどのような状況でミヤコタナゴが生息していたかというような部分からまず、御宿町全体の地域の状況というものを基本ベースとして、なぜこのようないわゆる絶滅に近いような状況にまでなったかというふうなことをまず調べた上で、今後、では御宿町の今現在の状況がどうあるべきかというふうな位置づけをして、今後の環境域をどう保護するかというふうなことの位置づけを、一応基本構想の中でやっている。それについては、どこの位置だけという話ではなくて、御宿町全体の状況でどうあるべきかというトータル的な位置づけで、今現在生息している位置はどこにあるかということでとりあえず基本構想はまとめるというふうにやっております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　私の聞き方が悪かったのかもわかりませんが、それでは国の責任はどこにあるのか、県の責任はどこにあるのか、町の責任はどこにあるのか。その中で、地主の皆さんですね、その辺の位置はどうあるのか、その辺のかかわりの中でどう残していくのか。どれが最善なのかというのを基本計画で定めたわけではないんですか。それとも、今おっしゃられた基本調査のみなんですか。それは基本計画とは言わないんじゃないですか。それとも、新たにそういう形での基本計画が今後策定されるんですか。その辺が全くわからないんです。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　多分、今言われたことは本来、国・県の位置等がどこにあるか、どのようにするのかということだろうと思うんですが、本来の保護は何によるものかという位置づけはしてございますがそれについて、正直言いまして、まだ成果品が来ていないので途中でのお話になろうかと思うんですが、今のような位置づけについては、それなりに文面の中で、位置づける考えです。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　３度目を過ぎましたのでこの質問はしませんけれども、最後に一点。

その辺が明確にならないと、やはり今後どのようにやってかなければならないのかということが明らかにならないと思うんです。ですから、今月末に行われるというふうに思いますので、その辺はぜひ、町としてどういくべきなのかというところをきちんとやはり定める必要があるのかなというふうに思います。そもそもは国の天然記念物でありますから、これは前も申し上げましたが、そこの位置をきちんとした形で計画策定をしていっていただく必要があるのかなというふうに思います。

次に移ります。61ページの13節委託料でありますが、育苗・植栽事業ということでありますが、これはどの程度でしょうか。この委託料につきましても減額になっているかと思います。それから公園公衆トイレの清掃ですね。それから海岸清掃委託ということで、これは先ほどの環境整備員との関係ではどうなんでしょうか。これも関連があるんでしょうか、ないんでしょうか、全く別個にやるんでしょうか、よくわからないんです。

それと、その次の15節、排水処理施設整備ですね。この内容について。

62ページでありますが、備品購入費ということで、ごみかご購入という内容がございますが、この実施内容はどういう内容でしょうか。これまで我々が説明を受けた中では、特に海岸地帯においては極力ごみかごを置かない、持ち帰りを旨とするというような報告があったかというふうに思いますが、これはどのような活用をされるんでしょうか。また、それについて内容的に方向性を変えるということなのでしょうか。

それとあわせまして、この中に載っていなくて実施計画の文面の方には載っていたわけですけれども、久保地先の清掃センターの最終処分場ですね。これはたしか計画が既に終えて、県とも協議を終えたというふうに私は理解しています。一、二年前になるかなと思うんですが、当時、清掃センターについてはダイオキシン問題ということで緊急措置をした経過があるわけであります。同じ意味で最終処分場ですね。この措置についても、これまで周辺の土壌・水質

調査も行われているわけでありますが、この処分についても、やはり地域住民からは非常に不安の声があるわけであります。本年、大変大きな事業を抱える中で、この事業も最終的には億単位だというふうに聞いているわけでありますが、しかし、それは一気にやるということではないというふうに思うんです。

ですから、そういう中でやはりこれは継続して、きちんと措置していくということが行政の当然の責任ある対応だというふうに思うんですが、それらが個別の予算に入っているのかいないのか、それについてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　それでは、まず育苗・植栽関係ということですが、これにつきましては、環境整備課で予算化しているものは、従前どおり老人クラブを単位として年３回、それぞれが管理しているところで苗配付をやっていくというようなことで考えております。

それから、海岸清掃委託（雇用対策）ということですが、この費用でビーチクリーナーの運用を図りたい。先ほど申し上げましたとおり、この手法につきましては今後考えたいというふうに考えております。

それから、公園公衆トイレ清掃ということですが、これにつきましては、主に御宿台の町が維持すべき従来からやっている協議をしながら、その本来やるべき位置づけをして、多目的広場が主ですが草刈り等を、そのほかプレーロット等も含んで実際にやっております。それから、これに含まれる町内の公衆トイレ６カ所について、土日・祝祭日を主とした中で１日１回ずつですが、清掃管理を行うという経費を計上させていただいております。

それから、排水処理施設整備ということですけれども、これは現在、堺川、浜谷川という２施設がございます。これにつきましての予算計上は、堺川の中のブロワ等の機器が大分古くなっておりまして、それらの補修を行う経費として今回計上させていただいております。

それから備品購入ということですが、これにつきましては、先ほどのお話のとおり、ごみの持ち帰りということが本来であろうかと思いますが、ない場合、いわゆる廃棄されたりとか風だまりにたまるとかというような投棄がございます。そういったことを回避するために今回ごみかごを、まだ置く位置等これから細かい点は設定しなければならないかと思いますが、海岸通りを７セット一応用意させていただくということで、大分古くなっておりますので、それらの予算計上をさせていただいたということです。

もう一点、最終処分場ということですが、これにつきましては先ほどお話しのとおり、13年度に一応県との閉鎖に向けての計画、協議は終了しました。それらについての予算計上は今

回この16年度にはしてございません。その内容と今後の流れといたしましては、３カ年計画の中で17、18年度というふうなことで、わずかでございますが、その中で浸透水等のある程度の回避をするために、最終処分場周囲にU字溝等を設置していくというような予算計上はさせていただいております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　まず育苗・植栽でありますが、老人クラブに委託される予定だということでありますが、植栽につきましては、総務課とか教育課とか商工観光課とか、それから福祉関係もあるんですかね。そういうところでさまざまな形でやられているというふうに思うわけでありますが、年々予算的に減額されてきた中で、先般も申し上げましたが、どのように運用していくのかというのが課題だろうと思います。

その折にもおっしゃられておりましたが、そうした横断的な事業を、特に今回枠配分方式という中では、これはだれがどのように調整していくのかといったら、私はいないんじゃないかと思うんですね職域程度は助役がその任に当たるような話もちらっと文書の方には書かれておるようです。事務の総括責任者というようなこともあろうかと思いますけれども、しかし、事細かいことについて、やはりその辺をきちんとやっていくということが必要だろうと思います。あと土木関係もあるんですね、たしか植栽については。かなり広範にあるわけです。それぞれがそれぞれの思いの中で自由闊達にやっていただいているような状況であると思うんです。

私はやはり、予算も少なくなってきた中で、例えば花卉類にしても、一定の統一感というものがあってしかるべきなのかなと思うんです。そういう問題を含めまして、この問題をどういうふうにやっていくかというのは、これから非常に協議、頭の使いどころだろうなというふうに思うんですが、これについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　ただいまの指摘でございますけれども、それぞれ事務分掌の中でも、各課共同して行うというのが事務規程の中にもございます。そうした中で、やはり各課の中で連絡調整会議等を持っておりますので、そういうところ、また課長会議等におきましても今後やっていく箇所についての協議等を進めながら、横の連絡を密にしてやっていきたい、このように思っております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　総括の責任者はだれですか。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　連絡調整会議の総括は一応、助役がなるということにはなっております。それと、各課の調整等につきましては、町長を含めての課長会議でございますので、町長が総括責任という考え方で進めているところです。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　わかりました。新年度でございますし、また４月に入って人事等もあろうかと思いますので、ぜひその辺の細かい対応をきちっととられるようにお願いしたいと思います。

それから、ごみかご購入でありますが、海岸に置くということでありますが、私も最低限これは必要じゃないかというふうに思うんです。そうしませんと、かなりきめ細かく掃除はしていただいているというふうに思うんですが、残念ながら、町外の方が多いんだろうと思うんですけれども、車をとめた後に空き缶とか食べ残しの残骸等をそのまま置いていかれるところも非常に多うございますし、やはりあるならば、最低その辺のところは少しは救えるのかなというふうに思います。その辺も含めまして検討していただきたいというふうに思います。

それから、最終処分場については、今年度は予算計上されていないということでありますが、大変残念な結果であるというふうに思います。これは多分終わってからですか、実施計画の説明があろうかと思いますが、本来なら当初予算に係る実施計画でありますので、今日はいらっしゃらないので余り申し上げたくないんですけれども、予算前にきちんと３カ年計画を提示していただいて、その中でどう努力して初年度予算がつくり上げられるかというところだろうというふうに思います。確かにさまざまな影響因子が大きかったという中で、計画づくりに大変難航したのは承知はしておりますが、それにしても当初予算に係る、その上の大きな計画でございますから、それをきちっと示していただいた中での予算づくりというのがやはり必要であったのではないかと、この面でも思うわけであります。

次に移ります。64ページのじん芥処理費の中でありますが、これは先ほど貝塚議員が質問されておりましたので、65ページのリサイクル関係、これも質問されてはおりましたが、生ごみの減量化補助ということであります。

具体的にこの間、コンポストと電気機械式のものということで新たに予算組みされてきたわけであります。戸数は先ほどご説明いただいたかと思いますが、具体的に生ごみがその中でどの程度処理されたのか。それで、例えば燃やすにすれば１トン約２万円前後の処理費がかかるわけでありますから、およそどの程度の減額と申しましょうか、そういうものがされたんでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

あと、65ページのし尿処理費の中で小型合併処理浄化槽設置補助事業がございますが、これは大幅に前年度と比べて減額になっているわけであります。これは先般の補正で何度も説明いただいたかと思いますが、いま一度その内容ですね。それから、額は額なんですが、それでは設置数とすると前年度と比べてどうなのか。あわせて、これまでどの程度の数が設置されているのか、その辺ももし資料がありましたらお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　まず、生ごみ処理費減量に関する効果といいますか、想定になりますが、今までの設置基数で14年度末ですとコンポスト157基、生ごみ機が117基、274基ということで、補助体制の中で考えますと、一般的に１軒当たり大体１日1,000グラム程度の生ごみというふうな、ある程度のデータをつかんでおりますので、それらから、先ほど石井議員が言われた１トン当たりの処理費を仮に２万円というような想定でいきますと、110トンほどの中で220万円前後がほぼ焼却せずに何らかの形で還元されているというような、あくまでも概略ですが、推定の中で申し上げるとそういうような数字になろうかと思います。

それから、合併浄化槽の補助事業の状況からまずご説明させていただきますと、平成16年度からは、補助対象基準額が一律24万円に変わります。今までは５人槽ですと35万4,000円というふうなことで一応出されておりましたが、それが基準変更で今申し上げたような額ということで、その中で予算額が少なくなっているということです。

それと、今までの設置の状況というようなお話ですが、これにつきましては補助制度どうこうよりも、御宿町全体の中での浄化槽の設置状況というようなことで申し上げますと、合併浄化槽そのものの設置率は約31％ほどです。単独・合併の設置率でいきますと浄化槽という中では82％ほど、そういう状況にあるということです。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　生ごみ減量化でありますが、大変大きい、概略でしょうけれども220万円程度の、節約になっているというようなご説明をいただいたかと思いますけれどもそれは年間なわけですね。そうしますと、今回62万円の補助でありますから、まだまだこの部分はプラスになっていると。逆に言うともっと補正しても、この中で考えると十分ペイできるということだと思いますし、また増えれば増えた分だけ、そうした処理が進めば、燃やす量も減るということだろうと思います。

これは当初、補助していく中では、たしか郡内で初でしたか、そうした事業であったかと思

いますが、まさに私たちがこれまで官民挙げて頑張ってきた、そうした一つの成果がここにあろうかと思いますので、引き続き予算面については、この部分は全くほかに負わずに、十分に胸を張って予算計上できるのかなと思います。

また、今月号でしたか、ごみの関係の広報をやっておられますが、これらについても継続的にやっていただきながら、経費の縮減とともに、こうしたものを燃やせばごみになってしまって、大変な経費をかけて、それもほかに依頼して処理していただくという経過がございます。そういうものを考えれば、こうしたものが花壇とか家庭菜園とか、聞くところによると犬や猫のえさにもなり得るような状況もあるやに聞いておりますが、そうしたものも含めまして、リサイクル、リユースできるという状況は本来的な方向であるというふうに思いますので、引き続きこの辺の整備をお願いしたいというふうに思います。

それから、ちょっとわからなかったんですが、小型合併浄化槽については数的には前年度並みでしょうか、金額的には内容は聞いたんですが。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　設置基数については前年並みで、一応30基ということです。

○１番（石井芳清君）　数的には30基ということだそうで、了解いたしました。

それから、今おっしゃられましたけれども82％ですか、私は初めてこれについて数字を聞きましたが、これは郡内ではどうなんでしょうか。設置率といたしますとどういう状況でしょうか。その辺もわかったら少し教えていただければと思います。

それから、これにつきましてはたしか都市計画の中で下水道ですね、こちらの方の計画もこれからつくっていくというふうに思いますが、その辺も含めまして検討課題になります。そして、大事な材料になるかというふうに思いますけれども、郡内の状況について、もし数値を把握していればご紹介いただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　この数値につきましては、私どもである程度独自に調べている部分がございますが、郡内平均では大体80％ぐらいです。80％というのは、単独浄化槽と合併浄化槽、つまりし尿関係の処理をどうしているかという比率ですが、その中では、御宿町についてはその合計が82％というふうなことで、郡内状況では２ポイントほど上回っているというような状況です。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解いたしました。ぜひそうしたものをきちんと踏まえていただきな

がら、最小限の経費で次の計画をつくっていっていただきたいと思います。

次に移ります。68ページでありますが、農業振興費の中の13節委託料にも花のまちづくり作業委託というのがございますね。それから、有害鳥獣駆除委託ということで載っておりますが、これ例のイノシシ対策関係になるんでしょうか。その辺について、具体的な事業内容についてお答えいただきたいと思います。

それから、71ページの水産業振興費の中の19節負担金補助及交付金の中で、特に海女連絡協議会。これが減額になっておるようですね。これはどうした内容なのでしょうか。

それから合併漁協経営活性化対策事業、これはこの間の説明ではもう既に一応終えたということでありますが、この100万円の中身についてですね。

あわせて、その次の漁港整備費ということでありますが、この具体的な事業内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　米本農林水産課長。

○農林水産課長（米本清司君）　花のまちづくり作業委託で、予算的には13万5,000円ということで、内容については、面積が非常に減ってしまいまして５反歩です。これはクロカワカンショという名前の観賞用の菜の花でございます。

その次に、有害鳥獣駆除ということですが、これは猟友会へのカラス等駆除の委託費とイノシシの駆除委託ということでございます。イノシシの関係につきましては、予定ですと30頭、１頭の処理費が6,000円ということで、18万円ほど組ませていただいております。

その次に、海女連絡協議会ですけれども、これは主に会員の健康診断と共済事業ということで町が補助しております。補助内容につきましては、経費の20％以内で30万円が上限ということですけれども、近年、受診者が少なくなりまして、補助対象額も減っているというのが現状でございます。ちなみに、去年の受診者は32名という形になっております。

それから合併漁協経営活性化対策事業、これは営業指導員の設置ということで、全額県の補助ということになります。町が100万円を受けて、100万円を支出するというような形態です。内容につきましては、経営改善、組織体制の強化の関係で漁業技術、経営指導等を行う職員を設置した場合に県の補助金が出るということでございます。

それから漁港整備費の工事請負費ですけれども、漁港施設改良工事は、近年高潮がありまして、係船している船に被害が発生するという話が組合員さんの方からあります。今年は御宿漁港の物揚げ場、延長25メートルを約20センチメートルかさ上げします。もう一つが、岩和田漁港の物揚げ場、東側になるんですが、これが延長40メートルを嵩上げさせていただきたい

ということでございます。そのほかに、国・県による補助事業といたしまして、岩和田漁港東防波堤のかさ上げ、延長が53メートルと、その外側に消波ブロック、延長が75メートル。合計で約3,000万円を予定しております。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解しました。

68ページの花のまちづくり作業委託でありますが、観賞用の菜の花ということで５反歩ということでありますけれども、たしか先回は７反歩ぐらいの説明をいただいてございます。ここのところでいうと、今までですと既に花が見えていたかと思うんですが、そういう状況じゃないんですけれども、今年度はどのようになっているんでしょうか。

それから、これにつきましてはこれまで順次、面積を増やしてきた経過があったと思うんですけれども、今後どうされていくんでしょうか。急に減ってしまったわけですけれども、お金がないから減らしてしまうんでしょうか。それとも町として、もうこうした計画は効果がないということで順次減らしていくんでしょうか。

それから、今年はやられないようですので競合はしないと思うんですけれども、たしか昨年は食用の菜の花を、環境関係の補助金などもいただいてやったというふうに思うんですが、これが食用と観賞用とでは大変競合いたしまして、観賞用の菜の花には人間に対する有害物質が多量に含まれているということで、同じ地域にそういうものを植えると食用のものがかなり交配を受けて、有害物質の純度が非常に高くなるという報告もされているというふうに思うんです。

ですから、そうした食用のものを、これは環境関係になるかもわかりませんけれども、その辺は今年どうされるのか。これは名前はもう忘れましたけれども、県の施策の一環でたしかやっていたかと思うんですが、その辺の整合性は今後どうされるのか。それらを含めましてよくわからないので、その両者をちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　米本課長。

○農林水産課長（米本清司君）　花のまちづくりは今年はどのようになっていますかということですが、冷夏の関係あるいは秋口に非常に状況の悪いときがございました。そういうことで、植栽時期がおくれたというのが実情でございます。現在、少し芽が出かかっているんですけれども、花の咲くのは４月、５月ぐらいになるんではないかと考えております。

また、面積が減っているということでございますけれども、基本的にはやはり、地主さんの協力がなければなかなかできないということが根底にございます。そのほかに水ハケが悪い。

それについては、まいた種が育たないという実情がございますので、その部分についてはまくのをやめているというのが現状でございます。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　先ほど言われましたのは菜種油の、いわゆる食用に使うというふうなことで、県の方の施策で昨年やっておりました。今年については、その種の配付をどうするとか、そういう話は全然来ておりません。それを継続するかどうかというのは、先ほど言われた、恐らく周囲何キロという決まった中でハチ等の移動による花粉受粉の影響というものがどのような協議をされて、どうなっているかという話は聞いてございません。それを継続してまたやるのかどうかというのは、私どもではちょっと聞いておりません。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　それは県の施策でありますし、一つは、今のは農林水産課の方での花のまちづくり事業でありますが、これは花のまちづくりでありますから、別に菜の花でなくてもいいわけですね。いいか悪いかだけ。

○議長（伊藤博明君）　米本課長。

○農林水産課長（米本清司君）　菜の花でなくても結構です。

○１番（石井芳清君）　そういうことでありますし、もともと水田だったところでありますから、やはりそういう水に強いものですか、いろいろあろうかと思います。またこの季節でなくても構わないと思いますので、その品種を今後やはり検討すべきじゃないかと思うんです。その中では、例えば水田の農地改良にもなる、こういった作物といいましょうか、そうしたものもたくさんあるというふうに聞いておりますし、また管理面でも楽なものもあると思います。その後についても、例えば雑草の生えにくいようなものもあろうかと思います。１つに限らず幾つか組み合わせてやることが必要だろうというふうに思いますので、これは答弁は要りませんけれども、そうした形で今後検討していっていただければというふうに思います。

　それから、菜の花の話ですけれども、要するに別なところでやると、先ほども言いましたけれども、大きな問題が現実に発生している部分というのはあるわけです。ですからそういう面におきまして、例えば菜の花をやるにしても、それだったらばそうした有害物をつくらないものを最初からやっていくことだって、農水課の関係でですよ、そういうことも考えられるわけですね、観賞用じゃなくて。そういうものも含めまして、これまでもたくさんの問題点が起きておりますので、引き続きそうしたものをきちんと調整していっていただければというふうに思います。

次に移りますが、72ページの商工振興費の19節負担金補助及交付金の中ですが、商工会に250万円ございます。それで、先ほども幾つか質疑されておりましたが、一つは、今月ですか、商工会の職員が１名おやめになるような話も聞いているんですね。私は商工会の仕組みがよくわかりませんので、予算に影響しているのかしていないのかがわからないんですけれども、具体的にお知りになっているようでしたらば、その中身について。もし、おやめになるのが事実であれば、今後どのような商工会運営を町として希望していかれるのか、また指導していくのか。その辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、同じ商工関係の中で74ページの19節負担金補助及交付金ですが、ここに今までは町民号がたしか載っていたというふうに思うんです。町民号の予算がないんですが、これはおやめになるんでしょうか。その経過についてのご説明もいただきたいと思いますし、また今後どのようにされていくのか、あわせて説明いただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　氏原商工観光課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　２点ご質問いただきましたけれども、まず１点目の商工会の職員についてのご質問でありますが、これは町予算についての影響はなく、町予算をとおしていない県の補助金制度がございまして、商工会の15年度の予算で申し上げますと、大体60％が県の補助金に頼っているというような状況であります。

現在４名の職員が指導員という形でおりますけれども、うち１名が退職されるということであります。この内容につきまして、県の方もやはり財政が厳しいということで、補助金が徐々に削減の方向にあるという話を聞いております。この辺を今後どのようにするかという話の中では、パートで対応を図っていくということでございます。それで今までと同じような体制はとれるということで報告はいただいておるところであります。

もう一点、町民号につきましては、今年度予算では休止という形をとらせていただいております。これはＪＲの協力をいただいた中で、これまでも町民号を実施しておりますけれども、最低の予定人員に達しないという状況が長年続いているわけであります。

これはもともとＪＲの複線化を目指した事業でございまして、ＪＲとしましても、赤字でこの事業を実施するのはちょっと大変であると。これが単年度だけ赤字であれば継続もあり得るわけでありますが、現在参加者が80名を下回ってしまっているような状況でございまして、そのうち20数名は町外の方のご協力をいただいているということでございます。ＪＲからそういう申し出がございましたので、平成16年度事業につきましては休止させていただき、今後また参加者等が得られるような状況でございましたら再開することを考えております。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　町予算は通らないで直接ということでありますが、それも県のカットということで、中小というよりも小零細ですね。御宿町にとってはなくてはならない商工でございますので、そういう面では大変厳しい経営内容かと思いますが、町の特段の配慮を引き続きお願いしたいというふうに思います。

それから町民号でありますが、複線化対策事業の一環であったというようなご説明であります。ＪＲも厳しいんでしょうけれども、本町にとりましても完全複線化というのは悲願であるというふうに思うんです。そうしますと、この内容について、今後どういう対応をされていくのか、これが大事であろうと思うんです。これを休止してしまうとさらに利用率も下がりますよと。それと例の御宿高校ですね。こちらの生徒数も大幅に少なくなってくるということでしょうから、そうした問題も踏まえまして、やはり特にＪＲの利用者関係、これは商工課だけではないと思いますけれども、これについても次にどのような形でやっていくのかということが大変緊急な課題だろうと思うんです。それについて、先ほど体験学習とかそうしたものも県の補助金もいただきながら進めていくようなお話もいただいたように思いますが、今後、これについてどのような対応を図っていくのか。町の基本的な考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　氏原課長。

○商工観光課長（氏原憲二君）　それでは、商工の方の担当として説明させていただきます。

まず、町民号を今後どのようにしていくのかということにつきましては、これまで参加されている方々の意識調査、アンケート調査を実施しまして、どのくらいの金額であれば参加していただけるのか、また参加したいのか、その辺を再度把握してまいりたいと考えております。価格とか方面とかそういったところが詰まりましたら、また計画を練ってまいりたいと考えます。

また、商工施策の中では各種イベントをやっておりますけれども、ＪＲとも連携を強化しまして、例えば駅からハイキングも平成16年度から２日間開催と、１日増やして事業を実施するということでやっております。できるだけＪＲをご利用いただいた中でイベントをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　これより２時10分まで休憩いたします。

（午後　１時５５分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１０分）

○議長（伊藤博明君）　１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　次に移ります。79ページの道路橋梁費でありますが、道路維持費、それから新設改良費ということでありますが、この具体的内容についてお聞かせ願いたいと思います。

80ページの住宅総務費の中で、予算概要にも載っておりますが住宅工事ですね。具体的内容を、今後どうされていくのかあわせてお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず終わります。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設水道課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　道路維持費の工事請負費ということで箇所数だけ一応お答えして、もし必要であったら後でまた詳しい内容をお知らせします。まず、舗装修繕工事が４カ所。側溝補修工事、これは過去の実績というか緊急対応のものとして各120万円。道路保護費、これも何か災害等があったときの対応ということで150万円。続いて、道路新設改良費の工事請負費として、道路改良工事が２カ所、排水整備工事が４カ所、舗装新設工事が３カ所という内要でございます。

続いて住宅の工事請負費ですが、岩和田団地の外壁工事が１棟、同じく岩和田団地の床張り工事、これは修繕ということで考えております。それと矢田団地の屋根の雨漏り対策として１棟を計画しております。岩和田団地につきましては、今現在、標準仕様書をまず作成し、その中でこれから補修については、ある程度同じような状況で標準的に直していく方向で、今その仕様書を作成中でございます。それによって今後補修等、あるいは中の例えば畳がえとか、そういうものも標準的に考えていきたいということで今進めております。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　了解しました。工事内容については、後ほど資料で提出いただければというふうに思います。

次に移ります。教育関係でありますが、まず86ページの事務局費の中の19節でありますが、この中で幾つか減額を措置されているのがあるかと思います。例えば学警連負担金、町教育研

究会、町ＰＴＡ連協、それから教育委員会の事務局研修会、それから外国青年各種負担金というのがあると思いますが、この減額の主な理由についてそれぞれお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に87ページの小学校管理費ということであります。特に、先般視察もさせていただきまして、児童数のことなどいろいろ現況で問題があるやに聞いておりますが、来年度、当面の小学校の児童数ですね、この辺で幾つになるのか。特に40人がボーダーラインということで、今年も２学級に分けてやっていただいているようなお話も聞きましたが、これらについて来年度の実態、今後の見込まれる内容についてご紹介いただきたいと思います。

88ページの教育振興費でありますが、この中に報償費ということで講師謝金また謝礼金というものが載っておりますが、具体的にどういう事業内容でしょうか。かつて御宿町は夢をはぐくむということで県から採択を受けまして、たしか当時500万でしたかお金をいただきまして、さまざまな事業に取り組んでまいりました。これもたしか２カ年で終了になったかと思いますが、非常に教育効果が高かったということで父兄や先生方から、ぜひ町単で継続いただけないかということで、御宿町の中で、子供の夢をはぐくむ教育の関係の中で事業化していっていただいた経過もあるというふうに思うわけでありますが、本年度の予算の中でそれがどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどパソコン等のお話もありましたが、本町もＬＧＷＡＮですか、いろいろな事業の中で、今や職員の皆さんも１人に１台のパソコンを配置して事務職をやっていただいているように思いますが、学校教職員の関係は町がどうこうということはないのかもわかりませんけれども、先般行きましたところ、個人のパソコンで教鞭をとっておる、またそうした資料づくりをされているというような状況があろうかと思いますが、この辺の現状はどのようになっているのか、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　何点かご質問いただきましたが、お答え申し上げます。

初めに、86ページの負担金補助及交付金の関係でございますが、この中で幾つか昨年度と比較いたしまして減額された内容がございます。

今ご指摘いただきました例えば学警連負担金につきましては、15年度で１万5,000円であったところが16年度で6,000円となっておりますが、前年度の残といいますか繰越金が非常に多くあるということで、このような減額になっております。今まで１万5,000円ということは各

学校5,000円ずつで、中学校１校、小学校２校ということで３校で１万5,000円、それが16年度から各学校2,000円ずつということで6,000円になっております。

また、教育研究会及び町ＰＴＡ連協に関しまして減額されておりますが、これにつきましては、予算編成の方針の中で、負担金補助及交付金について示されたその内容につきまして、継続している補助事業等についてはその必要性についてゼロベースから検討するというような方針がございましたが、そういう中で、やはりその中の内容とかあるいは繰越金の状況とかそういったものを勘案した中で、幾分か減額されているということでございます。

また、外国青年各種負担金、15年度57万6,000円が17万1,000円ということでございますが、今はＡＬＴという外国語指導助手が１人来ておりますが、今年、３年に一度のその方の交代があったということで、前任がイギリス国の女性でございましたが、帰国費用とか各種負担金がございまして、そういう入れかえの時期に非常に負担金がかかるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

その次に、88ページの教育振興費の報償費の関係で謝礼金あるいは講師謝金ということでございますが、謝礼金につきましては、これは御宿小学校における芸術観賞教室ということで10万円の予算を計上してございます。ご指摘のとおり、夢をはぐくむ事業につきましては平成12年度に行いまして、その一つの考え方を踏襲しましてこういう事業をやってございます。

今回、岩和田小学校がこの謝礼金をカットといいますか除いてきまして、これは先ほどからお話に出ております予算を配分方式でやるということの中で、現場の先生方の意見を尊重しながら予算に関する打ち合わせをいたしましたが、そういう中で、岩和田小学校につきましては、そのすぐ上の講師謝金等に５万円含まれているわけでございますが、こういう中で、ボランティア活動団体等を活用しながら事業を行っていくと。岩和田小学校の考え方としてはそういう団体には謝礼金は支払わないけれども、ボランティア団体等を活用しながら授業を行いたいということがございまして、講師謝金の中に幾分か含まれております。

それと児童数の関係でございますが、児童数につきましては、平成16年度につきましては御宿小学校は37名、岩和田小学校が10名でございます。これにつきましては、今まで小学校１年、２年生に関しまして、県の規則の中で弾力的運用ということで、38名以上になった場合は、いろいろお願い文書により申請して許可されてやってきた状況がございますが、平成16年度からそれが制度化されまして、38名になれば基本的には２学級にするという方針が打ち出されております。現状はそういうことでございます。

もう一点、パソコン関係はどのようなことでございましたでしょうか。

○１番（石井芳清君）　生徒等はパソコンを設置されてやられているということでございますが、職員、教師の方ですね。事務関係は本町はご承知のとおり昨年度から１人１台ということで措置されて、業務に使われているということでございますが、学校職員の方はどうも私物であるように思うんです。たしか県の方も去年、事務職員の方には１人１台パソコンを支給したというようなお話も聞いております。今パソコンといっても、安いものだと10万円程度で購入できるだろうと思うんです。

そういう面で関連ですけれども、パソコンの使用料が例えば88ページの14節だと232万4,000円というふうになっているわけです。これはどこでどう使われているのかわかりませんけれども、これほどの金額を出すのならば、この金額で単年度で買ってしまった方がずっと安いのかなと思うんですね。

それから、そういう面では今度は中学校の方では使用料が大幅な減額です。92ページの14節パソコン使用料が、昨年度はたしか340万円程度予算化されていたと思いますが、今年度は６万8,000円というふうになっておるんです。これはたしかリースか何かで借りられていたと思いますので、リースが終了したのかなというふうに思うわけであります。では、例えて言えばパソコン使用料は今年はないんですか。その辺も含めまして答弁いただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　学校におきますパソコンの現状といいますか、先生方は基本的にはご自分で好きな機種を選んでやっているのが現状だと思います。予算上、行政から出している部分については、各学校へ１台ずつノートパソコンを置いてございますが、あとは生徒用に各学校、御宿中学校が40台、御宿小学校が24台、岩和田小学校が14台ほど設置されております。ご指摘のように県の職員、例えば千葉県庁内にいる職員の方々は、やはり１人１台配付されていると聞いておりますが、現状としましては、各学校の先生方については公費で県の方から出ているということは伺っておりません。そういう現状でございます。

また、中学校のパソコンにつきまして、今年度で今までのリースが、期限が切れるといいますか契約が切れまして、16年度以降につきましては、現在設置してある台数を、形としては業者に寄附していただいたということで、そのままその40台は設置されております。今後は、ちょうど今、学校建設の関係もございまして、かなり現場から機種を変えたりあるいは新たなリースをお願いしたいというようなこともございましたが、もう約２年使っていただきたいということで、そのようなことで現在まで来ております。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思います。

まず、本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　私は、本予算に対し、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、小泉内閣でありますが、三位一体改革という中で国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の縮小、地方への財源移譲、この３つを一体として行うということでこれまでお話しされてまいりました。しかし、本予算を見ましても、１億円を超える大きな影響額に対しまして、歳入面におきましてはわずか1,300万円余りという内容というふうに解しております。これにつきまして、全国自治会会長なども「これでは三位一体どころか三位ばらばら改革だ」と、こういう批判が出ているところであります。

もともと地方交付税につきましては、地方財政法第２条第２項におきまして、「いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」、このように定められたものであります。そういう意味におきまして、今回の小泉内閣の施策に大きな異議を唱えるものであります。

そうした中におきまして、本年度の予算執行におきましては、かなり最終段階に当たって苦労があったというのは承知しております。しかし、大きな予算の中で、先ほど質疑の中でも触れさせていただきましたけれども、枠配分方式にしたということであるならば、そもそもその一番大きな事業形態であります御宿中学校、これをそもそもきちっとした予算、その中での計画的な執行というものがあれば少なくとも、これまで幾つか住民の皆さんから質問いただいておりますが、そうしたことではなかったのではないか、本当に住民の皆さんから望まれた中学校建設に入ることができた、予算組みができたのではないかということを私は申し上げたいのであります。

そして、いま一つ大きな問題といたしまして、先ほども述べさせていただきましたけれども、清掃センターの最終処分場ですね。この処分計画についても、既に計画が調整済みなのにもかかわらず、本年度予算については１円も計上されなかった。先ほどの説明では、来年度以降、実施計画の中に盛り込むということではありますが、しかし、先ほどの中学校は、来年度はさらに事業が大きく伸びるというように予測もしております。そうした中で、本当に住民の命と安全を保持するという立場に立つのならば、こうした予算を幾らかでも計上して、継続的な対

応をとるというのが最低限のことではなかったかと思います。

また、同様に教育費などにつきましても、先ほどの夢をはぐくむ予算ということにつきましても、それは確かにいろいろな中でそうした努力は必要かと思いますが、しかし、お金がなければ事業ができない、これも多かろうと思います。そうした意味におきまして、この予算というものが、学校側から、ＰＴＡ側から非常に切望されていたのではないでしょうか。そうしたものこそ、わずかな金額でありますけれども、町としてきちんとそういう意味では確保しておいてあげるべきものではなかったでしょうか。

もう一点は、これは補正対応されるというふうに聞いておりますが、御宿町長が今回の合併問題の中で５町という選択肢を示したわけでありますが、少なくとも町長の意見からは、秋口からこうした話はあったわけであります。そういう面におきまして、もし５町に進むというのであるならば、そうした関係の予算が当然必要であったように思います。

それは合併のものではなく、合併に進むための準備です。これまでさまざまな問題について協議されてきました。その中で、御宿町が当然整理しておかなければならないことで、それはどちらに進むにしても整理しておかなければならない課題がたくさんあったと思うんです。それらについては、仮にそういうふうに進むということであるならば、緊急な整理が必要であったというふうに思うわけであります。こうした予算が今回のものには盛られていない。そういうことについて、非常に私は将来性について不満に思うわけであります。

以上をもちまして、本予算に対する私の反対討論を終えたいと思います。以上です。

○議長（伊藤博明君）　次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　議長のお許しをいただきました12番、浅野でございます。

井上町長より本会に付議されました平成16年度一般会計予算案について、過日提案説明を伺い、これまで慎重に検討し、本日の質疑を拝聴し、また私自身疑問をたださせていただきました。その結果といたしまして、私は本予算案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ご承知のような社会経済のもとでの国家財政の歳出抑制策、県による財政構造の抜本的な改革の波、さらには町税収入等の大幅な落ち込みにより、御宿町の財政は大変厳しい状況にあります。上程された平成16年度予算案は総額33億5,300万円であります。しかし、実質的には28億2,000万円、対前年比3.75％の減、さらに平成14年度と比較しますと何と６億2,600万円の減額予算ということになります。その理由は、さきにも述べ、また担当課長から詳しい説明のあったところです。

こうした中で、井上町長指揮のもと、残念ながら体調を崩され本会には出席しておられませんが、新藤課長を初め企画財政課のスタッフ、さらには担当各課の皆様の予算編成に対するご苦労は大変なものであったろうと推察いたします。予算案を検討・質疑する過程におきましても、国が進める三位一体の改革への対応、予算要求段階での一般財源の枠配分方式への手法変換、さらなる財源不足に対する協議・査定等々、工夫調整の努力の跡が読み取れます。

こうした中、歳出面においては事務事業の点検や見直し、経常経費の縮減がなお一層強力に進められております。一方では、住民生活に直接大きな影響を与える部分につきましては、きめ細かな配慮がうかがえます。中学校改築を控えました教育予算の大幅な伸び、これは例外といたします。断じて改正とは言いがたい国の制度変化のしわ寄せがあるとはいえ、児童手当の拡充など、少子高齢化に伴う福祉事業への対応には特に目が配られ、民生費のみが増加しているのは、その大きなあらわれであります。そのほか、総事業費は圧縮されたものの、将来への道筋をつける道路基盤整備に着手、さらに漁港整備、観光を初めとした各種産業振興に対する手当てもなされ、財源不足の影響を最小限にとどめるべく配慮されております。

10年来の悲願であり、町最大の課題でありました中学校改築事業は、四方八方、上下左右から検討を重ね、計画的に準備が進められてまいりました。加藤前町長のご英断により始められました学校建設資金の積み立てが実を結び、本年度着工の運びとなり、予算が計上されました。巨額の資金を必要とする大事業でありますが、御宿町にとりまして不可欠のものであり、まことに時宜を得たものであると思います。とはいえ、町民の皆様に大きな負担をお願いするものであり、全町民が期待いたし、また注目しておる大事業であります。

現在、設計の最終段階を迎えようとしているところですが、私の目から見ましても、まだまだ検討の余地を残しているように思います。将来に禍根を残さないためにも安易な妥協を許さず、関係委員会、議会などの納得のいく協議が必要であろうと思います。さらに、施行に際しては誠実な業者を公明正大に選定し、１円たりともむだにしない、将来のメンテナンスにも考慮し、地元事業所のかかわりを可能な限り広げる、工事期間中の施行状態の監督に努める、地域住民の安全や学習環境の保全に全力を尽くす等々、発注者として町の責任を十分に果たしていただきたいと思います。

さて、刻々と変化する社会経済に柔軟に対応した臨機応変な予算執行に努め、町民生活の向上、すべての人に優しいまちづくりに期待したい。限られた予算で十二分の行政効果を上げるため、町長を初め全職員が町民のサービスマンであることを十分に自覚して、実質経費の２倍、３倍の満足感を感じていただくことができるよう行政執行に当たってほしい。行政執行はサー

ビス業であり、すべての公務員は営業職にあります。お客様である町民の皆様に十分にご満足いただき、またサービスマンたる職員には充足感という収益を得ようとする意欲と努力が必要です。その意識を醸成させ育成するのが、経営者たる首長の役割だと思います。年ごとに厳しさを増す歳入源の中、御宿町民のとらの子予算を効率的・効果的に公平に執行していくことが行政執行部に課せられた大きな責務です。

お気づきかと思いますが、以上述べましたことは、過去数年間この場で同じような時期に提言させていただいた言葉であります。まさに平成16年度こそ、この提言が行政執行に生かされなければならない時期であると私は強く感じております。私たち議員も含め、町長以下町政に携わる者すべてが、限られた財源を十二分に生かし、さらにお金のかからない行政サービスをどのように展開していくか。井上町長の具体的指導と権能、さらには全職員の実践にかかっておることである、そのように思います。また、事務事業の見直し・改変に当たっては、住民の皆様にどのようにご理解をいただくか明確な説明責任が求められます。

最後に、これまで申し上げたことがいかに具体化・実践され、どのような成果を上げられたか、次期定例会においてお伺いいたすことを申し添えて、決して十分とは言えない、限られた大切な予算が効率的に配分されたという総合的な判断のもとに、私は本予算に賛成いたします。

ご清聴ありがとうございました。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　ほかに本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　ほかに本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第19号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博明君）　起立多数です。

よって、議案第19号は原案どおり可決することに決しました。

これより２時55分まで休憩いたします。

（午後　２時４３分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５７分）

◎発議第１号の上程、説明、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第２、発議第１号　地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者、石井芳清君、登壇の上提案理由の説明を願います。

（１番　石井芳清君　登壇）

○１番（石井芳清君）　それでは、発議第１号を読み上げさせていただきまして提案とさせていただきます。

発議第１号。

平成16年３月８日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、吉野時二。

地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書。

現在、地方公共団体は、住民の福祉の増進をめざし、効率的な行財政運営に努めているが、長引く景気の低迷による税収減や国の「経済対策」に伴う公債費負担の増加により、財政は危機的な状況にある。その一方で、地域福祉施策の充実、地域産業の振興策など、住民の行政需要にこたえる施策に取り組んでいかなくてはならない。

しかし、「三位一体の改革」が具体化された平成16年度の政府予算・地方財政計画では、地方交付税と臨時財政対策債を加えた額が、前年度に比べて２兆8,600億円の減、マイナス12％とされている。このため、地方公共団体は平成16年度の予算編成において過大な収入不足を招くなど、極めて重要な状況となっており、住民のサービス低下をもたらすおそれがある。

よって、政府におかれては、下記の点について実現されるよう強く要望する。

記。

１、地方交付税の大幅削減を中止し、財源保障機能と財政調整機能を堅持し、地域の実情を十分に踏まえ、行財政の運営に支障がないよう所要総額を確保すること。

１、税源移譲は、地方公共団体の福祉・教育などの財源が拡充されるようにすべきであり、

その際、税源基盤の脆弱な地方公共団体に対しては、地方交付税を充実するなど特段の配慮をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年３月８日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣、麻生太郎様。財務大臣、谷垣禎一様。

以上であります。

○議長（伊藤博明君）　これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第１号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、発議第１号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第２号の上程、説明、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第３、発議第２号　夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会の設置を求める意見書についてを議題といたします。

提出者、中村俊六郎君、登壇の上提案理由の説明を願います。

（１１番　中村俊六郎君　登壇）

○１１番（中村俊六郎君）　それでは、発議第２号を読み上げて提案にかえさせていただきます。

発議第２号。

平成16年３月８日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、中村俊六郎。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会の設置を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会の設置を求める意見書。

合併問題は、50年、100年の住民の暮らしに関わる重要な問題です。とりわけ枠組みの選択については、それに関わる住民にとっても禍根を残さないように、十分慎重な対応が必要と考えます。

過日行われた議会主催の住民懇談会でも、「メリット、デメリットを明らかにすべき」「二つの協議会で慎重審議を」は、参加者の大多数の声でした。

先般井上町長から、５町のみの任意協議会の設置の判断が示されましたが、勝浦市からの文書による合併の話し合いの申し込みに対して、なんら検討もせず断ることは、将来の可能性を閉ざすものです。

希望あるまちづくりに向けて全ての条件をくみ尽くすことこそ、今必要なことではないでしょうか。

全国では、法定の合併協議会でさえも、複数の設置がされ慎重な協議が重ねられているところも多数あります。

御宿町においては、夷隅郡５町と勝浦市から１市１町と、二つの枠組みについて申し入れがされており、これらについて、どのような選択をするかは、話し合いのテーブルを設け、メリット、デメリットを町民に明らかにした上で結論を導くことが必要と考えます。

よって、御宿町議会として、夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会の設置を求める意見書を提出します。

記。

１、夷隅郡５町及び勝浦市との１市１町の二つの任意協議会を設置し、合併のメリット、デメリットを明らかにすること。

御宿町議会。

平成16年３月８日。

御宿町町長、井上七郎様。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第２号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（伊藤博明君）　挙手少数です。

よって、発議第２号は否決となりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤博明君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日午前10時より本会議を開会いたします。

これで散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後　３時０４分）

平成１６年第１回御宿町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

平成１６年３月１８日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

日程第　２　議案第２０号　平成１６年度御宿町一般会計補正予算　(第１号)

日程第　３　発議第　３号　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程　発議第４号　少人数学級の導入やティームティーチングなどに関わる教育予算拡充を求める意見書について

出席議員（１３名）

１番	石井芳清君	２番	松﨑啓二君
３番	式田善隆君	４番	伊藤博明君
５番	吉野時二君	６番	川城達也君
７番	式田孝夫君	８番	瀧口義雄君
９番	白鳥時忠君	１０番	小川　征君
１２番	浅野玄航君	１３番	貝塚嘉軼君
１４番	新井　明君		

欠席議員（１名）

１１番　中村俊六郎君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村　實君
総務課長	綱島　勝君	教育課長	石田義廣君

税務課長	吉野健夫君	環境整備課長	井上秀樹君
農林水産課長	米本清司君	建設水道課長	藤原　勇君
商工観光課長	氏原憲二君	住民課長	佐藤良雄君
保健福祉課長	田中とよ子君		

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣君	主任主事	市原　茂君

◎開議の宣告

○議長（伊藤博明君）　おはようございます。

本日の日程はあらかじめ配付いたしました日程によりますので、よろしくお願いいたします。

11番、中村俊六郎君より病気のため欠席届がありました。

ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

岩村教育長については、午後１時より２時まで、海洋センター備品受贈式のため出席できないとの報告がありました。

議会だより編集のため、写真撮影を許可いたします。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○議長（伊藤博明君）　日程第１、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について３回を超えることができないことになっておりますので、注意してください。

順次発言を許します。

◇　小　川　　征　君

○議長（伊藤博明君）　通告順により、10番、小川　征君、登壇の上ご質問願います。

（１０番　小川　征君　登壇）

○１０番（小川　征君）　10番、小川です。

議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、当町は、県内でも有数な海水浴場を有する海浜環境の美しい町として多く知られております。これからも、自然環境を保全していくのは我々の務めだと強く感じているわけでございます。この大切な漁業、観光資源である海に流れ込む河川の浄化についてと水産振興、磯根漁業について質問させていただきます。

最初に、環境問題でございますけれども、我が町内にどのような河川があり、現在どのよう

な浄化対策がなされているかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上環境整備課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　それでは、河川の浄化対策と町内の河川の状況ですが、町内の河川には、網代湾に直接流入する河川と途中で清水川に合流する河川とがあります。

まず、網代湾に直接流入する河川には堺川、清水川、久兵衛川、浜谷川の４河川があります。このほかに堺川を経由し網代湾に流入する岩和田漁港近くの入宿川と、清水川下流域で合流する裾無川とがございます。以上の６河川です。

浄化対策といたしましては、生活排水処理施設を設け河川下流域で生活排水の再処理を行っている河川が２河川、その他の河川につきましては、環境整備員による美化活動を行っております。

また、有用微生物、商品名はＥＭ菌と言われているものですが、これによる水質浄化についても、試験的ではございますが、平成14年８月から町内河川で実施しております。この成果につきましてはただいま検証中でありますが、浄化作用が一応見られました。今後の活用方法等は、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますが、現状の総合的な河川浄化対策といたしましては、家庭用の小型合併浄化槽の設置補助事業による対策となっております。

○１０番（小川　征君）　河川の状況につきましてはわかりました。

浄化槽の設置率をお聞きしたいと思ったんですけれども、きのうの質問で答えられたので、それは省かせていただきます。

それでは、今後どのような河川の浄化対策を行うかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　河川の浄化対策といたしましては、先ほど申し上げました生活排水処理施設を設置してある堺川、浜谷川の２施設と、環境整備員の美化活動による河川浄化に努めておりますが、施設の有効利用はもとより汚水の排出、ごみ投棄等に対する意識の高揚が必要と考えています。今後は、従来に増しまして啓発活動に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○１０番（小川　征君）　説明はよくわかりました。河川に排水やごみが流れ込むわけでございますけれども、排出者の日ごろの認識が非常に重要だと考えております。これからもぜひとも啓発活動に努めていただきたいと思います。

次に、合併浄化槽の設置補助事業の今後の方向と町の考え方についてですが、まず、浄化槽

の補助事業はどうなるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　今後の浄化槽の設置補助事業というものにつきましては、現在、補助事業計画というものを４年ないし５年周期で設置するようにということで県の方から指導を受けております。この整備計画に基づき国・県の補助枠設定がされるわけですが、当町はおおむね、昨日の予算審議の中でもお話し申し上げましたが、年間30基前後の実績で推移しておりますので、現段階では、当初計画設置数前後の補助金対象設置基数としていきたいというふうに考えております。

○１０番（小川　征君）　それでは、現段階では30基程度と今お聞きしましたが、平成16年４月１日からは補助金制度が変わるように聞いておりますけれども、その辺の内容について具体的に説明をお願いします。

○議長（伊藤博明君）　井上課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　補助金率というお話ではなく、昨日の予算の中では、補助対象額がどのようになるかというお話を少しさせていただきましたが、浄化槽の設置につきましては、平成13年４月に浄化槽法の一部が改正され、単独浄化槽の設置が廃止されたことはご承知のことと思います。

このことから、平成13年以降の浄化槽設置は合併浄化槽だけの設置が義務づけられている中で、このほど千葉県では、市町村に補助する千葉県合併浄化槽設置促進事業補助金要綱の補助基準額が見直され、平成16年４月１日から施行されることになりました。

平成15年では、５人槽から10人槽までが段階的に額が設定されております。ちなみに、５人槽ですと35万4,000円、６人槽・７人槽は41万1,000円、８人槽・10人槽で51万9,000円が補助されています。転換補助につきましては、これに18万円が上乗せされて補助対象とされます。

それから、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換設置を行った場合は、ただいま申し上げました18万円が上乗せされて、平成16年度からは浄化槽の人槽に関係なく、５人槽から10人槽まで一律24万円にしようとするものです。

この千葉県合併浄化槽設置補助金交付要綱を受けまして、町といたしましても、先日の予算計上のとおり額を計上させていただきました。ただし、単独浄化槽から小型合併浄化槽に転換する場合は、従来どおり、先ほど申し上げた額で補助されるということです。

○１０番（小川　征君）　わかりました。

確かに国・県の補助金が低くなっておりますが、浄化槽そのものの槽が変われば大きくなるわけです。それと、設置する工事においても倍近くの金額を要するわけです。それを今ここに来て５人槽も７人槽も10人槽も一律24万円ということは、これからもくみ取りの方々が浄化槽に変えるということを考えても、非常に金額が落ちたわけです。

とにかくこの金額に対して、町の方も少しでもいいから補正などで上乗せしてもらいたい。国・県が決めたものですから、24万円はいいです。だけれども、これからくみ取り式を合併浄化槽に直すに関してはぜひとも金額を少しでも上乗せして、浄化対策を考えていってもらうに当たりまして、ひとつこの辺を町の方もよく考えていただきたいと思います。

また、ぜひとも県の方にも、こういう趣旨を伝えていただきたいとお願いいたします。

次に、水産振興と磯根漁業に入らせていただきます。

魅力ある漁業の振興について質問いたします。近年の水産業の動向を見ておりますと、漁業従事者や水揚げ高の減少により、水産業の活気が見られないように感じていますが、今後の漁業振興の方針をお聞かせください。

また、各種の事業展開による費用対効果について、あわせて回答をお願いします。

○議長（伊藤博明君）　米本農林水産課長。

○農林水産課長（米本清司君）　確かに漁業の関係では、高齢化とか跡継ぎ問題とか非常に深刻な問題と認識はしております。漁業は、ご存じのように天候に左右される職業ですが、危険度の高さ、漁獲量の減少や魚価の低迷など所得確保が不安定で、他業種と兼業の困難など、さまざまな要因があります。

組合員数も、平成７年と平成15年を比較して見ますと13%ぐらい減になっています。しかし、これはあくまでも組合員数でありまして、漁業センサス等によりますと、実従事者は約160名ぐらいしかいないというふうになっています。その中でも、年齢階層は60歳以上が55%、50歳以上ということになりますと77%と、その比率が顕著に高くなっております。

また青年部員も、統合で御宿・岩和田両方で15名ということで、登録漁船数等を基準に割り出すと10%足らずという厳しい状況です。

そういった中で、具体的な振興策としまして、磯根資源の維持・増殖のためにアワビ、イセエビ、ヒラメ等の種苗放流を継続実施する。そして、つくり育てる漁業を推進していきたいというふうに思います。

また、活魚の需要増加に対応した冷却加温活魚槽等を利用した付加価値のある魚種の出荷、漁船・漁具等の設備近代化に係る利子補填や漁獲の低迷による共済事業への助成も継続実施し

ていきたいということです。

また、基本施設である漁港整備については、高波による港内への影響を抑えるための堤防の嵩上げや消波ブロックの設置、また高潮による係留漁船への被害防止対策、浚渫等による港内堆積土の除去等を実施予定でいます。

○１０番（小川　征君）　よくわかりました。

それでは、もう一点、磯根資源の保護について質問させていただきます。

漁獲高等については、政策だけではなくて、今課長が申されました天候、潮流の関係により大きく左右される要因もあります。なかなか難しいことだと思いますけれども、魅力ある水産業の将来づくりをお願いしたいと思います。

また、御宿町には外房を代表する磯根があり、イセエビ、アワビ等の魚介類を育てているわけでございます。この磯根を保護するための対策をお聞かせ願いたいと思います。特にこれからのシーズン、イセエビ漁が始まります。このイセエビ漁にごみがかかりますけれども、ごみの対策方法はどのように考えておりますか。ちょっとお聞かせ願います。

○議長（伊藤博明君）　米本課長。

○農林水産課長（米本清司君）　確かに磯根漁業については、資源の保護や漁場環境の保全のために、漁業協同組合と一体となって今まで施策を行ってきました。特に高齢化の進む昨今、比較的安全な近場で行える磯根漁業については重要でありますし、漁獲高の約35％ぐらいを占めているというふうに認識しております。

漁価の低迷する中で、少しでも付加価値をつけ、新鮮で安全な魚を消費者に届けることは、漁業者にとって一番重要なことと考えております。それにはまず、議員さんのおっしゃるとおり、漁場環境の保全であり資源の保護だというふうに考えます。大事な漁場環境、特に漁港区域内の水質には十分な注意を払わなければ、磯根漁業の衰退が懸念されるというふうに思います。

町はもちろんですけれども、最大の受益者であります漁業従事者の協力なくしてはできないことですので、今後、組合と十分協議をしながら一体となって対策を行っていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○１０番（小川　征君）　わかりました。

それで、エビ網船は岩和田が36隻、御宿は17隻なんです。そこにかかる海草というものは、30キロと50キロのかごがありますけれども、軽く入れても二十五、六キロ入るわけです。そのごみをどこに持っていくか私はわかりませんけれども、ざっと考えても、御宿と岩和田を合

わせると１日に１トン以上のごみが網にかかるわけです。

そのごみが、一番盛りのときは８月、９月ですね、その二月で大体30日ぐらい出るわけです。それを単純に計算してみますと大変な量です。そのごみをどこにどうするか私は答えられませんけれども、そのシーズンにはまた売店組合の海の家が建っているわけです。海草が打ち上げてあるかないかで、朝４時から売店組合の皆さんも起きている。海岸をきれいにしよう、一人でも多くお客に来ていただきたい、きれいな御宿の砂浜を皆さんに見せてあげたいという信念から、朝早くから海草のごみを集めているわけです。

まして台風の後あたりは大変なごみの量です、海草の。売店の皆様が１軒で２人ぐらいずつ１時間か１時間半ぐらい出て海草のごみを集めて、その集めたごみを町当局の方に依頼して裏の方にストックして処理していただくようになっております。

私も朝起きて窓をあけると、ああきょうもまたごみがいっぱいだと。本当に売店の皆様には毎日ご苦労だと私は思っております。これからも、海の磯根の問題は本当に重要なことだと思います。

皆さんご存じだと思いますけれども、これからは獲る漁業から育てる漁業へ転換が叫ばれている中で、地元産業を育てるためには、町としても、漁業組合を初め関係者に積極的な助成事業の展開をしていただきたいと思います。

最後に町長に、夏到来が間近でございます。どうか磯根、海草の問題に早急に対応していただいて、きれいな海岸をつくっていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　ご苦労さまでございました。

◇　瀧　口　義　雄　君

○議長（伊藤博明君）　それでは、８番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

（８番　瀧口義雄君　登壇）

○８番（瀧口義雄君）　８番、瀧口です。

議長の許可がありましたので、質問させていただきます。

担当の企画財政課長が病気療養ということなので、少し省かせていただきます。

まず前置きは、提出してあるとおりです。そういう中で３月13日、私たちによって任意協が立ちあがったという中で、正式には夷隅郡合併推進協議会ということで、この後で予算の補正があるということですけれども、それにも関連してちょっとお聞きしたいと思います。

３月１日に、私たちも２カ月いろいろと勉強した中で、町長が５町という選択をなされました。それもスタートだと、５町の協議の開始ということでご理解いただきたいという文書をいただいております。

そういう中で、この協議会でも説明されておりますけれども、カードと言っては失礼ですけれども、本来３つのカードがあったわけです。勝浦市との合併、単独、それと５町。そういう中で町長の判断で５町という中で、理由はここで述べられておりますからその繰り返しはなしとしまして、これから対勝浦市との関係はどういう形で進めていくのか。要するに自治体としてのつき合いですね。

四度ぐらいですか細かく市長、助役、議長等が来町されて協議の申し入れがあったという中で、御宿町としては、議員の方はともかくとしても、一顧だにしなかったという私としては大変非礼な扱いではなかったかと。協議もしなかったというのであれば、申し込みがあった時点で、そういう気持ちがあったのなら断るのが筋ではないか。その辺が不手際ではないか。全く何もしないでたなざらしで、かりそめにも自治体の長、助役、議会の長が正式に訪問されたものに対して全く協議をしなかった。これは１つの自治体に対する大変非礼な話ではないか。この点について、まず事務方の長の助役からお聞きしたい。なぜ一顧だにしなかったのか。

○議長（伊藤博明君）　吉野助役。

○助役（吉野和美君）　通告の内容とちょっと違うようなことで戸惑っております。今のご質問は勝浦市のお話だと思うんですが、これにつきまして我々の考え方は、正式に合併について協議を検討してくれというふうな勝浦市の申し入れがあった。それに対して、町長として昨年のあの時期にまだ議会との協議もなかったこと、そもそも基本的には御宿町は、執行部と議会が垣根を取り払った中で、この問題は重要なので進めていきます、そういう前提条件があったこと。

もう一つは、御宿町の基本姿勢として、白紙に戻りましたけれども、今回は広域圏を形成している１市５町がよりベターという基本的な考えがあったわけです。そういう中で町長は、議会ともまだ協議中である、勉強中であるという状況の中で即答はできませんと、明確にお答えさせていただいていると思っています。

結果的に２月いっぱいまでいろいろなことがあったわけですけれども、そういう状況の中ですから、勝浦市から申し入れがありました、即その場でお断りする、そういう雰囲気といいますか状況ではなかったというのをご理解いただきたいと思います。

○８番（瀧口義雄君）　なかったことは十分承知しておる中で、ずっと行政としては棚に上げ

たままおろすこともしないで、掃いて捨てたような状況ですね。議会の方にあなたは振っていますけれども、議会は、議員としては、有志で勉強会を持ちましたよ。あなたの方は、行政としては全く対応しなかったじゃないですか。議会に振られたって困る話です、それは。行政は行政の立場でするし、議員としては行政とともに勉強するという形のものはとってきましたけれども、行政側が一顧だにしなかったのは事実じゃないですか。だからこれは大変自治体に対して失礼だし、自治体のやるべき対応ではなかったということを言っておきます。

そういう中において今後、任意協が立ち上がります。きょう予算がついて、正式に来月８日からスタートするということですけれども、規約を見ますと、審議会の傍聴はできないと。要するに密室の協議だと。大変重要な協議が15名の方で、それも非公開の中でやられるということは大変不透明であるし、審議の過程が見えないという中で、町としては、町長、議長、副議長の３名の中で今後の協議の進め方ですね、これについて、今までのように会議に臨む前、また会議の後というような形で協議の場を持つような考えがあるのかどうか、助役に聞きたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　吉野助役。

○助役（吉野和美君）　私も規約そのものを見てございませんから何とも言えませんけれども、基本的な考え方として、これは議長さんを初め議会ともご相談の話になると思いますが、今まで１市５町のときにやってきた御宿町のやり方といいますか、各法定協議会の前に執行部と議会で勉強した中で次の法定協議会に臨んでいったというふうな状況があるわけです。でき得ればそういう形の中で、任意合併推進協議会の委員さんも議員の皆さん方の意見を聴取した中で臨んでいただければ、それはその方がいいかなと、私個人は思っていますが、任意合併推進協議会の運営の仕方がどうなるのかわかりません。

前もって、今度の会議にこれとこれの議題をやりますよというふうな資料提供が前段にあれば、そういうことは可能だと思いますが、それがないとすると、なかなか今までやってきたような手法は難しいのかなと思います。その辺がまだ明らかでないので何とも言えませんが、基本的には、できれば私とすれば、今まで１市５町のときにやってきた形態がとれればベターかなというふうに私は考えています。

（「住民を無視した協議ということであれば」と呼ぶ者あり）

○８番（瀧口義雄君）　助役は会議の形態がわからない中で、今後同じような形態をとって、ともに任意協に臨みたいという考えでよろしいんですね。

（吉野助役「私個人の考えです」と呼ぶ）

○８番（瀧口義雄君）　議場で個人の考えはありませんから。

そういう中で町長は５町を決断したという中で、どういう姿勢で合併推進協議会に臨むか。まず御宿町のスタンスですね。どういう考えにおいて、またはどういう考えを持ってこの協議会に臨むか。次と同じになってしまうんでしょうけれども、御宿町の現状、それから新市における御宿町の立場ですね、権益といいますか、そういうものをどういう形でこの協議会の中にあらわしていくのかという、まずとりあえずは姿勢を伺いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　今までも１市５町でやってきたスタンスがあります。それを崩さないようにしていきたいと考えております。

それと先ほど議員から密室でというお話がありましたけれども、私はそうではなくて、やはり難しい議論をする場合には外部がいなくて話をした方がいろいろな話、いわゆる本音が出て、そこで議論が十分戦われるのではないか、そういうことで事務局の提案がされたのではないか、そのように考えております。ですから、任意協議会で十分な議論をして、それから法定協議会へと、そういう考え方が私としてもいいのではないか、このように考えています。

○８番（瀧口義雄君）　おっしゃるとおり、多分利害の衝突があると思うんです、これは町がなくなる話ですから。そういう中で、自治体の存亡をかけた話を非公開というのはいかがなものか。オープンで話せないようなものを、けたぐりの世界の中でやったってしょうがないでしょう。町が存続するかしないかと、町の利権がぶつかり合うのは当たり前の話です。それを公開の場で討論できないような形では、これは全く先行き不透明です。不透明というのは、結局取引みたいな形になっていきますよ。そうじゃなくて正論を吐いて、難しいでしょうけれどもそういう形の中で審議していくのが普通ではないでしょうか。密室というのはなかなか理解しがたい話です。

それと、この予算が次へ入ってきますけれども、広域あるいは多くの団体が集まると結局は意見が通っていかない、大勢に流れていくという弊害が出てくる。それはこの予算を見てもわかるように、何でこんな予算が出てくるのかと驚いてしまいますけれども、そういう中でどこまで町の主張をしていくのか。任意協ですから、最低限これだけは御宿町としては死守しなければいけない、また要望を通さなければいけないという最低のデッドラインですか、そういうもののお考えはあるんでしょうか。

これは何が何でも５町でいっちゃうんだという考えなのか。町のこれだけは守らなければ離脱だと。是非じゃなくて是だけなのか、この是非の分かれ目ですね。協議してみなければわか

らないというのは協議の内容であって、御宿町が任意協に臨むその姿勢があるわけです。やはりこの町の存亡にかかわる話です。最低これだけはというものがなかったら、なかなか協議していく状況にはないのではないか。そういう中でどういう形があるのか。どこまで任意協で御宿町の単純に言えば要望ですね、それがあるのか。みんなで渡れば怖くない、５町でいけば怖くないというのであったら、６万8,000人の町は埋没して、本当に過疎のへんぴな町になってしまう。

そういう中で、町長としては、これはデッドラインだよということで線を引くのか。いや何でも構わないんだ、もう５町でいっちゃうんだという形なのか。例えば百年の計を立てたら、庁舎という中で本庁あるいは分庁にならなければこれはノーだとかいろいろな考えがあると思う。具体的に言うと大変難しいんですけれども、御宿町の自治体がなくなるというこの１点に関して、町長はどういう考えで今後臨むのか。また、この町のあり方についてどの方向で考えているのか。大変抽象的な話ですけれども、具体的になると種々の計画まで行ってしまって大変難しいでしょうけれども、基本姿勢を伺いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　大変難しい質問を突きつけられていますけれども、やはり御宿町の特性または観光政策、その他もろもろありますが、今示しております基本構想、基本計画、実施計画を基礎に、御宿町の発展のために任意協には臨んでいきたい、そのように考えております。

○８番（瀧口義雄君）　要するに今町長が進めている政策、これは実施計画もあります、新しくできた都市計画もあります。そういうものが反映する形で、今後任意協に臨んでいくという考えでよろしいですか。それが最終判断をする基準という形でよろしいですか。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　そのとおりです。

○８番（瀧口義雄君）　わかりました。

そういう中で、法令どおりいけば平成17年３月31日と、延長戦を考えて臨む考えもありましょうけれども、まだ１年間あります。合併するに当たってはまだ未処理な問題、今後手がけていかなければならない問題が多々あると思うんです。予算的にはほとんどついてないという中で、次に石井議員が出す発議もその１点だと思うんです。先ほど言われました町有地の問題もそう、いろいろとあります。

そういう中で、資源の再利用、町有地の再利用、有効利用、先般返ってきました佐藤工業の土地ですね。そういうものを今後組織を立ち上げて、１年間ですけれども、もし合併するので

あれば御宿町にそういう最後の仕事が残っておるんじゃないでしょうか。そういう意味で資源の再利用、町有地の再利用、有効利用、そういうものの組織を立ち上げる気はないのか、総務課長。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　現時点では、遊休土地の活用というようなお話だと思いますが、それについての検討はまだなされておりません。

○８番（瀧口義雄君）　なされておらないまま、平成17年３月31日に合併という町長の考えです。それでは、この町に残った人は今後どうしていったらいいのか。途方に暮れるのはわかっているでしょう。１年間で合併する志向を持ったら、それなりの対応をしていくのが行政の仕事ではないでしょうか。時間が必要なら延ばすしかないでしょう。やるべき案件は、ここで挙げても切りがないですけれども相当あると思います。それは、新市にゆだねるという形ものものあるでしょう。ゆだねるにおいても住民の同意が必要でしょう。全くこのまま行政が手つかずに新市に移行していった場合、大変困った問題が残って、未処理のまま残る案件が多々あります。一つずつやったとしても相当な時間がかかります。助役、そういう考えはないんですか。

○議長（伊藤博明君）　吉野助役。

○助役（吉野和美君）　幾つかいろいろな問題点があろうと思いますけれども、議員もご承知のとおり１市５町のときも法定協議会の中で、御宿町として、特性を含めて主張するところは主張してきたつもりでございます。それは今度枠組みが変わったからといって、町の主張はずっと続けていくべきだろう。今ありました町有地のいろいろな扱いにつきましても、今までも主張すべきところは主張してきたつもりでおります。

今後も、新しい合併協においても基本スタンスは変わらない。行政は行政として住民のためにどうあるべきか、そういう中で処理していくべきであろうし、仮にそういうものを庁舎内で特別に検討する機関を設けなければならないのであれば、それはそれなりに検討していきたい。今までは連絡調整会議という機関の中でいろいろやってきたわけですが、今後もそれを有効活用していくという基本的な考えは変わりません。それに不足するものがもしあるならば、また専門機関は考えてもいいですけれども、いろいろな中で検討していきたいとは思っております。

○８番（瀧口義雄君）　今の答えは、要するに新市の協議会に任せて、町では対応しないという考えというふうに受け取ります。

例えば佐藤工業の場合、１と２が一緒になってしまいますけれども、契約がありましたね。

30億円の賠償をチャラにしました、それがいいか悪いかは行政が判断した話ですから。同じように、これは町主導というわけではないんだけれども、ジャンボ尾崎の一件だって、住民が逆な意味で、これは町と佐藤工業とは逆転した立場ですけれども、住民がそういう契約をした、これは行政も深くかかわった問題だということは承知しております。

そういう中で、これは民民の契約かもしれないけれども、そこに行政のあっせんがあったということを聞いております。そういう中で町としては、ジャンボ尾崎のこの騒動、紛争ですね、それに対して、民民のことではありますけれども何か対応をとる気はあるんですか。

これは行政が主導してそういう契約をさせていった、大変関与したという話を聞いておりますけれども、それは民民だから知らぬということなのか。あるいは地域の住民と関連して、町の発展を願って皆さんがそうした中で、行政が主導的立場にあったと聞いております。この一件に関してはどうですか。

○議長（伊藤博明君）　吉野助役。

○助役（吉野和美君）　ジャンボ尾崎の関係は、行政も関与しているのではないかというような今ご指摘でございますけれども、私の承知している範囲では、今の係争関係は、確かに民法上の契約文書の内容についての争いというふうに認識しております。それの解決ですね、民民の中に行政が、官が介入できるかどうかというふうな判断の中で、今までは側面から、場所提供とかある意味の連絡調整といいますか、そういったものをやってきたつもりでおりますが、なかなかこれは難しい問題だと思います。官が入ってどうこうというのは、契約条件の履行の問題ですのでなかなか難しいだろうと思います。

この辺は明確な答弁はできませんけれども、非常に官が介入するのは難しいだろう。側面からの、ある意味で住民のためにどうするかという部分が足らないというのであれば、それはそれなりに考えていくんですけれども、直接的には介入は難しいだろうというふうに私は認識しております。

○８番（瀧口義雄君）　民民の契約ですから当然の答えだと思いますけれども、側面という形でも行政がある程度介入していければ、地域の一つの活性化のためにやった問題で、今バブルが崩壊して佐藤工業と同じような形をたどって、逆の立場で住民が苦慮しているということなので、いろいろと行政でできることはやっていただければと思っています。

そういう中で、さきに触れましたけれども、議会が２年前に否決して、それから町長は住民投票をやった。そこで合併の意思を示したという中で１市５町が破綻した。それからいろいろと文書が出ていますけれども、破綻した後、行政としては紙一枚出して終わりになっている状

況ですが、今後この任意協議会に関して、協議会の方で報告はするという内容のものはありますけれども、御宿町として、住民説明会等々を今後開いていく気があるのか。また任意協を立ち上げたという意思がこの文書には出ておりますけれども、そういう形のものはとっていくのかということです。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　任意協議会につきましては、11日の会議を受けて広報等でもって住民に周知をする。そういう中で、任意協議会の協議の内容を見まして、法定協議会の立ち上げになる前にですね、住民説明会等も開ければというふうに考えております。

○８番（瀧口義雄君）　了解しました。法定協の前に、可能だったら住民説明会をするということで了解しておきます。

それと、いろいろと文書が出ておりますけれども、大本営発表に近いような文言の使い方もあります。正確を期していただきたいと思います。これは私の希望です。

次に、入札と契約の件ですけれども、大変微妙な話で、昨年ですか、今となっては一昨年になると思いますけれども、学校建設の設計に関して、要するにどうせ談合をやるんだから基本と実施を一緒にしちゃえという荒っぽい話をしましたけれども、現実にそういう形で、4,000万円が随意契約でいいのか、規約にあったからいいのかというのは別としても、なかなか不透明な面があると思っています。

そういう中で、ここでとやかく言うと大変難しい問題を引きずると思います。浅野議員が言われたように、この建設は最初で最後だと思う大きな事業です。透明性を持って臨んでいただきたいと思っています。ここで談合の話をしても、後は違う形になっていくのではないかと思っていますので、この件は今後の指名審査会ですか、その辺で透明性を持ってやっていただきたいという一言にかえさせていただきます。

以上です。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　それでは11時５分まで休憩します。

（午前１０時５３分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０７分）

◇　白　鳥　時　忠　君

○議長（伊藤博明君）　９番、白鳥時忠君、登壇の上ご質問願います。

（９番　白鳥時忠君　登壇）

○９番（白鳥時忠君）　９番、白鳥時忠です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより質問させていただきます。新人らしく、短く簡潔にいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

少子化が進む現在、我が御宿町でも子供たちの減少が深刻な問題であると思います。市町村合併にも見られるように、さまざまな統合問題がこれから出てくることと私は思います。

そんな中、一番影響を受けるのは子供たちではないでしょうか。大人は賛成、反対がある中で合意形成していきますが、子供たちの場合、望もうと望むまいと大人たちの出した結論に従わなければなりません。ただ、この御宿町を将来担っていくのは、だれでもない子供たちなのです。時代的な背景、さまざまな事情があると思いますが、いま一度子供たちの目線から、これからの御宿町を皆さんと一緒に考えていかなければならないと私は思います。

小学校の統合問題は、これから必ずこの問題が出てくると思いますし、私は早急に検討しなければならないと思います。そこで、この問題について二、三点質問させていただきます。

我が御宿町には、御宿、岩和田、布施と３つの小学校があり、地域性を生かした教育がされていると私は感じております。この３校について議論されていくと思いますが、統合する、しないの議論の前に、子供たちのメンタル的なケア、心の準備等、少しでも違和感のない形でさまざまな交流をしていく必要があると思われますが、今現在、３校の交流は行われているのか。これについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　白鳥議員のご質問にお答えいたします。

少子化が進む中、将来的に予想される小学校の統合問題に関連して、現在行われている小学校３校の交流の実態をお聞きしたいというご質問だと思います。

御宿町は、平成14年度から行政改革大綱におきまして、公共施設管理運営の合理化に関する教育施設の項で統合問題に触れておりまして、「子供たちにとって何が一番よい方法かを考えた場合、小学校統合も一つの選択肢であるが、地域の実情や住民の心情を十分に考慮して、合意を得る中で対応を図っていく。また、統合の前に、学校間における子供たちの触れ合いの場を各種行事において創造し、心の統合を図ることを先決とする。」と言っています。

これらの趣旨は、まさに議員のご質問に沿った内容であると考えるわけでございます。そこで、現在３校においてどのような交流が行われているかを、例を挙げてお答えいたします。

現在、町主催で、小学校５年生が中心となって行われるふれあい農業、春には３校合同の田植え、秋には合同の稲刈りを行っています。体験を通して、収穫の楽しさや農業のすばらしさを学ぶ共同学習です。

また、４年生以上を対象とした部活動のミニバス及びサッカー大会、特殊教育におきましては菜の花学級におきまして、校外への時には電車を使ってのイチゴ狩りなどの合同学習、またほかに、公民活動の一環としまして実施していますが、３校の６年生が合同で参加し、必要な知識・技能を身につけリーダーとしての資質を養う子供会のインリーダー講習会、また、これは数日前にＢ＆Ｇ体育館で年１回の合同発表会を終えたばかりでございますが、御宿・岩和田両保育所の年中・年長組、また小学校３校の１・２年生によりますリズム・アンド・ジュニア・スポーツ教室、この事業は毎週１回１時間程度ですが合同練習をしまして、リズム体操、機械体操などによって体力・知力を養っております。

また、新年度は布施小学校と岩和田小学校とでは、岩和田小学校の磯観察への布施小学校の参加、布施小学校での農業体験への岩和田小学校の参加、生活科でのミヤコタナゴの観察を初め、野草植物や自然生態の観察などの合同学習を行う予定であります。

また、合同の修学旅行も視野に入れて検討しております。

岩和田小学校と御宿小学校とでは、１・２年生生活科の町の探検、朝市探検などの合同学習を検討しています。

今後の方向といたしまして、町教育研究会の組織の一つに３小学校の交流活動検討委員会を設置しまして、可能な交流活動を組織的に教育活動の中に位置づけていきたいと考えております。

また、保護者対象の活動といたしましては、各小学校で年２回あります家庭教育学級について、そのうちの１回を合同で進めることも検討しています。

以上申し上げました内容で、御宿・岩和田・布施小、それぞれの地域の特性を生かした教育活動を行い実績を上げておりますが、同時にまた、同じ御宿町の子供であるという認識を高めることも重要であると考えております。今後さらに地域の融和、コミュニティ文化のよさを保持しつつ、保護者の皆さんも含めて、学校間における各種事業の共同化を進めていきたいと考えております。

このような過程の中で、統合問題については、今後保護者、町民の皆さんの気持ちを敏感に受けとめながらこの問題に対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○９番（白鳥時忠君）　ありがとうございました。いろいろな形での３校での交流が行われて

いるとのことですので、引き続き行っていただきたいと思います。

２点目ですが、住民からの要望で、子供を持つ保護者から学区外へ、例えば本来岩和田小学校へ入学されるはずの生徒さんが御宿小学校に通いたいと入学を希望された場合、町ではどういう対応をされているのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　ご質問の全般にわたりお答え申し上げます。

住民からの要望による区域外就学についてどのように対応するかということについてお答えいたします。

初めに、小中学校の通学区域制度に関する法的な背景といったものについて少しご説明させていただきます。

学校教育法施行令第５条におきましては、就学する学校の指定について、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が２校以上ある場合においては、」「就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」また、通学区域の設定について、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、あらかじめ通学区域を設定して、この通学区域に基づいて学校の指定を行わなければならないとしております。

御宿町は、このことに基づきまして、御宿町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を定めまして、通学区域を決めております。

御宿小学校の通学区域は、ご承知のとおり須賀、浜、久保、高山田、新町、六軒町、御宿台の各地区でございます。

岩和田小学校につきましては、通学区域は岩和田だけです。

また、中学校については御宿町全区域です。

布施小学校につきましては、布施学校組合立小学校の通学区域に関する規則におきまして、御宿町区域においては実谷、七本、上布施、大原町区域においては上布施、下布施と定めております。

また、学校教育法施行令第８条におきましては、就学する学校の変更つきまして、地理的な理由、身体的理由、いじめの対応など、相当の理由によって、通学区域内の学校とは別の学校へ通いたいという場合には、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会は指定を変更できるとしております。

また、平成９年１月に文部科学省からの通達におきまして、通学区域制度の弾力的運用ということでございますが、通学区域制度の運用に当たっては、各市町村教育委員会は地域の実情

に即して、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこととしております。

このようなことで、町教育委員会の方針としましては、就学する学校の変更や区域外就学については、児童生徒等の具体的な事情に即しまして相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認める方針で今まで対応してきております。そしてまた、今後もそのように対応していきたいと考えております。

ご参考までに、区域外就学及び指定校変更に関する現在行っている実情をちょっと申し上げます。簡単に申しますと、指定校の変更といいますのは、町内におきまして、例えば岩和田に住んでいる人が御宿小学校に上がりたいとか、御宿に住んでいる人が岩和田小学校に上がりたいとか、町内で学校を変更することを一応指定校の変更と言っておりますが、この方々が現在５名おります。

それと、区域外就学でございますが、例えば御宿町に住んでいる方が大原町とか勝浦市の学校に上がりたいとか、あるいは隣接の町に住んでいる方が御宿町の学校に上がりたいということにつきましては、御宿町に住んでいて他の町の学校に上がっている方が６名おります。隣接の町に住んでいて御宿町の小学校に上がっている方が３名おります。

以上でございます。

○９番（白鳥時忠君）　それはどういった状況ででしょうか。外から中、中から外、２つのケースを今言われたと思うんですけれども、例えばどういった状況があってそのようになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　文章的には、先ほど言いましたように非常に抽象的に相当な理由ということですが、具体的には、例えば家族の内部的な事情とかあるいは保護者のお勤めの関係とか、そういったことが何件かございます。

○９番（白鳥時忠君）　わかりました。

いろいろな検討、ご努力をされていることは今お聞きしましたが、今は非常に速いスピードで社会生活が変わっております。行政が計画を立てる前に住民に決断を迫られることもあるでしょう。ただし、今回の入学問題については予測できただろうと私は思うのですが、結果は後手後手に回ってしまったわけです。これについてはなぜでしょうか。これは町長にお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　私が答えさせていただきますが、今回の入学問題というご指摘は、

平成17年度の岩和田にお住まいの岩和田市に４名の方ということでよろしいですね。

（白鳥議員「はい」と呼ぶ）

○教育課長（石田義廣君）　先般４名の保護者が参りまして、その中で、平成17年４月に岩和田小学校に入学する子供が４名おります。男の子が１名で女の子が３名ということでございますが、この４名の方の保護者が先般教育委員会に見えまして、いろいろな事情の中で、４名一緒にですね、来年の４月に学校に上がるときは御宿小学校に上がりたいというご希望を伝えてきました。

当然、即答はいたしましせんでしたが、いろいろ内部で協議しまして、後ほどご返事申し上げますということでお答え申し上げましたが、先ほど私がお答え申し上げましたように、いろいろな事情の中で御宿町教育委員会の定例会を毎月１回行っておりますが、そういうところでもいろいろ協議をいただきました。今までの形でいきますと、この４名の方々については希望を受けざるを得ないと現時点では考えております。

○９番（白鳥時忠君）　わかりました。

町長にお聞きしたいのですが、教育について、子供たちの教育は大変重要だと思います。子供たちの教育についての町長のお考えをお聞かせいただきたいと思うのです。

○議長（伊藤博明君）　岩村教育長。

○教育長（岩村　實君）　教育分野を担っている立場で申し上げたいというように思います。

まず、御宿町の教育に係る施策でありますが、一つは、御宿町の基本構想が大前提にあります。その中で具体的な教育についてはいかがするかというようなことが幾つかあるわけであります。一つは学校教育に関して、もう一つは社会教育に関して、あとは一般的な、義務教育以外の幼児の教育を含めて、基本方針が出ておりますので、私どもとしては、それに基づいて教育施策を実行していくということでご理解いただきたいと思います。

○９番（白鳥時忠君）　ありがとうございます。

２回、町長への質問にこだわったわけですが、なぜかといいますと、これはトップのリーダーシップだと私は思います。職員の皆様にははっきり言って限界があります。やるもやらないもトップ次第、生きるも死ぬも。大げさだと思われるかもしれませんが、今回のことで言わせていただければ、子供たちの人格形成の土台の段階の非常に重要な問題です。親が自分の子供を考える気持ち、この気持ちにこたえるだけの愛情を持って検討していただきたいと私は思います。この問題に関してはここまでで終わりにしたいと思います。

もう一点、ちょっと変わりますが、御宿町は観光業が盛んな町だと私は思います。そういう

状況の中、観光業ですから土曜日、日曜日と休日を忙しく働いている親御さんも少なくはないと思います。小学生になってしまえば問題はないと思いますが、まだ手のかかる幼児に関して子育ては非常に大変だと思います。

そこでお聞きしたいのですが、日曜保育について町ではどのように思われるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤良雄君）　現在のところ、日曜日については保育をしておりませんが、通常の平日は午後６時30分まで時間外延長をしております。現在アンケートをとりまして、子育て支援計画の行動計画をこれから立てますが、その中で検討していく、そのような状況でございます。

○９番（白鳥時忠君）　ありがとうございました。日曜保育に関しては、ぜひともご検討をお願いいたしたいと思います。

最後に、これは私の要望になりますが、いろいろな予算が削減される現状ではありますが、子供たちの教育については寛大に、集中的に、そしてスピードを持って行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　ご苦労さまでございました。

白鳥議員に申し上げます。通告にない質問はこれからなるべく避けるようにしてください。

○９番（白鳥時忠君）　わかりました。

◇　石　井　芳　清　君

○議長（伊藤博明君）　続きまして、１番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（１番　石井芳清君　登壇）

○１番（石井芳清君）　１番。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

通告では大まかに分けて３点通告しておりますが、開議冒頭、教育長が午後から退席されるというようなお話も聞いておりますので、時間の都合上、最後の質問であります中学校問題から質問を始めさせていただきたいと思います。

大分多岐にわたりますので、一括質問で進めたいと思います。

この間、さまざまな委員会等でこれらの問題は既に協議され、答弁もあるかと思いますが、

本会議でございますので、ぜひその辺も含めまして詳細な答弁をいただきたいところでございます。ですから、質問の方は簡潔にさせていただきます。

まず、総額は幾らになるのか。それから財源構成について、年度ごとに事業内容とともに明らかにしていただきたいと思います。特に今、町民の皆さんが大変不満に思っていることにつきましてですが、起債の制限比率でありますね。公債費の推移とその占める割合。それから、総額にも関するわけでありますけれども、生徒１人当たりの標準建設単価との比較。これは近隣で同じようなものがあればそれとの比較、もしくは例えば１学年２学級ですか。そうした建設規模というふうに聞いておりますのでそうした規模での比較など、わかりやすい比較をいただければと思います。

次に、建設についてであります。建設時に予想される問題への対処方法ということでありますが、まず建設時の環境影響、予測される騒音、今は大分工事方法も進んでおりますので、具体的に何デシベル程度に抑えることが可能なのか。これは工事業者との契約業務などもあると思いますが、それを含めまして、現在取り入れる範囲はいかほどなのか。また、振動もたしか数値目標があるかと思いますが、具体的な数値でご答弁いただければと思います。そして資材の搬入方法、そして建設時どのようなケアがされるのか。その辺のことについて説明を受けたいと思います。

また、本年度から進むわけでありますけれども、平成19年度までですか、かなり長期にわたる建設計画というふうに聞いておりますが、この中で年次ごとに、具体的に教育環境の中でどのような制限を受けるのか、その制限にどのように対処にしていくのか、これらについてご説明いただきたいと思います。

４番目でありますけれども、具体的に工事はいつから始まるのか。１期工事が終了し、生徒が使用できるのは最短でいつごろになるのか、その辺についてもお示しいただきたいと思います。

それから、今度の計画の中では主に１階部分でありますか地域開放施設、これは後期の部分では体育館等の施設も地域の開放をこれまでもしておったかと思いますけれども、具体的に開放される施設ですね。それから、それらの運用方針、目的、各種既存施設との整合性が必要というふうに思いますが、これらについてどのように考えておられるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

次に、契約についてでありますが、これまで町内の榎本設計の行った事案と契約内容を具体的にお示しいただきたいと思います。

次に、これは仮定の話であります。私は、今の中学校の場所での一刻も早い改築を求めておる一人でありますが、仮に中学校を移転したといたしまして、その跡地はどのような計画が考えられるのか。一般論になりますが、それらの事業費用をどのように考えているのか。シミュレーションの１つとしてそういうことを考える必要があるかと思いますが、それについてもしあればお示しいただきたいと思います。

また、今回、中学校を22億円近い額で建設されるというお話も聞いておりますが、これが終わりまして、その次は小学校などの教育施設の改築計画があろうというふうに思います。具体的にそれはいつごろを予定されているのか。その辺につきましてもお示しいただきたいと思います。

とりあえずは以上でございます。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　石井議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、総額と財源構成について年度ごとに事業内容とともに明らかにということでございますが、当事業全体の計画内容について概要を申し上げます。

昨日校舎等建築に関する事業費をご承認いただきまして、ありがとうございました。

まず校舎の関係でございますが、平成16年度、17年度と継続事業で実施いたしまして、概算事業費といたしまして10億5,000万円、共同調理場につきまして、平成17年度を予定しておりますが、事業費としておよそ２億円、屋内運動場及び柔剣道場につきまして、平成19年度から20年度を予定しております。屋内運動場につきましてはおよそ６億円、柔剣道場につきましては１億6,000万円。

外構工事の関係でございますが、平成18年度及び20年度に予定いたしまして、合計いたしまして8,000万円。解体工事につきまして、平成17年度及び20年度に予定いたしますが、合計しまして7,500万円。備品購入につきまして、平成17年度及び20年度に予定いたしますが、合計して5,000万円。今後の設計委託及び工事管理等につきまして、合計いたしまして3,500万円ほどでございます。

この事業費を合わせますと、合計でおよそ22億5,000万円ほど想定いたします。これはあくまでも現時点におきます見込み、想定額でございますので、計画概要でございますので、ご理解をお願いいたします。計画を進めていく中で、財政所管とも綿密に協議した上で計画を進めていかなければならないと考えております。

また、財源構成につきましては、国庫負担金及び補助金につきまして３億6,000万円、起債

につきまして13億4,000万円、基金繰り入れをおよそ１億9,000万円、一般財源を４億1,000万円と想定しております。

次のご質問の内容ですが、起債あるいは起債制限比率、公債費推移とその占める割合はということでございますが、起債につきましては、義務教育施設整備事業債及びその他の起債を活用していきます。義務教育施設整備事業債につきましては、国庫負担金あるいは補助金の対象事業費から負担及び補助額を差し引いた額の75％を通常分といたしまして、また15％を財源の対策分といたしまして借り入れることになります。合わせまして90％借り入れます。

なお、通常分につきましてはその元利償還金について70％が、財源対策分については50％が、後年度に償還していく上で普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。

また、平成23年度が公債費のピークとなりますが、当年度におきます全体公債費に対する当改築事業公債費の占める割合はおよそ20％です。

起債計画につきましては、起債制限比率を上回らないように、また事業の遂行に当たって他の主要事業に大きな影響が出ないように、財政当局と協議を進めていきたいと思います。

次に、生徒１人当たりの標準建設単価と比較についてということでございますが、このことにつきましては、各学校におきます工事の実施単価というふうに振りかえてお答えさせていただきます。

事例を挙げて説明いたしますと、校舎建設費を整備する延べ床面積で除して見ますと次のとおりになります。

例えば丸山町丸山中学校は、現在建設を進めておりますが、事業費が10億8,000万円で、延べ床面積が4,500平方メートル、これを除してみますと１平方メートル当たりの単価が23万3,000円です。ちなみに生徒数は177名でございます。御宿中学校に規模が非常に近くございます。

大多喜町にあります老川小学校は、事業費が６億5,000万円で、延べ床面積が1,953平方メートル、これは実施単価が33万2,000円になります。生徒数は59名です。

勝浦市の郁文小学校は、事業費が５億4,000万円、延べ床面積が2,396平方メートル、実施単価が22万5,000円です。生徒数は70名です。

光町の中学校は、校舎建築に対しまして14億3,000万円、延べ床面積が5,631平方メートル、実施単価が25万3,000円、生徒数が365名です。

御宿中学校につきましては10億5,000万円、延べ床面積は4,600平方メートルを想定しております。実施単価が21万6,000円で、生徒数が163名でございます。

次に、建設に関しましてでございますが、①と②は非常に内容が類似しておりますので、一括してお答えしたいと思います。

建設時の環境影響、予測される騒音、振動、資材搬入、建設ということでございますが、予測される騒音はくい工事、土工事を初めとします重機の駆動音やコンクリート打設のポンプ等が想定されます。これらに関しましては、この騒音は通常の建設工事範囲内であると考えられますが、周辺への環境影響を十分配慮し、低騒音・低振動タイプの重機利用を基本として建設工事を行います。

また、車両の出入りが多い工事時期は、安全管理を考慮しガードマンを完備いたします。運転手には、騒音等に十分配慮し制限速度を守る運転を徹底させていきたいと思います。

騒音及び振動につきましては、御宿町はその規制区域の指定を受けておりませんが、中学校周辺地域につきましては、近い将来都市計画を想定しますと都市計画におきます第一種住居区域となる予定となっておりますが、その区域内の事業所より発する騒音につきましては55デシベル以下、振動につきましては60デシベル以下という基準を守って工事を進めていきたいと考えております。

また、騒音問題に関しましては、建築基準法におきましても特殊工事に係ります騒音規制がかけられておりますので、その基準を遵守する中で工事を進めていきたいと考えております。

また、工事範囲の仮囲いに関しましては、高さ３メートルの鋼板タイプの囲いを設置いたしまして、工事ヤードへの関係者以外の立ち入りを禁止し、事故のないよう細心の注意を払っていきたいと考えております。

次に、教育環境で具体的に制限を受ける内容と対象方法を年次ごとにということでございますが、工事期間の平成16年度から最終年度であります20年度までについて４期に分けてご説明いたしますと、第１期工事を平成16年７月から平成17年12月、これは新校舎の建設時ということでございますが、このときには現在のテニスコート３面、部室が撤去されます。同時に、野球場及びグラウンドのおよそ半分が工事ヤードとなります。したがいまして、体育の授業や部活動が一部制限されます。また、正門側からの出入りは工事車両の動線と重なるため、生徒の登下校は町道側とすることが安全であると考えております。

第２期工事につきましては、平成18年１月から平成18年６月の間でございますが、旧校舎の解体、テニコート整備、新校舎周囲外構工事についてで、この時期については卓球場及びグラウンドの一部が使用できないこととなります。

第３期工事は、平成19年４月から平成20年３月の間でございますが、新しい屋内運動場、

柔剣道場の建設時におきましてはグラウンド及び野球場の一部が使用できません。

第４期工事は、平成20年４月から平成20年12月ですが、旧屋内運動場、柔剣道場の解体工事については、同じくグラウンド及び野球場の一部が利用できないと考えられます。

総じまして一貫して言えますことは、工事期間中はグラウンド及び野球場の使用が制限されますので、町営グラウンドやテニスコートなど他の施設の活用について、一般的に利用される皆さんとの整合性を図るため、あらかじめ計画を立てまして工事を施行していきたいと考えております。

具体的に工事がいつから始まり、１期工事が終了し、生徒が使用できるのは最短でいつごろかというご質問ですが、工事の発注につきましては、本年７月ころを予定いたしております。平成17年12月の校舎完成を目標といたします。予定どおり工事が完了すれば、平成18年１月から生徒が新校舎に入ることが可能となります。

次に、地域開放施設ということで、具体的に開放される施設、運用方針、目的、各種既存施設との整合性はということでございますが、地域開放施設といたしましては、コンピューター施設、会議室、視聴覚室、地域開放多目的室と、屋内運動場あるいはグラウンドを想定しております。

これらの開放施設につきまして、基本的には学校教育において生徒が中心に利用いたしますが、地域の皆さんの利用についてはマニュアル等を作成の上、支障のないよう運用していきたいと考えております。

また、施設利用につきましては、公民館あるいはＢ＆Ｇ施設などとの整合性につきまして、生涯学習計画を作成し、有効な利活用を図っていきたいと考えております。

地域開放施設については、言うまでもなく、基本的には学校教育のため生徒が使用することが中心となりますが、一方、地域・家庭・学校の連携の場として考えていきたいと考えております。

次に、契約についてということでございますが、これまで町内の榎本設計の行った事案と契約内容ということでございます。事案と契約内容について、ここ十数年の実績は次のとおりでございます。

昭和63年７月に、月の沙漠記念館の新築設計委託業務750万円、これに関します工事監理費について241万2,000円ということでございます。次に平成２年８月に、当役場庁舎新築設計委託業務7,570万5,000円、これに関します第１期監理委託業務ということで1,318万6,000円ということでございます。平成７年８月、御宿小学校排水衛生設備及びトイレ改修設計という

ことで442万9,000円ということでございます。平成８年９月、御宿中学校校舎耐震診断業務及び御宿町学校定期報告書の作成業務ということで149万7,000円ということでございます。

次に平成10年11月、御宿小学校耐力度調査委託業務210万円です。平成10年11月、御宿中学校耐力度調査委託業務260万円でございます。平成11年９月、同じく御宿中学校耐力度調査委託業務714万円でございます。

このほかに、公共施設につきましては御宿町公民館、歴史民俗資料館あるいは岩和田保育所、岩和田小学校体育館などの設計業務を行っております。

今後の工事の発注の仕方や工事契約の具体的方法などにつきましては、これから協議して進めていきたいと考えております。

次に、仮に中学校を移転したといたしまして跡地はどのような計画が考えられるのかということでございますが、仮にということでございますが、現在の中学校敷地に中学校を改築する考えでおりますので、仮説については申し上げかねます。ただ参考までに、現在の施設の維持管理費につきましては、光熱水費や各種委託料などで年間およそ1,000万円ほどの経費がかかっております。施設の修繕費や工事費は別途でございます。

次に、小学校の改築計画ということでございますが、文部科学省では、公立文教施設である校舎など、補助事業等により取得した財産の処分期間を47年と定めております。千葉県もこれに準じまして平成11年度に、建物の耐用年数の変更についてということを定めまして、学校校舎体育館など鉄筋コンクリート構造物について、その建物の耐用年数については今まで60年であったものを改正いたしまして47年としております。

このようなことから、小学校の改築予定時期につきましては、建築後47年を一つの目安としたいと考えております。当然のことながら、時期が近くなってきたときには耐震調査などを行い、その結果により方針を出していくことになろうかと思います。

各小学校の建築年度に照合してみますと、御宿小学校は昭和42年に校舎を建築しておりますので、これに47年を経過するということになりますと平成26年でございます。また、岩和田小学校につきましては、一番古いといいますか一番奥の校舎が昭和34年の建築でございます。これに47年をプラスしてみますと平成18年になります。布施小学校につきましては、昭和48年建築でございますから、47年経過しますと平成32年ということになります。

この中で、岩和田小学校につきましては平成18年ということでございますので、３カ年実施計画に耐震調査費を盛り込みまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○１番（石井芳清君）　幾つかありますが、１つは起債関係でありますが、これについてもう少し細かい説明を受けたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　起債の関係ということでございますが、今現在、全体事業が想定されているというような段階でございまして、国の三位一体、また地方財政計画等の動向によってはまた変わってくるのではないかというようなことも考えられるわけでございます。

今、年次の割合での事業費に対しての借り入れということで作成してみますと、先ほども教育課長からお話がございましたが、公債費については平成23年度がピークということで、これが約19.1％ぐらいになろうかと思います。そして起債制限比率ということでございますが、この起債制限比率につきましては、交付税に算入される部分が多いというようなこともございまして、公債費が19％になっても起債制限比率は16％台でおさまるというようなことが考えられます。

また、公債費比率につきましては、20％を超えると一部の起債が制限されるというような状況でございますが、今はそこまではいかないというふうに考えております。

○１番（石井芳清君）　なかなか厳しい状況ですけれども、これまでの通常の財政運用の範囲内での起債ができるということでよろしいわけですね。最後に確認します。いいですか。

（綱島総務課長「はい」と呼ぶ）

○１番（石井芳清君）　わかりました。

幾つかありますが、もう一つは、建設時の環境影響の中で騒音、振動があるわけでありますが、この辺はいろいろな法関係の中で騒音が55デシベル、振動が60デシベルというような具体的な言及がありましたが、こうしたものを今後の契約の中に具体的に入れていくような考えというのはどうなんでしょうか。もっと厳しい内容ですね。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　環境基準といいますか、周辺環境の影響は非常に重要なことでありますので、ご指摘いただきましたが、できるだけ前向きな形で検討していきたいと思います。

○１番（石井芳清君）　それから工事関係でありますけれども、業者については、環境問題も含めましてＩＳＯですね、こうしたものをクリアしているところは大変多うございます。これは、その後の例えば撤去したものの処理方法、エネルギー問題、環境問題を含めましてそうしたものがあるわけでありますけれども、やはりこうしたものをきちんと取得しているということも非常に大事だろうと思うんです。今言いましたような騒音問題も、当然その中でクリアさ

れるべきだと思いますが、こうしたものについて。

　それから今の騒音関係では、今回の改築計画の中で仮校舎ですね、プレハブはつくらないで既存の校舎のまま生徒を移動させるというようなご計画のようであります。この間の説明会の中でも住民の方から質問がありましたが、仮校舎と今の施設、教室はどちらが安全性があるんでしょうか。ここら辺があのときも明確になっておらなかったので、その辺は――金額の面はありますよ、プレハブを借りますとお金がかかりますからね。そうした面もあるわけですけれども、安全性の問題で、要するに教育環境の面ではどうなんでしょうか。どちらがどうなのかその辺についての検討はされたんでしょうか。その辺についてもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　ご指摘のとおり、１点目は、第一義的には費用の比較があったわけでございますが、安全面につきましては、例えば仮設校舎を建設いたしましても当然建築基準法にのっとった形で建設されますので、十分な安全はあると思います。また、既設校舎に関しましては、前にもお答えしたことがございますが、新しい工事の振動等によって壁がはがれ落ちるとか、そういう実情にはないと理解しておりますので、これは設計者の考えでもありますが、工事は順調に進めることができると思います。

○１番（石井芳清君）　工事契約は。

○議長（伊藤博明君）　教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　工事契約の方法とかそういうことですか。

○１番（石井芳清君）　工事業者は今、ＩＳＯを取られて環境関係に非常に努力されている企業が大変多いわけです。ですから取得した業者というのは、今申し上げた問題を含めまして、それから環境問題を含めまして対応がとれるというふうに思いますので、契約の内容にそうした文言を入れていくのか入れていかないのかということも大事だろうと思うんですが、その辺についてはどのように考えておるんでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　環境に関するいろいろな件につきましては、予想以上に非常に厳しく今はなっていると思います。そういう中で、例えば壊した廃材をどうするかとか、そういうことはきちんと各関係法律の中で規定されておりますので、当然のことながら、そういう法律を遵守した中でこのことを進めていくということでございます。

○１番（石井芳清君）　ＩＳＯ14001というような規格もあるわけでございますけれども、そ

うしたものをきちんと取った業者というのは最低の条件ではないかと今は思われるんです。これから契約を検討されると思いますので、ぜひその辺もきちんと検討されて、また契約は契約で多分議会に提案をいただくというふうに思いますので、そうした文言についてもきちんと対応がとれるような契約にしていただきたいというふうに思います。その辺についてもぜひ勉強いただきたいというふうに思います。

それから、教育環境で具体的に制限を受けるということでありますが、大変長いんですね。平成16、17、18、19、20年と５年間ですか。これは本来だったらもっと短い間に、３年ぐらいじゃないですかね。私は、今回の中学校の建設というのは遅過ぎたというふうに言わざるを得ないと思うんです。そういう面でも、今後小学校等もあると思いますので、具体的な、きちんと計画的な対応をお願いしたいと思います。

それから、そういう面では今課長の方も言われましたが体育施設ですね。Ｂ＆Ｇ体育館というようなお話もされましたが、ただ、その中ではなかなか対応がとりにくい部分もあると思います。本町はなかなか広いところがないわけでありますけれども、例えば須賀の多目的広場でありますとか、それから御宿台公園ですか、これは先般消防の操法大会も開かれて大分整備されたやに聞きますが、こうしたところもあると思います。また、ちょっと遠くなりますが、資材等の運搬などもあるというふうに思いますので、そういう面もきちんとした対応をなるべくとっていただけるような細かい打ち合わせをしていただきながら、大変厳しい中ではありますけれども、十分な教育環境の中でこの５年間子供たちが過ごしていただけるように配慮を願いたいと思うんですが、その辺について再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　ご指摘いただきましたとおり、各関係所管とも協議した中で、教育学習環境を整えていきたいと考えております。

○議長（伊藤博明君）　これより午後１時まで休憩いたします。

（午後１２時００分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（伊藤博明君）　１番、石井芳清君、再度登壇の上ご質問願います。

（１番　石井芳清君　登壇）

○１番（石井芳清君）　それでは、午前中に引き続きまして、中学校問題についてもう何点か質問を続けさせていただきたいと思います。

次に、地域開放施設についてでありますが、先ほどの答弁の中で、生涯学習計画を策定するというようなお話をいただきました。本来ならば、そういうものが策定された中で建築に入っていくというのが当然の順序だというふうに思いますが、それはいつごろまでに策定されるのか。

それから、特に地域開放施設は、私も先般こうしたものの視察もさせていただきましたが、管理面におきましては大分苦労されているところが多いように聞きます。ぜひ、教員の皆さんにそういう面での負担をかけないような形できちんと対応をとっていただきたいというふうに思います。そのことについて。

それから契約についてでありますが、先ほどのご説明を聞きますと、何か御宿町の専属設計業者じゃないかとちょっと聞き間違えるような感じがいたすわけでありますが、例えば今回の契約について、これは先般の議会でもご報告があったかと思いますが、こうした事案に関しまして、県内にどれだけ類似業者があるかということのご紹介もいただければと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田課長。

○教育課長（石田義廣君）　お答え申し上げます。

初めに、生涯学習計画について、いつごろにまでに策定するのかということでありますが、平成16年度になりまして早い段階で検討したいと思います。遅くとも16年度中には対応を考えたいと思います。

また、地域開放施設に関する管理面につきましては、御宿中学校の現状につきまして把握しているところは、現在、先生方が日直制で朝夕の管理をしているというようなことを伺っておりますので、この辺ですね、管理については、やはり現場の先生方を中心に協議を進めていきたいと考えております。

また、設計関係に関する会社の数ということでございますが、一応企画財政課においては２年１回、指名参加願を登録していただいておりますが、県内の業者に……

（石井議員「県内じゃなくてもいいです。町の登録されている業者数でも結構です」と呼ぶ）

○教育課長（石田義廣君）　そうですか。設計などについては、ある程度の規模以上の会社については六十数社ということを伺っております。

○１番（石井芳清君）　わかりました。

では、最後の中学校建設に望むことということで幾つかですが、一つは、今回は当然のことながらバリアフリーでの設計になっているというふうに思います。そういう面では、この間の資料館の問題ではありませんが、そうした心配りですね、そうした設計になっているのか。

もう一点でありますけれども、アレルギーの子供たちが非常に多いのが現状でございます。また、情緒不安定の子供たちも多いのが実情でございます。こうした子供たちに本当に適切な措置がとれるのかどうか。給食センターですか、そうしたものの設計等にもこれから入っていかれるというふうに思うわけでありますが、先般も御宿保育園に参りましたところ、一人一人の子供たちに対しまして非常にきめ細かな対応をとっているということもわかりました。ぜひそうしたことができる教育施設であってほしい、そういう中学校であってほしいというふうに思うわけであります。そういうことになれば他町からも、ぜひそういうことならば御宿中学校に上げたい、こういう父兄が出てきても私は不思議ではないというふうに思うわけであります。

それと、もう一点、金額の問題でありますが、これもこの間の御宿町の大きな工事を見てみますとどうしてもかなりの額ですね。２割、３割、５割とふえていった経過も過去にあったやに思いますが、先ほどの財政運営の中でも、非常にぎりぎりの財政運営をされているというふうに思うわけであります。そういう中ではこれ以上の張り出しはないというふうに思うわけでありますが、これは町長の方にお聞きしたいと思いますけれども、総額がこれから20億円、30億円と膨らむことがないよう、その辺のところはきちっと手綱を締めていただきたいというふうに思います。

また、契約の努力で、こうしたものもまだまだ軽減できる可能性も残されているやに思いますので、その辺も含めまして、町長といたしましてどういう中学校をつくっていくのかですね、そういう抱負があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　まだ設計が最終的にはきちっと固まっておりませんが、学校建設委員会と共同いたしまして、私としてはよりよい、そして皆さん方にこれはよかったなと言われるような中学校の建設をしていきたい、そのように考えています。

○１番（石井芳清君）　総額についてはどういうふうに考えますか。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　今の時点では申し上げられませんけれども、総じて設計金額が増にならないようにという考えで、そういう気持ちで発注もしていきたいし、その後の学校を建設している最中にでも時間があれば顔を出して、増にならないようなそういう方法を講じていきた

い、このように考えています。

○１番（石井芳清君）　わかりました。細かなところはあろうかと思いますけれども、大変大きな額を占める金額でありますので、十分な配慮をいただきたいというふうに思います。

それでは次に移ります。戻りまして、合併問題ついて質問させていただきます。

幾つか前段者にお答えいただいているとは思いますが、まず１市５町の法定協議会、その総括について伺いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　１市５町の法定協議会の総括ということでございますが、12月の定例議会におきましても議員の質問にお答えしておりますけれども、法定協議会での協議の結果が御宿町にとってどうであったかということを各部会、分科会に参加した職員に精査し、今後の参考にするように指示はしております。

また、新市建設計画の特例債事業や議員の身分等につきましては最終的なまとめはできませんでしたけれども、町といたしましては、町有財産の取り扱いや旧町名の扱い、また主要な事務事業などの合併協議にあっては、事前提案された内容について、協議会委員はもちろんのこと、町議会や行政の庁内検討連絡調整会議等での意見調整を行って臨んでいたということから、御宿町の動向についてはおおむね反映されていたというような認識をしております。

しかし、事務につきましては、安易にサービスは高く負担は低くではなく、新市となった場合の将来の行財政の健全化を見据えた住民サービスと受益者負担のあり方についても、さらに慎重な議論が必要ではなかったかと思います。また、新市建設計画の特例債事業につきましても、各町類似した施設をつくるよりも、地方分権や少子高齢化に備えまして、新市の財政基盤の充実が図れるような政策、事業にもっと投資する必要があったかなというようなことを考えております。

○１番（石井芳清君）　わかりました。総括ということでお聞きいたしました。

次に移りますが、１市５町の協議を踏まえ、町長は、５町で任意協を立ち上げるということで既に意思をお示しになっておりますが、今後どのようなビジョンを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　１市５町の協議を踏まえどのようなビジョンを考えているのかというご質問でございますが、１日に、私は、市町村合併における任意協議会の参加について意思表明をさせていただきました。

町村は、現在までの歴史的経緯、文化・風土や自然的・地理的な条件等を異にしつつ、基礎的自治体としてその地方の役割を担ってきました。合併は、その基礎的自治体としての市町村の枠組みを変更し、さらに住民生活と密着した行政の運営上、将来にわたり大きな影響を及ぼすものであり、住民自治の根幹にかかわってきます。

今回の合併は、昭和の合併以来半世紀を迎えての大きな意義ある節目と考えます。合併問題はより多くの難題・課題があり、他動的な要因が多く、想定外の事態や時間の流れとともに一層複雑化してまいります。合併で広域化することにより、町民の皆様あるいは後世の人たちにいかに夢と希望を、そして心配のない合併を実現するかにあると思います。

地方分権一括法が平成12年４月に施行されたことに伴い、地方分権が本格的に歩み始めました。さらに少子高齢化社会、高齢化率県下一、多様化する行政需要や電子行政の推進なども加わり、保健福祉環境など、住民に身近な事務を担う市町村の役割はますます需要が多くなり、21世紀は地方の時代と言われております。この地方の時代に的確に対処しつつ、国・地方の厳しい財政下において行政サービスの維持・向上を図るためにも、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、合併によってその規模や能力の強化を図ることが、地方行政上構造改革を進める上でも極めて重要であると考えます。

これらのことから、福祉や教育、そして日常生活の安全面の確保など、何にも増して最優先しなければならないと思います。道路改良や各施設の補修など、なかなか希望どおりに実行できない、我慢していただかねばならないことが年々増加しておると思いますが、住民の皆さんの負担をできる限り抑えながら、町政の運営を図っていきたいと考えております。

○１番（石井芳清君）　わかりました。今町長が、希望ある、不安のないまちづくり、また地方分権の中で高齢化、また財政基盤の強化が必要だというようなお話をされましたが、これまで我々が説明を受けた中では、今回の合併による効果が出るのはおよそ30万人以上の市ではないかというふうに言われております。

今回の合併は任意ではありますが、人口が６万人強と言われております。10万人以下でも、10年後には大幅な交付税の削減が見込まれるわけであります。そうした中で本当に住民の暮らしをよくしてほしい、そうしたものになるのかどうか、この見きわめが非常に大切だろうというふうに思います。そのためにも、何度か既に質疑もされておりますが、この任意の中で今言ったようなものが十分きちんと議論される、これが大事だろうというふうに思います。

そういう意味におきまして、先ほども述べましたが、それが密室の中で行われるということはどうなんでしょうか。これはきちんともう一度話し合われて、４月８日ですか、２回目の会

議が開かれるということでありますから、その席できちんとその辺は明らかにしていただきたい。

もう一つは、先ほど助役が答弁されておりましたが、事前提案制ですか、そうしたものもぜひとっていただきながら、きちんと住民にも、今後のまちづくりはどうあるべきかという材料を提起していただきたい。その中でこそ本当のまちづくり――それを今町長は合併というようなお話をされましたが、できるのではないかと考えるものであります。

それからもう一点でありますが、先ほども質問されておりましたが、今回５町を選択されたわけでありますが、我々議会は、ご承知のとおり住民懇談会などを開きまして、住民の皆さんの声を聞きながらさまざまな研鑽を重ねてきたわけであります。翻って町は、各執行機関がございます、予算もございます、そうした中でこの間どのようなことをされてきたのでしょうか、今度の選択に当たりまして。この間の意思表明の中でも、議会に協議をお願いしますと、それは結構です。我々の中ではとるべきことをやってきたわけです。町としてはどういうことをやってこられたのかですね。先ほどの質疑の中でも不明確でありましたので、再度その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　議員の皆様方には、住民懇談会を回数開いていただきまして、大変お骨折りをいただきましてありがとうございます。私としては、新年会等、またその他の会合に呼ばれましてその席で皆さん方の意見を聞いた、こういうことでありまして、その大方の意見は５町が多かったということはこの前も申し上げたとおりでございます。

○１番（石井芳清君）　その範囲であったということなんでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　先ほどの任意協議会の会議の公開というようなことだと思いますが、任意協議会の中で11日にお話し合いされた中では、一応任意協議会の中では非公開と。そして終わった時点で、決定された事項について記者会見で発表するというようなことでございました。

それと事前提案については、今までの１市５町の協議の過程を踏まえまして、やはり事前提案されたものを事前に協議するということが必要かと思いますので、私どももそのような方法ができるように会議の中でも要望していきたい、このように考えます。

○１番（石井芳清君）　それは事務方でしょうけれども、町としても――町長、議長、副議長だったと思いますが、町としてもその考えでよろしいんでしょうか。

（綱島総務課長「はい」と呼ぶ）

○１番（石井芳清君）　わかりました。意思決定については、そうした政治姿勢であったということでございますので、承っておきたいと思います。

時間もございませんので、次へ移ります。

人口増政策の具体化をということでありますが、これは町総合計画の中にも９ページでありますか、目標年次の平成24年では１万人を超えるものと想定いたしますということで総合計画が立案されておるわけであります。この当時私は、果たして１万人にできるのかという部分での質疑をしたかと思いますが、逆にこうした中では、１万人に何としてもしなくてはいけないというふうに思うんです。

そういう中で、この間も質疑されて答弁もいただいておりますが、５点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

まずは、御宿台には四者協定がありますね。今後の計画について伺いたいと思います。また、町内の遊休地、特に町有地の活用、それから空き家の活用。特に御宿町は町有地が多うございます。そうした中で、若者世代に非常に安価な形で定着を願うということは必要な施策だろうと思います。ぜひご検討いただきたいというふうに思います。また、そういう面では結婚の問題もございますし、Ｕターン・Ｊターンもございます。

こうしたものに対してどういう施策をとっていくのか。既に幾つかは具体化されておるかと思います。雇用、産業面などについてもお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　吉野助役。

○助役（吉野和美君）　それでは、ご質問の１番目、２番目ですか、四者協定云々という形のところで私からお答えさせていただきます。

人口増加対策は、ご承知のとおり、少子高齢化が著しい当町にとりまして重要かつ根本的な問題でございます。また、人口増加の考え方といたしましては、若年人口の流出をいかに抑制するかということと、新たな定住人口をどのように増加させるかという、この２点が重要な問題だと思います。

ご質問の御宿台の住宅開発は、あの当時ＡＢＣというふうな地区がございましたけれども、そのうちのＢ地区が主でございますが、過疎化が進む夷隅地域の活性化のために千葉県、民間企業、地元自治体の協定によって昭和40年代半ばから計画され、多くの地主、関係者のご協力・ご尽力によりまして、夷隅地区開発事業Ｂ地区として開発が進められまして、現在およそ400区画の販売を残すだけとなったと聞いております。山林原野が宅地となりまして住宅が建

設され、町の固定資産税等収入が増加いたしました。

しかしながら、定住人口の増加や区域内施設での地元雇用という当初の目的は、十分に達成されたとは言いがたい部分もございます。

次は人口増加施策として、御宿台の開発と、町有地の活用を２点目に挙げてございますけれども、町が主体となって宅地開発を行うことは、現在の経済状況、また昨年ですか、開発協会もいろいろな状況の中で解散したという中にあっては、町が事業主体で宅地開発を行うというのは現在考えられませんので、御宿台の住宅地に定住していただくことが大事ではなかろうかと、かように思っております。

このことは、一民間企業を支援するということではなくて、定住人口の増加あるいはまた区域内施設の地元雇用という夷隅地区開発事業の原点に立ち返りまして、具体的な計画のない事業用地あるいは店舗誘致のサービスヤードの活用方法などについて、行政や町の関係団体が参加しての協議の場を設けるよう企業に提案しております。

企業側も、マスメディア中心の宣伝広告に加えまして、地域や住民との交流などを今後推進していくという考えもあるということでございます。町側との協議につきましては前向きな姿勢がありました。したがいまして、話し合いの中で町と企業がお互い協力できることは協力し合って、定住、雇用という目的を達成できるよう努力してまいりたいと考えます。

２点目でございますが、町有財産を若い世代に云々というご質問でございました。この関係は、現在町有地につきましては、新たな貸し付けではなくて、貸し付けている財産についてはですね、支障のない範囲で処分するということを基本に考えております。確かに若い世代の住宅用地として貸し付けを希望する方が、何軒かは問い合わせがあったというふうに聞いておりますけれども、貸付価格は別にいたしまして、実際問題として住宅用地として可能な土地は、いわゆる町有地は、既にある意味ではそれぞれに住宅用地として利用できるようなところはほとんど貸し付けになっていまして、更地で今住宅用地にするというようなところは、実際問題ないんですね。そういうことから考えまして、新たな宅地造成という部分は現状では考えられないのかなと、かように思っています。

そういうことで、雇用問題とか人口増の問題はなかなか難しいものがありまして、確かに総合計画、都市計画の中でも想定人口をしておりますが、刻々と変わる経済情勢等も踏まえながら、なかなか計画どおりには進まないというのが現状でございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○１番（石井芳清君）　時間も押しておりますので、御宿台の方でありますが、これつきまし

ては、バスでありますとか駅前の改修工事等ですね、御宿町もかなり努力して整備をしているわけであります。そういう面におきまして、これから本当に対等な立場でまちづくりをどうするのかといった中で、非常に大きなウエートを占めているわけであります。幸いそうしたパイプもあるということでありますし、区もございます。住民とともに今後の御宿台をどうするのか、建築協定ももうすぐ切れるというお話もありますので、今後どうするのかということが大変切迫した時期に来ているだろうと思います。そういう面では、御宿町としていかにあるべきかという基本路線に立ち返って対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、町有地の問題でありますがもう一つは、今実際に借りられている方が多いのは実情だと思いますが、ただ、子供たちが町外に出ておってその期間ちょっとあくというような事態もあろうと思います。こうした問題もあって、今使っていないものは返すような契約になっておったと思いますが、こうした問題を踏まえましてもう少しきちんとした対応を、先ほど前段では当面考える余地はないような話もありましたが、その辺のところは要綱で整備できると思うんですね。こうした財産をどうしていくのか。それから、引き続き御宿町に住みたいという条件がありながら、それを最初から絶つということはいかがなものかと思うんです。

こうした問題も踏まえまして、合併問題が起きているわけでありますが、１年のスパンの中ではあります。これはどうなるかわかりませんが、私は今回の当初予算の反対討論の中でも述べましたが、必要なものについては緊急に整備をしていくことが必要だろうというふうに思います。それでこそ、これまでの御宿町のさまざまな財産が本当に生かされるというふうに思うわけであります。

それを最後に申し上げさせていただきまして、一般質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　ご苦労さまでした。

◇　川　城　達　也　君

○議長（伊藤博明君）　続きまして、６番、川城達也君、登壇の上ご質問願います。

（６番　川城達也君　登壇）

○６番（川城達也君）　それでは、伊藤議長のご許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

６番、川城達也でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、浜海水浴場付近飛砂対策事業についてでありますが、この事業対象区域は、御宿町域の中にありながらも、その管轄は国土交通省であり、千葉県が管理をしている。よって、

当該地区内における土木事業の事業主体は千葉県であり、具体的には、県の出張所である大原土木事務所によって事業の執行がなされます。

また、事業予算等の審議は千葉県議会において行われ、承認を経ているはずであり、我々の代表であるところの県議会議員の採決を経た時点で、法的な手続に関しましてはひとまず完了しているものと理解しております。

したがいまして、この事業をめぐる住民と行政との関係を簡単に整理するならば、御宿町の浜海岸付近に居住する千葉県民の要望に基づいて、行政執行機関としての千葉県が、千葉県民の代表であるところの千葉県議会の承認を経てとり行った事業が、今般の浜海水浴場付近飛砂対策事業であると理解してよろしいかと思います。

海岸地域の飛砂問題は、それに直面している住民にとっては非常に大きな問題であり、近年その深刻度が増しているとも聞き及びます。また一方で、美しい御宿の砂浜に深い愛着を感じる心の視点に立てば、それはたとえわずかな土木工事であっても、できることならば、自然環境には手を加えてほしくない、そういう主張も十分理解できるところであります。

さまざまな人々のさまざまな事情と価値観とが交錯する中、１つの事業を実現していくのは並大抵のことではありませんが、もしも御宿町が事業主体であるような土木建設事業であれば、予算審議も御宿町議会で行われるわけですから、地元の事情に通じた議員によるそれなりの意見調整等、事業内容の改善が期待できます。しかしながら、事業主体が千葉県ということになると、事業がどの程度まで練り上げられているのか、残念ながら私には見当もつかないといったところでございます。

今般の飛砂対策事業に対しましては、若干の戸惑いを感じた町民の方々もいらっしゃるようでございます。既に執行されている事業ではありますが、事業の発案から実施に至る一連の流れについて、御宿町としてどのようにかかわってきたのか、改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　藤原建設水道課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　まず、ご質問の事業化までの経過をご説明いたします。

飛砂対策事業区域は、議員もご承知のとおり、数年前は海浜植物が砂浜に植生していたため飛砂被害はなく、ここ数年来の環境変化に伴い海浜植物が死滅し、御宿町海岸特有の白く軽い砂がむき出しとなっていた状況でした。そのため、少しの南風等の影響でも砂が一面に舞い上がり、公共施設は町で片づけ、民家については地域住民が砂の片づけを行っていました。しかし、環境は年々悪化をたどり、地域住民は屋根の雨どいに詰まった砂は雨どいの一部を切断し

て片づけるなどし、いつ降り積もるかわからない砂の被害に対し大変不安な生活を過ごし、特に高齢者世帯では、砂片づけの労働力不足や多大な費用を課せられてきたということでした。

このような状況の中、須賀・浜区から町へ飛砂防止対策の要望書が出され、県において計画の図案を作成し、県と町、一部の住民で海浜植物の復元を含めた話し合いを行い、事業化に当たっては関係住民を集め事業説明を行い実施し、住民の同意により事業が進められたことをご理解ください。

事業内容は、植生を図るため、既存の砂では保水力が低いことから植生後の土を入れかえる必要があり、県も財政状況が厳しい中、県の平成16年度予算が不確定であり、新たに入れかえ用の土を購入するより、地域の実情を考えると早期に着工する必要があり、道路改良の土を利用したものです。

今後の植生等は、平成16年度予算の配分状況が不明なことから、現時点では植生の時期についてはお答えできませんが、この３月11日の強風または昨日の強風では、岩和田海岸においては砂被害があり、昨晩も緊急的に道路の砂片づけを実施しましたが、現在、当地域の飛砂による被害は出ていないという状況です。

このようなことから、町は、県が所掌している部分の住民とのパイプ役ということを考えております。

○６番（川城達也君）　わかりました。

住民の方から、海岸には海ガメが卵を産む場所があると、そういったあたりのことは大丈夫かといったような反応があったんですけれども、そのあたりはどうなっていますでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　実は１月25日の日曜日ですが、砂の被害を受けている直接の住民がたまたま集まっていましたので、その中におった10名の方に確認したんですが、過去には確かにカメの産卵があったということは確認している、しかし、ここ数年はカメの産卵はなかったと思うということでありました。

○６番（川城達也君）　通告書の方にも簡単に記載させていただきましたが、県と町の両方が絡む事業においては、恐らく町職員の役割というのは、先ほど建設水道課長も言われたようにコーディネーターとして、一つのキーマンの役割を果たすものであると。恐らく議会の審議というのは、地元の議員の審議というのは経ないわけでありますから、町職員の一つの一つの考え方、一つ一つの行動といったものがその事業の完成度に深くかかわるであろうと思っております。

次に、河川の浄化問題についてお尋ねしたいと思います。

この問題につきましては、昨日来、石井議員そして小川議員からも質問がございまして、合併浄化槽の設置状況その他に関しましては既に数字が出ております。よって、私の方からは公共下水道の可能性、そして流末調査、こういったところに関しまして二、三質問させていただきたいと思います。

環境整備課の方からいただきました資料を見たところ、御宿町における浄化槽の普及率は大体80％、そのうち合併浄化槽が30％、単独が50％。私はその数字を見まして、結構単独が多いな、まだ合併浄化槽が十分普及しているとは言えないな、そういうふうに感じました。

そもそも浄化槽が導入された経緯というのは、もともと御宿町あたりですと、言うならばし尿処理型の昔のトイレが使われていた状態の中で、水洗トイレを導入する、その中で一番初めに単独槽が導入されたのではないかと思います。そして、その初期の単独槽が十分合併浄化槽に転換されないまま今日に至っているのではないか、そういった印象を受けました。

河川の浄化は、汚濁要因というのはさまざまでありますが、やはり基本的には、家庭から出る雑排水をいかに規制するかといったところに問題の根本があると思っています。この合併浄化槽をいかに普及・推進するかということに関しましては、小川議員がおっしゃられたような補助金の問題もあると思いますが、一つ私が思いつきましたのは、ひょっとしたら将来、公共下水道が整備されるのではないか、もし公共下水道が整備されるのであれば単独をわざわざ合併前に転換する必要はないじゃないか、そういった見方、そういった考え方をしている町民が多いという点も一つはあるのではないかと思います。

ですから、行政の役割としましては、将来的に公共下水道導入の可能性がどの程度あるか、それを明確に示して、言うならば河川浄化のビジョンを町民に広くアナウンスすることが必要なのではないか、私はそう考えています。

そこでお尋ねします。御宿町において公共下水道が将来的に導入される可能性、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　藤原課長。

○建設水道課長（藤原　勇君）　公共下水道の導入の可能性ということでお答えします。

町は、平成13年度に下水道基本構想及び平成14年度に御宿町汚水適正処理構想を作成いたしました。下水道基本構想は、御宿町全域のうち、公共下水道で実施した方が経済的な集合処理区域を選定する目的で調査を実施し、本町は、おおよそ須賀・部田前地区の一部を含め、ＪＲ外房線から海側及び既に整備されている御宿台区の約256ヘクタールを含めて、公共下水道

区域と設定いたしました。

御宿町汚水適正処理構想は、公共下水道の検証及び他の区域の経済的かつ効率的な汚水処理施設を推進していくための構想であり、結果として、現時点では、公共下水道区域以外は合併浄化槽による整備手法が最も経済的な手法との結論でした。公共下水道は約70億3,000万円近くの建設費と、事業着工から供用開始までの期間が約20年以上の月日が必要であり、公共下水道の必要性は認識していますが、経済状況等を考えますと、現時点での可能性は低いものと思っています。

ただし、将来のまちづくりには必要不可欠であり、必要になってから基本構想、全体計画等を作成していたら、事業着手までの間がさらに５年から７年必要となり、今後とも検討していく必要があるものと考えております。

○６番（川城達也君）　わかりました。もし公共下水道の導入の可能性が低いのであれば、下水は無理だと、それを広くアナウンスする必要があると思います。たしか私の記憶によれば、選挙のときに公共下水道の普及・導入ということを公にされていた方もいらっしゃったような記憶がございます。

さて次に流末調査に関してですが、流末調査ということでいえば、いろいろな意味合いがあると思います。私が今申し上げます流末調査の必要性というのはどういうものかといいますと、自分の家から出た家庭雑排水が一体どこの川に注いでいるのか。まずこれを、御宿町民、１人の住民として少なくとも把握しておく必要があるのじゃないか。そして、その川の浄化にはその川に雑排水を注いでいる家庭全体で責任を持つ、そういった考え方もあってよいのではないかと思っております。

当然ここまでやりますと、広く住民自身のボランティア的な活動を必要とするわけですけれども、そのあたりの全般的な、住民に河川浄化のために住民ができることは一体何なのか、そういった視点を含めながら、環境整備課長、このあたりのことについてどういうふうにお考えかお伺いします。

○議長（伊藤博明君）　井上環境整備課長。

○環境整備課長（井上秀樹君）　確かに今議員がおっしゃられた河川浄化を必要とするという今の現状は、結局何かその原因があって今の状況がある。それをどうしようかという話の中では、ただいまおっしゃられている、自分の家庭からいろいろな排水が出て、それがどのような経路を通ってどうなっているかということを知っておくのも非常に大事なことで、この資料そのものが膨大な内容であって、それらの意識高揚といいますか、今後我々が河川の現状あるい

はそういった状況を皆さんに知ってもらうことから始めることが非常に重要なことだ、そのように思っております。

○６番（川城達也君）　ありがとうございます。10年以上前から感じていることですけれども、裾無川に関しましては、川というよりもむしろどぶと言ってしまった方が適切ではないか、そういった汚濁状況であります。そして、裾無川が月の沙漠記念館付近の清水川に注ぐところにはヘドロがたまっておりまして、夏になりますとそのヘドロが悪臭を発する、そういう時期が長く続いていると思います。

御宿町は、観光御宿ということで、長らく御宿町域以外から多くの方々を御宿の海岸にお迎えしているわけですから、その表玄関をきれいに保つ、少なくとも臭いがしないようにしておくということは非常に重要なことだと思います。また、小川議員のご質問にもありましたが、最近どうも海が汚れているんじゃないか。私もアワビとかサザエとか非常に好きで、幼少のころからたくさん食べておりますけれども、最近はサザエの中に、家に持ってきますとどうも殻が臭う。ヘドロの臭いとまでは断言できませんが、それに近い臭いがする貝が見受けられるような気がしております。

恐らく河川浄化問題は早急に取り組む必要があるんじゃないか。予算の問題、いろいろな難しい問題等があるのはよく承知しておりますが、取り組んでその結果が出るまではとにかく時間のかかることでありますから、必要なことであれば、なるべく早く取り組む必要があるのではないか。そしてそのときには、ただ単に行政だけに頼るのではなくて、住民自身がみずから率先して、自分自身のできることをやっていかなければいけないのではないか、そのように考えております。

最後になりますが、合併問題について二、三お伺いしたいと思います。

３月11日に、夷隅郡５町による任意合併推進協議会が発足いたしました。この任意合併協議会を発足させるに当たりましては、議会の中でも１市１町、勝浦市との枠組みのそれと２つ立ち上げるべきではないか、そういう意見がずっと長くあったわけです。実を申しますと私も、検討、そして選ぶという行為においては、２つを比較検討するのが一番わかりやすいのではないかと思っていた時期がかなり長くございました。

しかしながら、この一連の合併問題を考えていく中で、合併というのはただ単に選ぶだけではない、つくっていく、創造していく行為も含まれるのではないか、そう思い至りました。もし選ぶだけであれば、それはプラズマテレビのカタログを幾つか取り寄せて、比較検討して選ぶように相手を選べばいいのであります。しかしながら、この合併問題というのはお互いにつ

くっていく、そういう行為が含まれておるわけであります。

したがいまして、お互いにともに手をとり合ってつくっていく、その行為の中でいかにリーダーシップが発揮できるか、いかに御宿町の意思を実現していけるか、そういった観点を任意合併協議会の立ち上げの際にも十分検討する必要がある。私自身は最終的にそういう結論に至ったわけであります。

これから井上町長は、５町の合併推進協議会に伊藤議長、そして新井副議長とともに臨まれるわけですが、いかなるビジョンに基づいて、いかなるリーダーシップを発揮して、新市をつくっていこうとされているのか。そのあたりの決意に関してお伺いいたします。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　５町による任意協議会がこれから始まるわけでありますが、５町という枠組みの中で御宿町がどのような役割を果たし、各地域の連携の中でどのように発展していくか、これが私としては一番重要な問題ではないかと考えております。

また、合併に伴う財政効果を最大限に引き出すとともに、長期的視野に立って、行政運営を基本に、住民福祉のサービス水準や新市において必要な事業の優先度を協議していく努力も必要と考えております。さらに合併協議の基本として、住民の視点に立って進めることが一番重要ではないか、そのように考えております。

５町の任意協議会においては、ある程度の協議が進んだ時点で、先ほど総務課長も申しましたように住民の皆様に説明し、その後に法定協議会を立ち上げていくことが望ましいと考えております。任意協議会の委員数が限られており、合併協議に当たっては、従来どおり議会と行政が共同で一体となって進めていくことが最重要である、そのように考えております。

○６番（川城達也君）　ありがとうございました。

これから御宿町が消え、新しい自治体が生まれるわけです。そして、その中で井上町長は、御宿町8,000人の運命を背負って協議に臨まれるわけです。どうかご存分にやっていただきたい、心からそう申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　ご苦労さまでございました。

これより２時５分まで休憩いたします。

（午後　１時５４分）

○議長（伊藤博明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０７分）

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第２、議案第20号　平成16年度御宿町一般会計補正予算(第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　議案第20号　平成16年度御宿町一般会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに135万5,000円を追加し、補正後の予算総額を33億5,435万5,000円とするものです。

平成16年度当初予算は、８日に提出させていただき、きのう議決をいただいたところですが、11日に開催されました５町の町長・議会議長・副議長会議及び第１回夷隅郡合併推進協議会におきまして、４月１日から事務局を設置することと決定したため、この合併推進協議会の負担金を追加する補正予算をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　綱島総務課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、内容について説明させていただきたいと思います。

きのう冒頭に議長の方からの諸般の報告にございましたように、夷隅郡５町の町長及び正副議長会議が３月11日に大多喜町の中央公民館で開催されたわけでございます。そこで、合併に関する任意協議会といたしまして、５町の町長また正副議長で組織する夷隅郡合併推進協議会の設置について規約を協議いたしまして合意がなされたということから、第１回の夷隅郡合併推進協議会を開催したところでございます。

そこの中で、平成16年度の夷隅郡合併推進協議会事業計画、また平成16年度の夷隅郡合併推進協議会の予算について審議されまして、原案のとおり承認されたということで、これに基づきまして今回補正予算をお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては、３ページに事項別明細書がございますが、ここで補正額135万5,000円を繰越金をもって充当させていただいてございます。

歳出につきましては、総務管理費の諸費に負担金補助及び交付金といたしまして、合併推進協議会の負担金135万5,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、677万5,000円に対して各町、５町の均等でもって割り当てられた金額でございますので、よろし

くお願い申し上げます。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

１番、石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　１番です。

任意協の設置に関する予算ということでありますが、先般の議会での議長への資料添付の中で、大もとの方の協議会の具体的な予算が資料として提案されておりましたので、この中から幾つか説明を受けたいというふうに思います。

まず、一つは会議費でありますが、会議録作成業務委託という項目がございます。44万4,000円でしょうか。これは具体的に何回程度になるのでしょうか。何ページ、何回、こうした作成根拠が多分あろうかと思います。

同様に、事業費の中では印刷製本費50万円、それから負担金補助及び交付金ということで、県職員派遣費負担金ということで250万円が計上されておりますが、たしか前回の任意協のときには県の職員の派遣はなかったというふうに記憶しているんですが、その辺のところを確認したいということであります。そうであるならば、なぜ今回県の職員の派遣を要請するのかお伺いいたします。

夷隅郡市、メンバーは違いますが、これまでも任意協、また法定協とかなり長い期間にわたって協議・研究・調査されてきたわけであります。法的にはそれほど変わっていないというふうに思うわけでありますので、そうした経験を生かすならば、３名ですか企画の方にいますし、また幹事会、作業部会等も持たれるというような規約もございますので、そうした中で十分詳細な詰めができる、技術的にも可能である、もしくはそれだけのものをこの間やってきたというふうに理解しておりますので、その辺のご説明もいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　それでは、会議費の委託料ということでございます。44万4,000円、これは会議録の作成を委託するものでございまして、月２回の協議会を開催するという予定で、６回分の会議録の調製委託費を計上させていただいております。

次の需用費の50万円というお話がございましたが、これの印刷製本費につきましては、住民説明会用の資料といたしまして２万2,000部の資料を、12ページ程度のものを１回発行するというような内容でございます。

それと、負担金補助及び交付金中の250万円ということで、県派遣の職員の負担金ということでございますが、先ほど議員のご指摘のように、前回の任意協議会のときには県の職員は派

遣されておりませんでした。そういったようなこともございましたが、この任意協議会の中でいろいろと協議する中でも、やはり国の支援策ですね、また県の支援策、また建設計画等につきましても県への採択要件もございます。そういったようなことから、県の職員の派遣を最初からしていった方がスムーズな運営ができるのではないかというようなことから、県の職員の派遣を要請するというようなことだと考えます。

また、任意協議会、法定協議会等で今まで協議してきたという状況もございます。それにつきましても、期間が平成17年３月31日という時限立法の中で協議していかなければならないということから、やはり時間的な余裕がないということから、職員３名の派遣ということもありますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石井芳清君。

○１番（石井芳清君）　会議録作成６回ということでありますが、当然公金を使って行う事業でありますから、先般会議の公開の要望もいたしましたが、会議録についても当然公開されるべき性質のものであろうというふうに認識しております。

しかし、今回は６回で３カ月程度の予算というような説明もこの間受けておりますが、そうした中で、少なくとも次の会議の前までには会議録がきちんと公開されていなければならないというふうに思うんです。そうしないと、単に証拠として残すということではないというふうに思うんです。そこら辺をもう一度確認したい、要するに御宿町だけでやるわけではございませんので、共同して行うわけでありますから。

本町もこれまでさまざまな努力をいただきまして、例えば先般の住民懇談会も、１週間以内に40ページほどの会議録を起こしていただきました。大変なご努力をいただいたと思うわけでありますが、そうした中で、我々もより正確な判断ができたわけで、非常に大事なものであります。重要であろうと思いますので、その辺のところについて、このくらいであれば私はできると思うんですけれども、きちんと対応をとっていただくようにお願いしたいと思います。

それから、職員３名ということでありますが、具体的にはどういう職の方がこの町として行かれる予定なのかお聞きしたい。

それから、具体的には幹事会と作業部会というようなお話もありましたが、どのようなものが想定されているか。それが何回程度なのか、その点についてもあわせてお答え願います。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　ただいま会議録というようなことでございますが、会議録につきましては、会議の結果を踏まえまして次の会議に臨むというようなことからも、当然次の会議

までにはできているということが好ましいと思います。それについても、事務局の方にもそのような話はしていきたいと考えます。

それと、職員の派遣ということでございますが、職員につきましては、今まで１市５町のときに経験している職員を派遣したい、このように考えております。それと、３名ということですから、あと１名は主任主事という職にあるような者も考えております。

それと、あと幹事会と専門部会というようなことでございますが、幹事会におきましては企画また総務、その辺の担当課長が出ると思います。また専門部会については、各課の課長さんが代表されるようなことになるのではないかというように考えます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

13番、貝塚嘉軼君。

○１３番（貝塚嘉軼君）　今、日数がないというような答弁もありました。私も住民懇談会を通して、そこでの住民の発言の中には、十分な任意協議会をしてそれで合併するのであれば臨んでほしいという意見があったように記憶しております。よって、６回の任意協議会において合意に達して法定協へ持っていけるのかなと、その辺を非常に疑問に思っているわけです。ですから、その辺を任意協でどこまで煮詰めて持っていくのか。

しからば振り返れば、もっと住民に十分なる説明をした後にこの合併推進協議会あるいは任意協議会、法定協を立ち上げるべきだということを私は最初から主張してきました。しかしながら、住民発議によって１市５町の法定協が立ち上がって１年たったら、それはだめですという形になってしまって、それでまたここへきて急いで、時間がないからこうなんだということは、私はちょっと納得いかない。

よって先ほど川城議員も町長に要望していましたけれども、御宿町がリーダーシップをとって、こうするという心構えを十分示してもらわなければ、月に２回ぐらいの協議では、私はとてもじゃないけれども十分なる協議がされないというふうに認識せざるを得ない。

よって私は、どうしても平成17年３月31日までに合併したいというのであれば協議回数をもっと重ねて、それもやはりオープンにしてやっていただく、そして本当に住民が望む合併を進めてほしいというふうに思っております。その辺について、議会の意見として取り上げて言ってくれるのかどうか、返事を聞かせてください。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　確かに期間がないというような状況の中で、３カ月という期間の中で、重点項目等についての協議というものはなかなか難しいことだとは考えます。それにし

ても、法定協議会を立ち上げる前に、その３カ月の間に協議した任意協議会の中での協議の結果を住民の皆様方にも説明しなければならないというようなハードなスケジュールになってくるかと思います。

今、貝塚議員のご指摘のように、その短い期間の中で十分な協議ができるようなことであれば、２回というようなことでどうなのだということだと思いますが、それついては、４月８日に第１回目の会議が開催されるわけでございますので、その席上で委員の皆様方からそういった要望も、またその内容の熟度によって会議も２回といわず３回、４回というようなことにもなろうかと思います。まずは、１回目の協議のスケジュール等の打ち合わせも４月８日にあるようでございますので、そういった会議の推移を見守りながら検討させていただきたい、こういうふうに考えます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、瀧口義雄君。

○８番（瀧口義雄君）　単純な質問ですけれども、ホームページ開設準備業務委託50万円という中でパソコンが入っていないんです。

それと、法定協のときにも言ったんですけれども、リースと購入ですね。前もわけがわからないものを解散したときに分けましたね。その辺の仕分けですね。法定協までこれを持ち込むのか。

それとリース契約ですね。これは３カ月ですが、３カ月の契約なのかということです。法定協は法定協で別物だと思っていますから、任意協は任意協の予算だと。継続していくのか、またいけない可能性もあるし、その辺です。

○議長（伊藤博明君）　綱島課長。

○総務課長（綱島　勝君）　パソコンということでございますが、パソコンにつきましては、前に１市５町のときに任意協で使ったものについては、それぞれ備品として配付されております。それを持ち込んでいくということで対応していきたいというふうに考えております。

それと、リース料ということでございますが、当然リースについては３カ月のリースの中での考え方をしている。法定協議会に移ればまた法定協議会の中での契約というようなことになろうかと思います。

（瀧口議員「備品購入については」と呼ぶ）

○総務課長（綱島　勝君）　備品購入につきましては、やはり机・椅子についてはそれぞれ持ち込むということで対応していくということでございます。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、浅野玄航君。

○１２番（浅野玄航君）　浅野です。

貝塚議員の要望ですか質問と同様な感じになろうかと思うんですけれども、私も法定協議会に参加させていただいていまして、法定協の場合にはたくさんのいろいろな立場の方が来る。したがいまして、月に１回とか次の予定はとかいうのは、きちっと予定を組んでやらなければ非常にできづらいところがあったと思います。任意協の場合にはフットワークよく、内容濃く、臨機応変にというのが一番の取り柄であり必要なことであると思います。

そういう面で、３カ月でやるんだ、月２回でやるんだというようなことを、最初に決めてしまうのは本当はおかしいことであると思います。２カ月であれば２カ月でできればそれでよろしい。内容、目的に達したことができるようにということでありますので、その辺を次の会合のときに、御宿町から出ていく３人の委員さんにぜひ強調していただきたい、そのように思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　井上町長。

○町長（井上七郎君）　浅野議員が言われましたように、御宿町としては主張していきたいと考えております。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（伊藤博明君）　挙手多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第３号の上程、説明、採決

○議長（伊藤博明君）　日程第３、発議第３号　議員派遣の件を議題といたします。

議会事務局長より説明いたします。

○議会事務局長（瀧口和廣君）　発議第３号　議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

１　まちづくりに関する研修

（１）目的　先進地を視察し、御宿町のまちづくりに資する

（２）派遣場所　神奈川県山北町、静岡県川根町、観音崎自然博物館

（３）期間　平成16年３月25日～２日間

（４）派遣議員　御宿町の議会議員全員

以上です。

○議長（伊藤博明君）　これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第３号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、発議第３号は原案のとおり派遣することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（伊藤博明君）　ここでお諮りいたします。

本日提出者、石井芳清君、賛成者、吉野時二君より、発議第４号　少人数学級の導入やティームティーチングなどに関わる教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　異議なしと認めます。

よって、発議第４号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（伊藤博明君）　提出者、石井芳清君、登壇の上、提案理由の説明をお願いいたします。

（１番　石井芳清君　登壇）

○１番（石井芳清君）　発議第４号を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

発議第４号。

平成16年３月18日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、吉野時二。

少人数学級の導入やティームティーチングなどに関わる教育予算の拡充を求める意見書につ

いて。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

少人数学級の導入やティームティーチングなどに関わる教育予算の拡充を求める意見書。

少子化が進み、教育に対する重要性は以前にも増して高まってきており、かつ子どもと教育をめぐる状況は複雑、多様化している。

その中で、小学校における学級編成には、小学校設置基準第４条で１学級の児童は40人以下とされているが、近年地方分権に伴い、文部科学省から都道府県の裁量で実施できる、いわゆる「学級編成基準の弾力化」が示され、千葉県においては現在、自治体の意志と県の裁量によって小学校１、２年生における１学級の児童は38人以下となっていた。さらに平成16年４月１日から条件が無くなり、すべての小学校１、２年生の１学級の児童は、38人学級編成と改正されてきている。

ところが、本町においては学年36名前後の児童数が予想され、特に小学校低学年において学校生活への円滑な適応と、きめ細かな指導等に困難が予想される。よって御宿町議会として少人数学級の導入や、ティームティーチングなど学級編成基準等の改善による教育予算の拡充を求める意見書を提出します。

記。

１　児童に行き届いた教育を保障するため、小学校低学年において少人数学級の導入やティームティーチングなどに関わる教育予算を各自希有すること。

平成16年３月18日。

御宿町議会。

御宿町長、井上七郎様。

以上であります。

○議長（伊藤博明君）　これより質疑に入ります。

２番、松﨑啓二君。

○２番（松﨑啓二君）　ただいまこのような発議が。たまたま今日は白鳥議員から、子供たちの将来ということで一般質問がありました。非常にタイミングよく発議されたなと思っておるんですが、白鳥議員の質問に対しまして石田課長から、岩和田小学校の平成17年４月の入学生云々という話がありました。私の聞き違いかもしれませんので、その部分をもう一度ご説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　石田教育課長。

○教育課長（石田義廣君）　平成17年４月に岩和田小学校に入学を予定しております児童が４名おりまして、その４名の保護者の方が先般見えまして、各自いろいろな事情は申しておりましたけれども細かいことはきょうは申し上げませんが、とにかく４名一緒に御宿小学校に上がりたいということで、希望といいますかご意見がございました。そういうことで、それに対して即答は当然できませんでしたが、後で協議してお答え申し上げますというようなお返事をいたしました。

この件につきましては、これから教育委員会定例会等でいろいろご意見をいただきながらやっていきますが、先ほど白鳥議員さんの答弁で私が言いましたけれども、区域外就学及び指定校変更については、国の文部科学省及び県等においてもそうでございますが、非常に弾力的な運用といいますか、各保護者の皆さん方の意見を尊重したり、教育委員会としてもそういう要望に今はできるだけこたえるような形で、いろいろ指導といいますか通達等が来ております。

先ほどの白鳥議員さんのご質問に対しては、区域外就学、指定校変更は大体現状としてはこのぐらいございますということを申し上げましたが、今までは例えば各学年の中の１人、あるいは各学年６人、７人いる中で女の子が１人だけだから環境の中でいろいろ大変なので移りたいとか、そういう状況がございました。

ただ、４名とはいえ、学年そろってというような現実は今回が初めてでございまして、今後協議していきますが、繰り返すようになりますが、今までの対応状況あるいは今までの指導等をあわせますと、やはり希望を受けざるを得ないんじゃないかというような考えでおります。

以上です。

○議長（伊藤博明君）　松﨑啓二君。

○２番（松﨑啓二君）　４名というのは全員ということですね。

（石田教育課長「そうでございます」と呼ぶ）

○２番（松﨑啓二君）　そういうことですね。そうすると、小学校１年生が岩和田小学校にはいないという結果になりますね。そうすると、いいんですか、そのままずっと行っちゃって。これは岩和田区にとっては社会問題ですね。幼児を持っている、就学前の子供たちを持っている親御さんたちにしてみれば、本当に社会問題だと思います。１年生、入学生が全員ね。私はノーと言っているのじゃないんです。希望したい学校に行くことは大いに結構だと思っています。しかし、１年生がいなくなってしまうというのは、これはどんなものかなと。

それとまた、現在小学校に通っている子供たちから転校希望が出た場合にどのように対応するのか。これも当然あるべきことだと思います。岩和田小学校自体をどのようにお考えなのか、

これは教育長にお伺いします。

○議長（伊藤博明君）　岩村教育長。

○教育長（岩村　實君）　正直申し上げて、大変悩ましい判断をしなければいけないときがあるなという感じは、個人的には持っております。

課長の方から説明がありましたように、今大きな規制緩和の中で、学区といえども今までどおりではないというのがかなり常識になっています。中では選択、個人の自由、自分のうちで選ぶとなっているところがあちこちで出てきている。そういうような状況の中でありますが、私ども御宿町としては、今までの通学区については、現時点で変更する気持ちは事務局としては持っておりません。今までどおりの通学区の中で３校を維持していくというのが基本的な考え方であります。

ただ、先ほど具体的な学年が出ましたけれども、４名ほどの方が見えられて、切々と将来の自分のお子さんのことについて申し述べていきました。ここでは申し上げませんが、一人一人の話を聞くとかなり切実感のある、そういうような問題を抱えている部分もございます。ただ私どもとしては、そういう方々を団体で全部が、ああよろしいですよというような形で判断するわけにはなかなかいかぬだろうと思っているんです。

ですから、その後、心境の変化があるのかどうかを含めて、その一人一人の申し立て事項がどのような正当性があるのか。今まで御宿町教育委員会がたどってきた対応の仕方と矛盾がなくて、しかも公平感がある、そのような中で判断せざるを得ないのではないかと思っています。

もう一つ、学校現場でありますが、これも初めてこういう発言をするわけでありますが、該当の学校もかなりそういう面では危機感を持っております。私たちの学校は大丈夫なのかということですね。そういう意味で、自分の学校が魅力のある学校にどうしてつくっていこうかということを地域の方に打って出ていこうと。いろいろな自分の学校のよさ等をＰＲしなければならない。少人数なら少人数の学校のよさがあるじゃないか、それを一人一人の皆さんに知ってもらおうじゃないかというような、そういう動きも現実としてあるわけでございまして、今の時点、一つの形としてこの学年だけはこっちに移行しても結構だと、こういう方法はとるわけにいかぬだろうというふうに考えております。

○議長（伊藤博明君）　松﨑啓二君。

○２番（松﨑啓二君）　私は学区制の廃止、また学校を自由に選べるということは非常にいいことだと思います。たまたま４人の子供は、うちの子供と同じに岩和田の保育園でお世話になっています。そんなことでその親御さんたちとも私も会っていますが、その子供たちだけじゃ

なくて、現在小学校へ行かせている親御さんたちも、なるべく御宿小学校に入れたいんだ、何とか学校を合併させてくれないかなという話もあります。これは極端な話。ただ、認めてやるのは大いに結構ですが、この一学年を認めてしまうと今後どうなるんでしょう。

私がお伺いしているのは、岩和田小学校の存続そのものをどのようにお考えかということです。いかがでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　岩村教育長。

○教育長（岩村　實君）　これも先ほどの課長の中で、小学校の合併問題に係る基本的な考え方が既に町の施策の中で論議されたといいますか、方向性が出ているというようなことでありましたけれども、現時点で、いつから合併というような方向性はまだ持っていません。

そういう意味で、当分の間ですね、現状の中で地域のみんなの状況を見ながら、これからそういう方向が出るかどうかは別にして、現時点ではそういう推移を維持していくという考え方であります。

○２番（松﨑啓二君）　それを認めるということは来年以降も認めるということ、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（伊藤博明君）　岩村教育長。

○教育長（岩村　實君）　一つの政策といいますか、受けとめ方の連続性やそういうことを考えれば、個人個人の申し立てについての正当性があれば、一人一人に対応する考え方としてはそれは受けざるを得ないのかなと。ある部分はだめだよと、今まではよかったんだけれども今年度４人になって、こうしちゃったからだめなんだよというような、そういう分け方は、私の立場としてはできないのじゃないかというふうに考えております。

○議長（伊藤博明君）　松﨑啓二君。

○２番（松﨑啓二君）　本当に親御さんたちのご希望をかなえてやるのもいいと思うんですが、再来年から、その次からということで、十分ご考慮の上進めていただきたいと思います。

○議長（伊藤博明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博明君）　質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第４号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（伊藤博明君）　全員の挙手です。

よって、発議第４号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤博明君）　以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

○町長（井上七郎君）　平成16年第１回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成16年度一般会計予算、平成16年度一般会計補正予算を初め、20議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認・ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

ここに成立を見ました平成16年度各予算によりまして、町政各般にわたり所期の施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上・発展に寄与してまいりたいと存じます。

なお、会期中議員各位より賜りましたご意見・ご要望につきましては、今後の予算の執行に当たり十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺漏なきよう進めてまいる所存でございます。

どうぞ今後ともよろしくご指導・ご協力のほどをお願い申し上げますとともに、時節柄、不安定な天候が続いておりますが、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤博明君）　議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。

以上で平成16年御宿町議会第１回定例会を閉会します。

これで散会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後　２時４５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１６年　3月　３１　日

議　　長　　伊　藤　博　明

副　議　長　　新　井　　明

署名議員　　小　川　　征

署名議員　　中　村　俊六郎